

平成二十二年九月定例会

平成 22 年 第 3 回

# 菊陽町議会 9 月定例会会議録

平成 22 年 9 月 6 日～9 月 10 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成22年第3回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
9 / 6	月	開会・行政報告・提案理由説明・決算審査報告・研修報告
9 / 7	火	一般質問
9 / 8	水	休会（議案調査）
9 / 9	木	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
9 / 10	金	議案審議（議案第32号～認定第1号）質疑・討論・表決・閉会

平成22年第3回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	北山 正樹 (P31～)	1. 給食費未納について	①各々の未納額・未納者数・未納理由の把握状況は ②負担の公平性と給食の質の確保の両立を図る方法をどのように捉えているか ③強制徴収も含め、公会計方式へ移行の考えはないか
		2. 保育園園庭の芝生化について	①芝生化された園庭になると、児童の育成にどのような影響があると認識しているか ②芝生化するにあたって、行政と保護者の協力体制の確立を
		3. 公園の機能を生かした青少年の健全育成について	①自転車などの練習、交通ルールの習得も可能な公園の設置計画は ②機能（アクティブスポーツ）別の公園整備の予定はないか ③プレーパーク（冒険遊び場）等の自由闊達な遊びができる公園設置の検討をすべきではないか
2	福島 知雄 (P46～)	1. 子育て支援について	①延長保育時間の見直しをすべきではないか ②日、祭日の一時保育サービスを望む
		2. 私立保育園の運営について	①私立保育園（3園）の総合的な評価を問う ②今後子どもの数が減少傾向に推移すると考えられる。私立保育園の子どもの確保のための政策を問う ③病気の子ども、病後の回復期にある子どもを預かる場合の対応措置として人的支援及び施設整備のための助成はできないか ④0・1歳児の入所希望の現状と、1歳児を担当する保育士の人数を増やすべきではないか ⑤保育士が研修等で出張する場合の加配保育士の配置を願う
		3. 生活環境整備について	①長塚区内の道路・下水道が未整備の区間がある。改善すべきでは ②新山1号線道路の雨水処理対策を早急にすべきではないか
3	小林久美子 (P56～)	1. 医療費無料化について	①中学生までの医療費無料化を ②町外医療機関に受診した場合、窓口払いの解消をすべきではないか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 国民健康保険税について	①国保加入世帯の平均所得は (所得200万円以下の世帯数は) ②国保税滞納世帯数とその対応は ③「09年4月14日通達」による失業者の国保 税減免者数及び「非自発的失業者」の国保 税軽減の状況は ④「国保法第44条に基づく窓口負担の減免」 の利用状況は ⑤国保税の引き下げはできないか
		3. 高齢者所在不明問題につ いて	①菊陽町の状況は ②町内でも「孤独死」があったと聞くが、一 人暮らし世帯等に対して町はどのような対 応をしているか
		4. 小規模工事契約希望者登 録制度について	①町内業者の受注機会を拡大し、町内経済活 性化を図るために取り組みを
		5. 個人住宅リフォーム助成 制度について	①各自治体で様々な形で取り組まれている。 地元業者の育成・景気対策としても有効で ある。ぜひ取り組みを
4	甲斐 榮治 (P70～)	1. 菊陽中部小学校建設問題 について	【1】現在の全般的進捗状況はどうか ①検討委員会について ②基本設計について ③仮設校舎について 【2】菊陽中部小学校北側山林の購入と開発 について ①周辺住民への事情説明について ②今後の進め方について 【3】臨時会の設定など、事業の進め方の手 順について
		2. 光の森公共用地の活用 について	①活用計画の検討状況について ②計画作成に当たって、住民の意見をどう集 約するか ③住民への説明について
5	梅田 清明 (P81～)	1. 福祉の充実について	①中学校3年生まで医療費の無料化を ②高齢者等のゴミ出し支援について、町で取 り組めることはないか
		2. 雇用対策について	①役場内に雇用相談員を置いて、きめ細やか な雇用対策をすべきではないか ②求人情報誌(しごとっち)はコピー等し て、常に役場及び出先機関にも置けないか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 温暖化対策について	①役場庁舎耐震補強工事に併せて太陽光パネル設置はできないか ②発行ダイオード（LED）の推進の現状と今後の町の方針を問う

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成22年9月6日（月）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成22年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成22年9月6日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 行政報告  
日程第5 議案第32号から認定第1号までを一括議題  
日程第6 町長の提案理由の説明  
日程第7 決算審査報告  
日程第8 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 坂本秀則君 | 2番  | 北山正樹君  |
| 3番  | 石原武義君 | 4番  | 甲斐榮治君  |
| 5番  | 芝和長君  | 6番  | 岩下和高君  |
| 7番  | 佐藤竜巳君 | 8番  | 大塚昇君   |
| 9番  | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君  |
| 11番 | 吉本堅君  | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君  |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

- |    |      |    |       |
|----|------|----|-------|
| 8番 | 大塚昇君 | 9番 | 福島知雄君 |
|----|------|----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- |               |       |                |       |
|---------------|-------|----------------|-------|
| 町 長           | 後藤三雄君 | 教育委員長          | 三島誠一君 |
| 教 育 長         | 赤峰洋次君 | 教育次長           | 水上孝親君 |
| 総務部長          | 大川育男君 | 福祉生活部長         | 眞鍋清也君 |
| 産業建設部長        | 服部貞夫君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 吉岡典次君 |
| 総務課長          | 阪本修一君 | 総合政策課長         | 松本東亞君 |
| 財政課長          | 實取初雄君 | 税務課長           | 廣野豊徳君 |
| 人権教育・<br>啓発課長 | 堀川俊幸君 | 福祉課長           | 渡邊幸伸君 |

健康・保険課長 宮本義雄君  
町民課長 堀川正信君  
農政課長 荒木一雄君  
都市計画課長 坂本恭一君  
商工振興課長 平野誠也君  
図書館長 堀行徳君  
生涯学習課長 佐藤清孝君  
菊陽町代表  
監査委員 中原輝男君

環境生活課長 吉野邦宏君  
武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君  
建設課長 松村孝雄君  
下水道課長 山崎謙三君  
総務課長補佐  
兼庶務法制係長 服部誠也君  
学務課長 松本洋昭君  
農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君  
書 記 山川真喜子君



~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） それでは、ただいまから平成22年第3回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、8番大塚昇君、9番福島知雄君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

この件につきましては、去る8月30日の議会運営委員会で協議の結果、今定例会を本日より9月10日まで5日間と諮問することに決定しました。

会期日程につきましては、別紙のとおりとしたいと思います。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月10日まで5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から9月10日まで5日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（吉村豊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

先般議員派遣を行いました研修概要については、別紙配付のとおり報告します。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配りましたとおりであります。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査（5月、6月、7月分）の結果報告は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、今回受理しました陳情等は、別紙のとおり、配付のみといたします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（吉村豊明君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し入れがあります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、本日から5日間にわたり平成22年第3回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、ご多用の中、しかも例年になく厳しい酷暑の中にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、第5期菊陽町総合計画の策定についてであります。

平成23年度から平成32年度までの10年間の計画期間とした第5期菊陽町総合計画を策定するため、7月26日に菊陽町総合計画策定審議会を開催いたしました。審議会は町議会、学識者、各種団体等からの20名の委員で構成されておりますが、このうち議会からは議長、副議長に委員として就任をいただいております。今後、町で現状や課題を整理して、将来ビジョン等の基本構想案を審議していただくとともに、町民説明会等を通して、町民の皆様のご意見をより多く反映させた総合計画を策定していきたいと考えております。

次に、協働の仕組みづくり検討委員会についてであります。

総合計画の基本方向の大きな柱にパートナーシップによるまちづくりを掲げ、住民と行政が協働でつくる町を推進するために、平成18年度から町民の皆様とともに菊陽町にふさわしい協働の仕組みづくりについて検討を重ねてきました。そのまとめとして、協働の仕組みづくり検討委員会の委員長である明石照久熊本県立大学教授から、去る8月27日に（仮称）菊陽町町民参画協働推進条例案に関する提言をいただいたところであります。この条例素案は、これからのまちづくりに重要な3つの柱を基本としたものであり、1つ目が、町民と町が町の持つ情報や地域の抱える課題などをお互いに把握し、理解を深めるための情報共有。2つ目が、町の施策等の立案から意思決定、評価の過程において、広く町民の意見を反映させることを目的として、町民が町政に参加する町民参画。そして3つ目が、町民と町がそれぞれの役割と責任に基づいて連携協力し、まちづくりを進める協働であります。

これらの情報共有、町民参画、協働は、まちづくりにとって非常に重要なもので、いずれも欠かすことのできないものであり、町民と町のパートナーシップによるまちづくりを推進するための権利として認め、また責務とすることをルールとして定めたものであります。今後は、この素案を庁内で検討整理し、条文化したものを町民及び議会の皆様に説明しご意見を伺った後、議会でご審議いただき、来年、平成23年4月の施行を目指しているところであります。

次に、休日の開庁についてであります。

現在、窓口業務の時間延長につきましては、毎月第1及び第3水曜日の17時15分から19時まで実施しております。多様化する町民ニーズに対応し、よりよい行政サービスの提供を図るために、平成23年1月の第2日曜日から毎週日曜日の午前9時から午後1時までの開庁を試行してみたいと思っております。なお、水曜日に実施しております窓口業務の時間延長につきましては、第3水曜日のみをしたいと考えているところでございます。

次に、戸籍上の生存についてであります。

新聞やニュース等で報道されておりますように、全国的に高齢者が戸籍上生存する問題で、本町の戸籍上の生存について調査した結果、戸籍上の100歳以上の方は168名で、そのうち住民登録で生存されている方が11名おられます。残りの157名は戸籍上生存したままの状態になっております。最高齢は明治8年生まれ135歳の方であります。海外移住や戦争中の郵便事情の悪化等により死亡届が出されてない等の理由が考えられます。今後は法務局と相談し、削除の手続を行ってまいります。

次に、企業誘致についてであります。

景気は上向き状態にあるものの、昨今の円高の影響を受けて企業の投資は依然として厳しい状況にあり、ましてや新規の誘致となるとかなり厳しいものがあります。このような中、7月14日に富士フイルム株式会社と第4期工場の建設に係る工場増設に関する協定を締結、8月12日には株式会社愛歯と工場立地に関する協定を締結、さらに9月2日にはソニーセミコンダクタ九州株式会社と工場内増設に関する協定を提携したところであります。厳しい状況の中、本町への投資を決定していただき、大変うれしく思っているところであります。

次に、レジ袋の有料化についてであります。

本町では、ごみ減量や温暖化防止対策といたしまして、マイバッグの活用促進に努めてきたところであります。また、全国的にレジ袋の有料化が進められる中、熊本県でもごみ減量や循環型社会、低炭素社会を構築するために、レジ袋有料化の取り組みを進めるための、市町村事業者消費者関連団体等によりレジ袋削減に関する連携促進会議を7月に設置されております。促進会議では、レジ袋の有料化を平成24年3月までに実施していく目標が示されております。熊本県内全域で取り組もうという動きもありますので、本町でも目標日までには実施できるよう取り組む必要があると考えているところでございます。

次に、新清掃工場建設候補地についてであります。

菊池環境保全組合の新清掃工場建設につきましては、第4回の建設候補区域選定委員会が開催され、収集の効率性等から管内の中央域が好ましいという候補区域の絞り込みが進められております。今後、中央区域の中から4カ所程度の建設候補区域が決められた後に、建設候補区域選定委員会から候補区域の住民代表を含めた用地選定委員会が組織されて、用地選定委員会で候補地を選定していくとされているところであります。

次に、下水道事業についてであります。

辛川、道明地区の污水管整備、菊陽第2土地区画整理事業地区内では、新町地区の墓地周辺並びに町道下原堀川線整備に関連し、雨水及び污水管の整備をしているところであります。また、6月には21年度に購入しました非常用発電機を利用し、マンホールポンプ場の停電時の接続、起動訓練を実施しまして、発電機の操作方法及び配電盤への接続方法のマニュアルを作成いたしました。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第32号から認定第1号までを一括議題

○議長（吉村豊明君） 日程第5、議案第32号から認定第1号までの件について一括して議題といたします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（吉村豊明君） 日程第6、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、行政報告に続きまして、本定例会に提案しております付議事件について、その提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は9件であります。その内訳は、議案7件、報告1件、認定1件についてご審議をお願いするものでございます。

付議事件の順に申し上げます。

議案第32号は、平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,028万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を111億30万3,000円と定めるものであります。

歳入の主なものといたしましては、地方交付税を3億3,952万1,000円、県支出金を5,364万円、財産収入を3,000万円、繰越金を3億6,827万3,000円それぞれ増額し、国庫支出金を1,027万1,000円、繰入金を3億円、町債を800万円それぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を2億5,790万8,000円、民生費を8,187万9,000円、農林水産業費を2,528万8,000円、土木費を6,851万5,000円、教育費を2,565万7,000円それぞれ増額するものであります。なお、債務負担行為の補正としまして、武蔵ヶ丘小学校プレハブ教室借り上げ料で690万円を追加しています。

議案第33号は、平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,741万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億541万2,000円に定めるものであります。

歳入は、前期高齢者交付金を57万6,000円、繰越金を1,684万1,000円増額するものであります。

歳出の主なものは、諸支出金を2,364万4,000円、後期高齢者支援金等を61万3,000円増額し、老人保健拠出金を271万5,000円、介護納付金を51万2,000円、予備費を357万9,000円減額するものであります。

議案第34号は、平成22年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,482万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億1,584万3,000円に定めるものであります。

歳入は、国庫支出金を81万円、支払基金交付金を328万1,000円、県支出金を40万4,000円、繰越金を3,099万4,000円増額し、繰入金を66万8,000円減額するものであります。

歳出は、総務費を1,137万6,000円、基金積立金を2,252万2,000円、諸支出金を92万3,000円増額するものであります。

議案第35号は、平成22年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,292万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億2,760万9,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料を1,797万3,000円、分担金及び負担金を319万2,000円、繰越金を614万5,000円、諸収入を324万1,000円増額し、国庫支出金を2,042万6,000円、一般会計繰入金を1,355万1,000円、町債を950万円減額するものであります。

歳出は、維持費を1,017万7,000円増額し、事業費を2,310万3,000円減額するものであります。

議案第36号は、平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ867万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,854万4,000円と定めるものであります。

歳入は、一般会計繰入金を838万6,000円、繰越金を29万1,000円増額するものであります。

歳出は、維持費を101万2,000円、事業費を766万5,000円増額するものであります。

議案第37号であります。訴えの提起についてであります。

この件は、差し押さえ債権取り立ての訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。相手方は福岡県福岡市中央区天神4丁目4番20号、株式会社しんわであります。この滞納町税を徴収するため、第三債務者であります相手方に対して有する不当利得返還請求権及び年5分の割合による利息の支払請求権を差し押さえ、相手方に対してその支払いを求めたが、期限までに納付がないために訴えによる支払いを求めるものであります。

次に、議案第38号であります。議案第38号は町道路線の認定についてであります。

内容は、花立11号線ほか6路線を新たに町道として認定するものであります。

報告第5号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した平成21年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を添えて、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告するものであります。

認定第1号は、熊本中央広域市町村圏協議会に係る平成21年度歳入歳出決算の認定について

であります。

熊本中央広域市町村圏協議会が平成22年3月31日限りで廃止されるため、熊本中央広域市町村圏協議会規約第27条第2項の規定により、平成21年度歳入歳出決算について議会の認定に付すものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際にご説明申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 決算審査報告

○議長（吉村豊明君） 日程第7、これより報告第5号及び認定第1号の議案審議に先立ちまして、監査委員の審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員中原輝男君。

○菊陽町代表監査委員（中原輝男君） 監査委員の中原でございます。

私のほうから、今提案がありました件につきまして監査をいたしましたので報告させていただきます。

まず、報告第5号の健全化法に基づく監査の結果でございます。お手元の資料の報告書と書いてあるやつ後ろのほうに監査意見書という資料がございます。これの手順に従って報告をさせていただきますと思います。

まず、1ページあげていただきますと、法律の概要とかそれから第2の審査の概要、それから第3の審査の方法及び概要というのがございます。この付近につきましては例年どおりと同じでございますので、一応目を通していただくということで、報告の説明のほうは省略させていただきます。ただ、審査につきましては、7月30日に本町の役場の監査室で酒井監査委員と一緒に審査をやっております。

まず、1ページ目の中身についてはそのくらいで、次に2ページを開いていただきたいと思っております。2ページの審査の概要でございますけれども、今回審査に付されました町の財政健全化を判断する指標が、その2ページの表1に健全化判断比率として示されております。これによりますと、実質赤字比率それから連結実質赤字比率、これにつきましては決算結果が一応黒字になっておりますので、数字が横バーというような形で表現されております。それから、起債や将来に見込まれる負債の状況を見る実質公債費比率、それから将来負担比率につきましても、基準でありますところの早期健全化基準を下回っており、本町の財政状況は健全段階にあるというふうに認められます。ただ、ここの平成21年度の将来負担比率の20年度と21年度を見ますと、46.9ポイント比率が非常に大きく減少しております。これは、先ほどの将来負担比率を算定いたしますところの分子が将来負担額からそれに充当可能な財源を引くことになっております。平成20年までは、財政調整基金と減債基金のみを差し引いておりましたけれども、こ

れが今年度から本町にある17基金のうちに、その下の表に注書きで書いてありますけども、下水道、農業集落排水、介護従事者処遇改善、土地開発基金、これは不動産部分を除くわけですけども、それを除いたすべての基金も充当可能な財源として見てもよろしいということで、分子にある負担額のほうから引くようになっております。したがって、分子が非常に小さくなりますので、数値がこのように本町の場合は小さくなったということがございます。ちなみに平成20年度のやり方でやってみても、本町の場合は68.8ということで健全化率は改善しております。

次に、公営企業の事業規模に対する資金不足の程度を示す資金不足比率につきましても審査をしております。そいつにつきましても、3ページを見ていただくと表2のところはその結果が示されております。これを見ましても、平成20年度も21年度も資金不足ではないと、要するに経営健全化基準を下回っているということで、平たく言いますと赤字ではないということになっているということで、経営は安定している状況と判断できます。

それで最後に、3番目の審査の意見でございますが、健全化比率それから資金不足比率及びその算定基礎となる書類、こういうものを審査しました結果、適正に作成され、各指標を見る限り本町の財政状況は健全段階にあると認められております。ただ、平成19年度から始まってあります光の森公共用地の起債償還などで、過去3年間の平均でありますけれども、実質公債費比率が約2ポイントほど上昇しております。今後におきましても、小学校の建てかえとかあるいは中学校の耐震化工事、さらには将来を見据えての都市計画事業等も控えているというふうに聞いておりますので、今後ともなお一層の計画的で効率的な財政及び行政運営をスムーズに進めていただきたいというふうに思っております。

以上で健全化法に基づく監査報告は終わらせていただきます。

続きまして、認定第1号で提案がありました、熊本中央広域市町村圏協議会に係る平成21年度歳入歳出決算の認定についてでございますが、一応附属資料が後のほうにとじてありますが、その後ろのほうに平成21年度熊本中央広域市町村圏協議会歳入歳出決算審査意見書というのがあると思っておりますけども、これに基づいて報告させていただきます。

まず、1ページにつきましても、この協議会の審査をする前にいろんな関係の条文が絡んでおりますけども、この関係の条文を左のほうに見ていただくようにとじております。

次に2ページ目の審査の概要でございますが、これにつきましても平成22年3月31日に協議会が廃止されたということに伴いまして、その歳入歳出決算の審査をして報告してくださいということを言われましたので、これも本町役場の監査室で8月11日に監査委員である私と酒井のほうで審査しております。審査につきましても、2ページの第3の審査結果上欄のほうにちよっと述べておりますけども、協議会規約でこの決算審査に対する様式は定めておられませんでしたので、規約第2条の定めによりますところの、地方自治法施行規則第16条及び第16の2に基づいて様式がつくられておりました。したがって、その様式が規定どおりできてるかということ、まず第1回目に確認しております。

そしてそれに基づきまして2ページの審査の結果にありますように、町長から付されました歳入歳出の決算書、それからその他政令で定められた歳入歳出決算事項明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書などにつきまして、計数の確認や必要に応じて担当課であります総合政策課の説明を受けて、その適否について審査しております。事業の概要についてでございますが、それは3ページに記載してあるとおりでございます。この件につきましては、読んでいただければわかると思いますので、この事業の概要については、ちょっと説明を飛ばさせていただきますと思います。

次に、収支状況でございますが、まず1番目の歳入、これは款別歳入決算状況表に示されておりますとおりに、協議会構成の負担金が218万6,000円で、これが全体の約78.5%を占めております。そのほかには20年度からの繰越金が59万6,000円の21.4%、その残りが預金金利の諸収入となっております、予算額及び調定額に対する収入未済額は収納率とも100%ということになっています。ちなみにこの負担金につきましては、各市町村の普通交付税の要求の基準となりますところの、基準財政需要額割合の45%。それから、直近の国勢調査、直近といいますが平成17年度になるとは思いますけれども、そのときの人口割の45%、残りを均等割にするという形で各市町村が負担金を出し合って運営していくというふうになっております。

それから次、歳出についてでございますが、歳出については4ページを見ていただきたいと思えます。

4ページの歳出決算状況表に示されてるとおりに執行率は17.4%で、その支出額は48万3,883円でございます。その内容につきましては、県のほうに同様の協議会がございますけれども、そちらへの負担金、それから研修会の参加、それから総会、協議会の総会の費用、こういうものに対する事務処理に要した経費と、それから複数年にわたって行われております子ども交流事業の担当市町村が、今年はこちらですということで合志市の団体への委託料と借り上げ料、それに要した消耗品に使われております。この48万3,883円の内訳は大体そういうものでございます。残りの約82.5%が229万8,117円でございますが、これが不用額になっております。非常に不用額が大きいんですが、これは本来21年3月31日に既に総務省の広域行政圏計画策定要綱というものが既に廃止されておりました。ただ、この協議会についてはどういうふうにするかという動向が未確定であったということで、毎年度計画されている複数年にまたがって行われる事業については21年度も実施しようということで、当面は予算計上がなされていたということでございます。それが21年11月、本協議会の臨時総会で本協議会を廃止するということのでございましたので、肥後っ子スタンプラリー事業等の複数年事業が中止されたことによって、不用額が多く出ているというようなことでございます。

それから、3の財産についてでございますが、財産については本協議会に関する財産等がございませんでしたので、それにつきましては資料のほうを見ていただければ該当なしという形になっていると思いますので、そちらのほうを見ていただきたいと思えます。

以上が審査の概要でございますけれども、最後にちょっと前のほうに戻りますけど、2ペー



ジのほうに審査結果についてのことがゲラのほうに書いてあります。第3の審査結果に戻りますけども、審査に付された決算書等については様式、計数とも適正で正確と認められますし、予算の執行についても適正に行われているというふうに認めました。

それから、4ページ、ちょっとあっちこっちですみませんが、4ページのまとめのところでございますけれども、熊本中央広域市町村圏協議会の廃止というものは、これは地方自治法第252条の6及び第252条の2第1項から第3項までの規定に基づいて行うというふうになっていきますので、そのとおり行われておりますし、廃止によるところの余剰金が出てまいりますけれども、これにつきましては先ほどの総会で議論されたときに、熊本中央広域市町村協議会の監視に関する協議書というものが取り交わされております。その協議書の第3項によって、これは平成21年度の各市町村負担割で精算するというふうになっておりますので、先ほど負担金の算定基準についてご説明いたしましたけれども、それに基づいて算定した結果、菊陽町につきましては、この表の太枠で書いてありますとおりに、負担額は9万9,000円で、還付予定額は10万3,784円が還付されるというふうになっております。

以上で報告は終わらせていただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 代表監査委員の決算審査報告を終わります。

代表監査委員には、決算審査の結果説明大変ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 研修報告

○議長（吉村豊明君） 日程第8、これより閉会中の特定事件、所管事務調査として、各常任委員会で研修されました件につきまして、それぞれの委員長から報告をお願いいたします。

順序は、産業建設常任委員会、総務常任委員会、文教厚生常任委員会の順といたします。

まず初めに、産業建設常任委員長佐藤竜巳君。

○産業建設常任委員長（佐藤竜巳君） それでは、産業建設常任委員会の研修の報告をいたします。

研修は8月2日から4日まで3日間の日程で、産業建設常任委員5名と産業建設部長を含めた計6名で、福岡県行橋市と北九州市が施行している土地区画整理事業と企業が農業に参入している響灘菜園株式会社の3カ所を視察研修いたしました。

研修初日は、福岡県行橋市の土地区画整理事業について研修に入り、行橋市は明治22年3月、3村が合併し行橋町が誕生し、昭和29年町村合併推進法を受けて、1町8村が合併し行橋市として面積68.9平方キロメートル、人口約4万4,000人から出発して、平成9年11月に人口が約7万に達成し今日に至っているとのことでした。行橋駅西口地区土地区画整理事業の着手経緯については、老朽化したJR行橋駅の駅舎建てかえと駅前広場が旧国鉄の所有地で400平米しかなく、朝夕の通勤は駅利用者で混雑し、さらに一般の方も通行が困難であったそうです。一方、駅前の反対側である駅西側一帯は農地が多く、公共施設等の整備も大きく立ちおくれ、東西市街地を結ぶ道路は2本しかなく、その1本は高さが制限され、軌道下のガードを通

行しなければならず、離合もできない状況であったそうです。そのため、昭和50年代に都市基盤整備を図るため、国及び福岡県に陳情していく中、鉄道で東西が分断していることを解消するための有効な事業として行橋駅付近の連続立体交差事業とあわせて、駅周辺の土地区画整理事業のセットで事業を進めることが実実に向けた条件が付けられたそうです。

事業は、平成元年度都市計画決定、平成5年度1月に区画整理事業の承認を受け17年経過し、現在は90%の進捗状況でした。行橋駅付近連続立体交差事業の概要については、施行者は福岡県が実施し、施行期間は平成2年から平成12年度まで竣工し、すばらしい行橋駅ができていました。この駅連続立体交差事業の総事業費は170億円で、行橋市の負担分が31億9,000万円でした。行橋駅の構内はエスカレーター、エレベーター、点字ブロック等バリアフリーを実現し、東西の分断が解消され、踏切の除去数が6カ所、東西市街地を結ぶ軌道下の新設架動橋が11カ所整然と整備されていました。この行橋駅とセットで事業に着手された行橋駅西口地区土地区画整理事業の概要は、施行者が行橋市で、施行期間が平成4年から平成24年度までの20年間です。施行面積が43.5ヘクタール、総事業費139億9,900万円と菊陽第2より面積は約50ヘクタール少ないのですが、事業費は約60億円高いようです。事業進捗率が90%といわれており、残りの10%中に本町と同じパチンコ店の補償問題を抱えておられ、平成24年度の期間終了までには話し合いで解決したいが、それができない場合は直接施行による法的な手段も考えていると言われました。

この2つの事業の効果について話されたことが、平成12年度に行橋の高架事業が完成したことで、土地区画整理事業地区内の都市計画道路や区画整理事業の整備が進んだことで、行橋駅周辺のアクセスが容易となり、現在大型家電販売店やドラッグストア、スーパーマーケット等の商業施設の集積が見られます。さらに、高層の分譲マンションやアパート、病院等が進出し、土地利用の活用が盛んになっていました。また、駅西口の区画整理事業区域に隣接する地域にも大型複合商業施設ゆめタウンやコスタが進出していました。今後、ますますの集客力がアップすれば、行橋駅周辺が年々活性化され、行橋市の玄関口として地域の中心都市として事業の効果があられ、顔のある都市が形成されたと自信を持って説明されました。説明を受けた後、意見交換を行い有意義な研修をいたしました。

2日目には、午前中企業が農業に参入する事例で、北九州若松区にある海を埋め立てた電源開発株式会社の敷地10ヘクタールを借り入れされ、電源開発(株)とカゴメ株式会社からの出資を受け、響灘菜園株式会社としてカゴメブランドのトマト栽培をされている施設に研修に行きました。社長はカゴメ会社からの出向され、設立時期は平成18年5月、資本金は1億円、雇用者数は約150人で正社員が13名、パートが137名で運営をされていました。出荷を開始されたのは平成18年7月から始まり、現在4年目を迎えられています。施設の概要はフェンロー型温室が2棟で1つの温室の面積が4.3ヘクタールで、縦の長さが172メートル、横の長さが250メートルもある施設が2棟ありました。日照を取り込むために柱には鉄骨を使用し、壁や天井はフィルムが使用されておりました。室内の温度、湿度、かん水などはコンピューターで

制御されており、土壌はすべてココヤシの皮を使用し、養液栽培で土壌病原菌の持ち込みが少なく、肥料水分含有量の管理が正確に効率的に行われています。水を多量に使うのでハウスに降った水をタンクにため利用し、足りない分は工場用水で賄っておられました。冬場の暖房はCO<sub>2</sub>をできるだけ出さないように重油は使用せず、LPガスを使用しておられました。年間トマトは2万株を栽培し、年間出荷量は約2,500トンを目標としておられました。経営状況については、初期投資に20億円で建設されて、カゴメが6割を出資し、操業4年ではまだまだ黒字は出てないと言われておりました。産業建設常任委員から、今後このような施設をつくるなら、ぜひ菊陽町へ進出していただきたいと申し出もしてきました。このハウス内の案内をしていただいたが、外の温度が34度あってもハウス内は30度以下で常に霧状のシャワーが出ているため、暑さを感じませんでした。温室施設は、横の長さが250メートルあるためすごく広く感じ、その中で働く従業員は20歳から30代の若者が多く見られ受け、地元雇用に貢献されていました。

次に、北九州市が施行している北九州学術研究都市北部土地区画整理事業へ移動しました。概要は、全体面積335ヘクタールを施行区域を3期に分けて進めておられます。この事業は、北九州学術研究都市整備事業として若松区西部及び八幡区北西部に位置し、北九州市が近代産業の成長の過程で蓄積した技術を生かし、アジアにおける学術研究機能の拠点として21世紀における創造的な産業都市として再生することを目的として整備されており、事業前に北九州市が用地を先買いされ、大学関連施設や研究所を大学関連施設ゾーンとして確保し、地権者としての話し合いの中で区画整理を進められていました。

第1期事業は、事業主体が独立行政法人都市再生機構が施行し、面積は121ヘクタールの内、土地利用として道路、公園、緑地帯等の公共用地に30ヘクタール、大学関連施設用地に38.2ヘクタール、研究所用地として11.3ヘクタール、一般住宅用地として16.6ヘクタール、センター沿道施設として10ヘクタール、その他15.3ヘクタールが平成7年から平成17年までの10年間で完成し、事業費は289億円、減歩率の平均は50%で設定し、1期から3期まで統一していると言われました。計画人口は3,500人で、完成した区画整理事業敷地内には市が大学へ敷地を貸し付けて誘致しておられ、北九州市立大学、九州工業大学、早稲田大学院、福岡大学等の4つの大学と多くの研究開発型企業が進出し、学生たちでにぎわっていました。

現在、区画整理も第2期に入り、事業主体は北九州市が事業主体となり、事業面積は135.5ヘクタールを平成14年4月から着手し、完成を平成26年までとし取り組んでおられ、総事業費は259億円、進捗率は平成21年度末で約53%と言われました。計画人口は5,000人で、大変ユニークな取り組みをされていたのが、保留地の面積約1.3ヘクタールを区画道路のみを市が施行して、残した敷地内の中心部に里山をつくり、一戸建て住宅が5戸1組として共有道路名義で利用され、42区画の自宅以外はすべて共有名義としてありました。市はこのようなサトヤマヴィレッジを発想して、ハウスメーカーにコンペ方式を提出させ保留地を売却し、できるだけ民間で開発が可能なところは民間へ任せる方式としておられ、大変興味深く感じられ、現

地を見てみると共同利用の里山や道路の共有地はマンション等の共有施設の発想からの提案だと説明されました。第3期施行区域は、68ヘクタールについてはまだ着工のめどは立っていないそうでした。

今回の産業建設常任委員会の視察は、土地区画整理事業が2カ所、企業が農業に参入している施設1カ所、大変中身の濃い研修ができたと思います。

これをもちまして産業常任委員会の研修報告を終わらせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 産業建設常任委員長長の報告を終わります。

次に、総務常任委員長大塚昇君。

○総務常任委員長（大塚 昇君） それでは、総務常任委員会の研修報告をいたします。

総務常任委員会の研修は7月21日から23日までの日程で、委員6名と総合政策課長の同行、運転で行いました。まず、今回の研修目的としまして、議会改革と地域コミュニティの推進ということで、佐賀県嬉野市と福岡県朝倉市を研修しました。

1日目の7月21日の午前中、まず研修は勉強するということで、論語で知られております学問の神様、孔子を祭っており、国の重要文化財の多久聖廟を見学いたしました。ここは私ども鼻ぐり公園のボランティアガイドさんのように、ボランティアのガイドさんが大変活躍をされておりますし、この多久聖廟の建設には、当時、地域総出で建設をされたということで、地域コミュニティのはしりではなかろうかと思えます。その後、午後2時から研修を行いました。佐賀県嬉野市市役所で研修を行いました。研修目的は、議会改革について学ぶということです。中島副市長と山口議員に対応していただきました。この山口議員は、議長経験者で議会基本条例の最初から策定に携わっておられるということで、大変詳しく対応をしていただきました。

内容は、議会基本条例について、議会報告会などについての説明をしていただいた後、質問し意見交換をいたしました。嬉野市は平成18年1月1日に旧嬉野町と塩田町が合併した市であります。人口約2万9,000人で、高齢化率26%で、有名な嬉野温泉を中心とした観光が主な産業です。観光客も減少傾向にあり、観光を活性化させるためにもということで、全国の市や町の研修を積極的に受け入れているということでした。議会改革の内容として、まず栗山町を勉強し、全員協議会の中で提案をしていったということでもあります。平成22年6月22日に嬉野市市議会議会基本条例を制定し、その中で積極的な情報公開、議会活動への多様な市民参加の推進、自由討議の推進などがうたってありました。議会報告会は議員と語ろう会の名称で、平成22年度は市内で4回開催されております。さらに、議会だよりは記事、写真、編集、発注まですべて議員の手で行われており、定例議会が済んだら直ちに作業を終え、1カ月以内、30日以内に市民に届ける方針で取り組まれていました。議会報告会の持ち方や、議会だよりがなぜそんなに早く発行できるかなど質問を行い、丁寧に答えていただきました。行財政改革の中で議員活動にも厳しい視線が向けられている昨今、議員が住民の中に行って報告会を行うなど、議会としての姿勢を学ぶところが多い研修でした。また、議会だよりの編集の迅速化も学ぶところ

があり、当町の議会だよりの編集にも参考になったかと思います。この議会の基本条例に関しましては、大変質問、意見が出まして、いろいろ議員の中にもあったかと思います。まだまだ私どもの議会の中では、ほど遠い取り組みではなかろうかと思います。

翌日、7月22日は午後2時から福岡県朝倉市役所でまちづくりの推進について研修を行いました。朝倉市は平成18年3月20日に旧甘木市朝倉町、杷木町が合併し誕生しています。人口は平成17年の国勢調査で5万9,385人。万能ねぎを初めとする農産物の生産が行われており、カキなど果樹の生産も盛んな地域です。朝倉市では平成20年1月に市内各種団体の代表者から成る朝倉市地域コミュニティ推進委員会を設置され、審議を重ね、平成22年4月から各地区で地域コミュニティ組織がスタートしていました。地域コミュニティについては、小学校区等を範囲とした組織の立ち上げを目指しておられ、さらに公民館職員が地域コミュニティ活動の支援ができるように、地区公民館と連携を強化する方針で進められていました。

特徴的なことは、コミュニティ補助金の導入でした。その内容は、大変短時間な研修でありましたし、私どももなかなか理解できないところがありましたけれども、今まで各課が所轄事業ごとに地域の各種団体に対して補助金等を交付していたものを、地域コミュニティ組織が地域の住民の状況に応じて事業内容や補助金の使途を判断し、活用しようというものでした。安川地区というのがありますけれども、地域の人口が約2,100名、私ども南校区が1,917名でありますので、同じような地域であります。例を申し上げますと、均等割が77万円、地区割りが69万円、人口割が94万720円、合計で240万720円の限度額240万円でいろいろな地域の住民の皆さん方が主体となって、いろいろな地域づくりを推進されているようです。全体的には行政区単位で対応できないところを校区ごとに対応していけるように仕組みをつくりかえていく方向だということは、いろいろと説明の中で理解できましたが、しかし地域コミュニティづくりについては、その地域の歴史や地域性によって変わってくるものであり、今後、試行錯誤を続けていかれるものではないかと感じました。これからこれらの研修を踏まえ、菊陽町に応じた地域のコミュニティづくりにこれからもかかわっていきたいと考えながら、このコミュニティ研修を終わりました。

最後のまとめとしましては、議会改革の中での議会基本条例制定にしろ地域コミュニティの推進にしろ、あくまでも町民、住民の皆さんのためのものということをお忘れずに、今後取り組むべきものは取り組んでいく必要があると痛感をいたしました。

以上で総務常任委員会の研修報告を終わらせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 総務常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、文教厚生常任委員長川俣鐵也君。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） この常任委員会の報告をなかなか、私もほかの委員会の報告を聞いておっても、非常に理解するというか具体的になかなか理解ができない部分があるかと思いますが、今度の文教厚生常任委員会についても、今回は特定健診保健指導と少子化の時代であります子育て支援をテーマに小郡市と唐津市を視察をいたしました。この分野について

は、なかなか常日ごろ私たちもなかなかわかりにくい部分で、予算その後も小林議員ぐらいでないとなかなか理解できない部分がありますので、非常に全員6名の委員、本当に勉強と申って一生懸命頑張ってきました。随行は健康・保険課長の宮本課長に随行していただきまして、初日の小郡の特定健診と特定保健指導の議会議員の勉強については、当町から担当職員2人も同行して勉強させていただきました。ちょっと眠たい時間ではありますが、非常に中身の濃い研修でしたので、しっかり聞いとってください。

まず、初日の福岡県小郡市ですが、久留米市と筑紫野市、佐賀県鳥栖市に隣接して、人口約5万9,000人。一般会計当初予算額165億円。世帯数2万1,600。面積が45.5平方キロ、菊陽町の約1.2倍。市職員が386名。周辺市町との合併は近年行っていないということでした。市の中心を南北に九州自動車道、東西に大分自動車道の2つの高速道路が通り、市内に筑後小郡インターチェンジ、さらに県境を挟んで近くに鳥栖インターチェンジジャンクションがあるため、高速交通の利便性に恵まれた九州のへそ的な存在のところです。また、西鉄大牟田線が南北に走っており、福岡天神まで電車で30分の距離にあり、福岡市のベッドタウンとして近年人口が非常に増加、発展している都市であります。議員定数は18名、常任委員会3、非常に少数精鋭の元気のいい市でした。

本題であります、小郡市の特定健診検査、特定保健指導について報告をします。

小郡市は、国民健康保険加入者の平成21年度特定健診の受診率が40.3%と、福岡県内28市の中で第2位と上位にあり、都市環境が類似している菊陽町の受診率33.5%を大幅に上回っております。菊陽町の特定健診に関する理解と関心を深め、健康づくりに資するために今回の文教厚生常任委員会の研修視察として選定をいたしました。国民健康保険加入者の特定健診の自己負担は集団健診、個別健診とも菊陽町は1,500円に対し、小郡市は平成19年度までの基本健診と同じ1,000円ということでした。小郡市は菊陽町と違って、年齢で受診方法を分けており、40歳から64歳は私たちが研修に行った小郡市総合保健センター、愛称「あすてらす」といいますが、そこで集団健診。65歳から74歳は病院での個別健診を行い、受診案内通知は年代によって別々に行っているということでした。特定健診の受診率向上のために、各自治区町内会の総会時に区長さんから健診勧奨の案内やチラシの配布をしてもらったり、市の広報紙、ホームページ、回覧での受診啓発、校区公民館や個別健診の医療機関施設内等にポスターを張るなど、積極的な取り組みをされておりました。集団健診については、1、年間5日、日曜日に健診日を設ける。2、予約制により待ち時間を短くする。3、健診申し込みをしていない市民に対して電話やはがきなどで受診勧奨を行う。4、がん、複合健診申込者で特定健診の申し込みをしていない市民に案内を行うなど、受診率向上のために、さまざまな工夫をされておりました。個別健診については、かかりつけの医師から直接受診勧奨をしてもらっているのも、非常に効果が上がっているということでした。

特定保健指導は、個別健診を行う65歳から74歳の動機づけ支援については、特定健診を行う医療機関の医師が行うので66.8%と実施率が高く、40から64歳までを含めた実施者の大部分を

占めておりました。一般的に、特定健診の受診率は40、50代の中年層が10%台で低調なのに対して、60から70の高齢者層は50から60%と高い数字になっています。これは、中年層は仕事が忙しい、体はどこも悪くない、悪くなったら病院に行けばいいという人が多く、高齢者層は健康に関心も高く、時間的にも余裕があるとの違いによるものだと思われます。また、小郡市の特定健診受診率が40.3%と福岡県内28市の中でも高い順位にあり、これは特定健診が始まる基本健診の時代から40%台の実績があり、健診受診の呼びかけを医療機関37施設、区長会60人、健康を守る母の会百数十名、健康運動クラブ及び老人クラブ計5団体機関を通して呼びかけていることが、功を奏して高い受診率につながっているようです。

さらに、今回の研修会場の小郡市総合保健センター、愛称「あすてらす」についてご報告をします。

これは私たち菊陽町も保健センターの将来的な構想があります。非常にこのセンターは機能的に総合的によくできておまして、菊陽町が保健センターをつくる場合は、ぜひともこの研修をしていただきたいと思えます。

概略をちょっと申しますと、この建物は市民の健康づくり拠点施設として平成16年7月オープン。鉄筋コンクリートづくり2階建て、床面積7,476平米、用地費込みで32億1,723万2,000円でした。財源は、地域総合整備事業22億9,600万円と一般財源9億2,000万円を充てられたということでした。施設には、市役所の健康課と市社会福祉協議会の事務室のほかに温泉施設、健診センター、健康相談室、トレーニング室、歩行専用のプール、視聴覚室、会議室などを設け、健康づくりのための地域保健活動や福祉ボランティア活動の重要な施設になっており、緑豊かな環境で心身ともに市民がいやされるオアシスとして多くの市民に利用されておりました。健康増進プール、トレーニング等の指導、健康増進事業を九州大学、市医師会、市歯科医師会、スイミングスクール等で構成するNPO法人あすてらすヘルスプロモーションに委託、前市長の強い思いと市医師会長の協力により建設された施設に地元関係者が協力してNPO法人を立ち上げ、官民一体となった健康づくりや保健指導が実施されておりました。また、市健康を守る母の会による食の啓発コーナーが設けられ、食にかかわる生活習慣の改善を通じた健康づくりの活動が積極的に展開されておりました。

ここで感じたことが、特に菊陽町の場合も、郡の医師会、菊陽町の医師会のまとまりがあるかどうかわかりませんが、医師会との連携が非常にうまくいっているという感想を持ちました。それともう一つは、やはり民間のNPO法人あたりが、菊陽町も社会福祉協議会ありますけど、社協と連携をとりながら非常に啓蒙的な動きをされておるといふ思いをいたしました。

2日目、佐賀県の唐津市を視察をいたしました。唐津市は、平成17年1月1日に旧唐津市周辺8市町村と対等合併。平成18年1月1日にさらに1村の編入合併を経て、今年4月1日現在、人口13万2,000人。一般会計当初予算599億円。世帯数4万8,900。面積487.47平方キロ、菊陽町の約13倍。市職員定数が1,645名——菊陽町は221名——の佐賀屈指の歴史文化観光都市であります。近年は交通基盤整備に力を注ぎ、福岡都市高速につながる自動車専用道路の開

通、JR筑紫線の福岡市営地下鉄乗り入れ等により福岡中心部まで約1時間の通勤通学が実現し、経済的にも福岡都市圏との結びつきを強めております。市議会の議員定数は、合併前の1市9市町村の148人を、合併後は34人に見直しを図られており、常任委員会4委員会、特別委員会は行財政改革委員会を初め3委員会のほかに隣接の玄海町に九州電力の原子力発電所がありますので、放射能汚染による環境被害を監視するプルサーマルに係る特別委員会——これは全員ですね——を設置してありました。

それでは、本題に入ります。子育て支援についてですね。

唐津市から、ここもそうです、唐津市から最初にNPO法人の唐津市子育て支援センターの出口さんというセンター長から詳細の説明を受けました。子育て支援情報センターは平成16年6月に活動を開始、平成17年7月にNPO法人組織となり、平成18年4月に市役所そばの旧眼科医院の建物の1階と3階を借用して、そこに事務所を設置してなされております。設立のきっかけは、平成15年に次世代育成支援計画策定のアンケートを実施する中で、子育てに不安感、負担感を持つお母さんたちが非常に多いことがわかり、合併前当時の坂井俊之という若い市長の支援のもとで、若手職員と民間人で構成する元気再生委員会で、1、子育て支援、2、まちかど福祉のまちづくり、3、地域コミュニティーの再生をテーマに議論を重ね、子育てに関する相談窓口と一体化して、お母さんたちの子育てに関する不安や負担を軽減するため、市民と行政、民間のかけ橋となる365日対応の唐津市子育て支援情報センターを立ち上げたということでした。センターの活動は、1、子育て支援部門、2、病後児保育部門、3、緊急サポート部門から成り、唐津市から年間1,700万円の子育て関係事業の委託を受け、約60名、主にパート勤務のスタッフが活動されておりました。

まず、子育て支援部門は、午前9時から午後10時の時間帯に電話による子育て全般の相談を受け付け、情報提供を中心とした活動が展開されておりました。乳幼児を持つ両親からの電話を通した唐津の福祉健康保険に関する問い合わせに対して、一時預かりや子育てサロン、予防接種や健診などの情報提供、子どもの発育発達や離乳食などの相談受け付けをわかりやすく時間をかけて実施しているとの説明でした。病後児保育部門は、平成18年7月にスタート。子どもが病気回復期で保育園や学校に行けないときに保育士、看護師が365日保育する事業で、愛称しろくまくんの名前で呼ばれていました。生後3カ月から小学校6年生までを対象に事前登録制で受け付け、平日午前8時から午後5時30分までの時間帯で5時間未満が1,000円、5時間以上2,000円の料金のシステムになっておりました。平成21年度の利用者は延べ187名、幼児が78%、乳児が22%の割合でした。病児保育については、単独では非常に難しいので現在実施していないと、今後の課題として持っているということでした。

次に、緊急サポート部門は、ファミリーサポートの緊急版であり、緊急時に子どもの送迎や託児をしてほしいときに365日型で子どもを預かり、家族を支援する事業で、通称ラビットくんと呼ばれております。生後3カ月から事前登録制で受け付け、午前8時から午後6時までの時間帯で、月曜から土曜日まで1時間500円、それ以外の時間帯は600円から700円の設定でし



た。市の補助金を上乗せしてボランティアは1時間について700円から900円の報酬を受けるというシステムになっておりました。ボランティアは12時間の養成期間を経て子育てサポーターとなり、現在60代、70代のおばあちゃんを含めて60名が登録されておりました。サポーターの資質向上のため、月1回のミーティングや研修を実施しているとの説明でした。ラビットくんは保育園の送り迎えに、学童保育を再延長する場によく利用され、平成21年度の利用者数は延べ1,470名。幼児が12%、乳児が53%、小学生が35%の割合でした。

また、お母さんの居場所づくりを支援するため、平成17年から社会教育施設を利用して親子で学ぶ子育て講座と、出産してご主人が仕事で家にいない中、日中ずっと二人きりで育児ノイローゼになりそうだと、時には子どもと離れる機会が欲しいと願うお母さんたちを対象に民間グループのスイミング体験をしたり、リフレッシュ講座も実施されておりました。さらに、子どもが御飯を食べない、親の悩みの相談のきっかけとして、平成18年度から食育講座を実施されており、みそづくり、米、麦、芋づくりを通して食や地域を考え、今年6月12日から13日、佐賀県で開催された食育推進全国大会5万人規模にも参加するなど、地域やJA唐津佐賀大学、九州農政局と連携しながら子育てをベースにした食育活動の推進を積極的に展開されておりました。

加えて、子どもが保育園、幼稚園に入園する前の乳児期の母親は、社会との接点が少ないので、地域行政及び企業を巻き込んで、週末に長時間にわたり子育てに関する各種講座を開催されており、佐賀県内では他に類を見ない先駆的な子育て支援活動がこの子育て支援センターで開催されておりました。

両市を視察をして本当に感じるのは、やはり両市とも非常に先駆的な取り組みをされており、また総合的、体系的な受け入れ態勢がされており、非常に今後菊陽町も数少ない子どもの増加をしている地域ですので、安心してさらなる、子どもさんが安心して成長できるような環境づくりをするために、非常に勉強になった研修であったと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

明日は一般質問となっております。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時21分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成22年9月7日（火）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議事日程(2日目)

(平成22年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成22年9月7日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 坂本秀則君 | 2番  | 北山正樹君  |
| 3番  | 石原武義君 | 4番  | 甲斐榮治君  |
| 5番  | 芝和長君  | 6番  | 岩下和高君  |
| 7番  | 佐藤竜巳君 | 8番  | 大塚昇君   |
| 9番  | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君  |
| 11番 | 吉本堅君  | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君  |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

|    |      |    |       |
|----|------|----|-------|
| 8番 | 大塚昇君 | 9番 | 福島知雄君 |
|----|------|----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|               |       |                   |       |
|---------------|-------|-------------------|-------|
| 町長            | 後藤三雄君 | 教育委員長             | 三島誠一君 |
| 教育長           | 赤峰洋次君 | 教育次長              | 水上孝親君 |
| 総務部長          | 大川育男君 | 福祉生活部長            | 眞鍋清也君 |
| 産業建設部長        | 服部貞夫君 | 会計管理者兼<br>会計課長    | 吉岡典次君 |
| 総務課長          | 阪本修一君 | 総合政策課長            | 松本東亞君 |
| 財政課長          | 實取初雄君 | 税務課長              | 廣野豊徳君 |
| 人権教育・<br>啓発課長 | 堀川俊幸君 | 福祉課長              | 渡邊幸伸君 |
| 健康・保険課長       | 宮本義雄君 | 環境生活課長            | 吉野邦宏君 |
| 町民課長          | 堀川正信君 | 武蔵ヶ丘支所長           | 村田保孝君 |
| 農政課長          | 荒木一雄君 | 建設課長              | 松村孝雄君 |
| 都市計画課長        | 坂本恭一君 | 下水道課長             | 山崎謙三君 |
| 商工振興課長        | 平野誠也君 | 総務課長補佐<br>兼庶務法制係長 | 服部誠也君 |
| 図書館長          | 堀行徳君  | 学務課長              | 松本洋昭君 |
| 生涯学習課長        | 佐藤清孝君 | 農業委員会事務局長         | 志垣敏夫君 |

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 阪本健治君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（吉村豊明君） 日程第1、本日は日程に従って一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、ご承知願います。

一般質問の発言の順位が決定しておりますので、報告します。

1番北山正樹君、2番福島知雄君、3番小林久美子君、4番甲斐榮治君、5番梅田清明君の順となっております。

なお、今回は1日間の予定であります。

質問される方に、念のために申し上げます。

通告された内容以外の関連質問は認めませんので、よろしく願いをいたします。

それでは、北山正樹君、一般質問を許します。

○2番（北山正樹君） おはようございます。民主党の北山でございます。

まず初めに、熊本3区の民主党のてんまつについて、改めまして皆様方に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことをおわびを申し上げます。後藤本人としては、最終的には自らの判断で自分の幕引きをしたということで、最後は彼本人の名誉も守ったということで、危ういところであったのかもしれませんが、私としては潔く決断したということで、そのことについては評価をしているところです。これからは次の体制を整えて、次の国政審判に向かって、我々としては一致団結して体制づくりに励んでいく、そのようなつもりであります。

さて、後藤町長も今回の任期も残すところわずかとなってまいりました。この4年間、町政のほうに取り組んでいただきまして、ご心労も多大なことがあったと思います。本当に4年間お疲れさまでございました。次の選挙でどのようなことになるのかわかりませんが、この1期のこれまでのご苦勞を改めまして感謝申し上げたいと、そのように思っております。

私もこの場所に立ちまして3年半になります。その間、質疑を通してさまざまな町職員の皆さん、そして後藤町長には質疑を通してさぞご不快に思われるような私の発言もあったかと思いましたが、これは職務上のこととしてご容赦いただきたいなど、そのように思っております。

さて、本日もお時間をいただきましたので、大まかに3つの項目についてお尋ねをさせていただきます。ここで議長にお願いがございます。質問の順位を1番と2番を入れかえをさせていただくよう、よろしく願いをいたします。

○議長（吉村豊明君） はい、わかりました。

○2番（北山正樹君） ありがとうございます。

今回の質問の趣旨、方向は、未来に向けた取り組みということにつきます。1番目に、給食費未納についてなんですが、これは単なる不払いの域を超えて、国や地方自治体の運営の根幹にかかわる問題として、容赦できないほどに悪化してしまったことに対する町当局の取り組みについてお尋ねをいたします。また、保育園園庭の芝生化、そして菊陽町には幾つかの公園がございますが、この公園の機能別の整備について。そして、幼児期の保育に関して青少年の健全育成などの観点から、また行政と民間の協力関係の構築などについてお尋ねをしております。

早速質問に入っております。

本町小・中学校の給食費の未納の現状について、答弁をお願いをいたします。残余については質問席のほうから質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） まず、第1番の給食未納について、おのおの未納額、未納者数、未納理由についての質問にお答えいたします。

最初に、未納額と未納者数の質問ですが、学校ごとの金額等を公表しますと、うわさや憶測で子どもたちの人間関係が壊れたり、子どもたちの教育に関して好ましくない影響が心配されますので、学校ごとの金額を申し上げるのは差し控えさせていただきたいと思っております。ただ、平成18年度に文部科学省で全国の学校給食徴収状況調査ということで公表されたデータがございます。これは、18年度に実施されておりますので、データの的には17年度のデータということで、全国で初めて状況調査がされたという状況でございます。このデータに基づきまして、若干報告したいと思います。

全国の結果としまして、学校給食実施校3万1,921校でございます。未納があった学校数としまして1万3,907校、これが43.6%に当たります。児童・生徒数1,003万3,348人、それに対しまして未納生徒数9万8,993人で1%に当たります。給食費の総額でございますが4兆2,123億600万円、これに対しまして未納額22億3,000万円で、率にしますと0.5%という未納状況であるということで、多額な未納額が出ているという状況でございます。

それから、熊本県の結果でございますが、学校給食実施校642校、未納があった学校数253校、率にしまして39.4%でございます。児童数16万5,699人に対しまして未納生徒数1,134人、率にしまして0.7%という状況でございます。給食費の総額でございますが67億4,696万6,000円、これに対しまして未納額が熊本県で2,393万1,000円ということで、率にしまして0.4%という状況であっております。

ご質問の菊陽町の21年度分では、未納額がありました学校数は8校中6校でございます。菊陽町の給食費総額としましては、1億2,881万7,000円でございます。これに対しまして、未納額については全国調査の比率より若干高い状況でございます。ちょっと数値的には申し上げら

れませんが、こういう状況でございます。

それから、未納理由でございますが、未納理由につきましては経済的に厳しいという方の未納でございますが、菊陽町としてはつかんでおりますのが約50%でございます。それから、保護者として責任や規範意識から支払わない方がおおむね30%。理由不明という状況でもございます部分が20%の方がおられるという状況でございます。なお、経済的に厳しい方に対して町の支援としましては、就学援助制度により、所得基準等に適合する方へ給食費を含め支援をしている状況でございます。

続けてよろしいでしょうか。

(2番北山正樹君「じゃあそこまで」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 北山正樹君。

○2番(北山正樹君) どうもいろいろとありがとうございました。

大体同じデータを見てるんだろうと思うんですけども、インターネット上でざっと調べてみると、その文科省のスポーツ青少年局長の通知、そこに添付されているデータに、これも僕が見てちょっとびっくりしたんですよね。今課長が言われたように、日本全国で見ると22億2,900万円というね。初め僕これ見たときに累積額だと思ったんです。余りにも額が多いから。今までの累積って、じゃあ一体何年の累積なんだろうってずっと眺めていくと、単年度だっということがわかったんです。毎年毎年22億円あたりも未納額があるの。これをずっとやってみたら、先ほど言われたように、その生徒数に対して1%ですから100人に1人はもう未納なんです。このデータをいろいろ眺めていくと、先ほど規範意識というところがありますけど、払わない理由として学校が把握している状況として、約6割の方が保護者としての責任感や規範意識がないと、それが理由ですと。要するに、ちゃんときちっと払えるような経済状況があるにもかかわらず払ってないと。その理由をずっと見てみると、義務教育だから払わないと。そういう文句というか、言葉に行き着くんですよね。これは、我々としては非常に反省しなければいけないと思ってるんです。というのが、義務教育という物事に対する考え方。その払わない人の義務教育というのは、国が義務教育だから、無料で児童を勉強させる制度だから給食費も無料にすべきだと。何かわかるようなわからないような勝手な理由をつけてるわけです。

義務教育は、そもそも保護者が自分の子どもを9年間勉強させる義務を国民が負うんです。国が負ってるわけじゃないんです、あれは。国は施設管理をするということは負ってます。無料にするということは負ってるんです。日本国憲法と教育法にそういうふうに明記されているんです。でも、規範意識がなく払ってない人の多くは、義務教育だから教育費も含めて給食費も含めて全部国が見るべきだと。これ学校給食法にはきちっと、設備やその燃料代とかっていうものについては国というか施設管理者が負担するということを明確にして、その材料については保護者負担という、これも明確に書いてあるわけです。ここのところが余り公表されてこなかったといいますが、この文科省のこの通知ですけど、これ全部読むとちょっとあれですけど、皆さんインターネットの中で簡単に見つけることができますと思いますけれども、この中

に、未納がふえてるもう一つの理由です。

ここだけちょっと読ませてもらいますと、学校長は学校給食費の未納に対する対応について、学級担任、特定の者に過度の負担がかからないよう学校全体としての取り組み体制を整えるとともに、学校給食実施者は各学校の未納状況を随時把握し、当該学校の教職員と連携して未納問題の解消に努めること。要するに、こうしか書いてないんです。年間22億円も未納がある状況で、学校教育というのはいろんな意味で国が制度として持つてるわけです。それを市町村のほうに、一つの実態としては預けているわけです。その総元締めと言えるところが、いやその22億円という未納額があるのを把握しておきながら、納めてもらうように努力してくださいみたいな、それしかないんです、解決方法として。もう一つ。このデータをずっと読んでいくと、未納額がふえていると思いますか、どうですかという項目で、ふえているというのは49%、減っているというのは11%しかない。つまり、ふえてるんです。ふえてるデータはないだろうかと、ざっといろんなものを調べていくと、ちょっと2年前と書いてあるのが、どこの2年前のところかはっきりよくわからないところがあるんですけども、2年前の未納額が20億円。ここ二、三年でもって2億円ふえてるってことは、児童は減ってるにもかかわらず未納額は10%もふえてる。これは、教職員の皆さんに払ってくださいよといって出向いていくというようなことを、それで解決できるような話ではない、それが第1点です。

もう一つは、これ国の制度なんです。国の制度が、一人一人が勝手な理由をつけて、言ってみれば憲法違反なんです。法律違反なんです。そういうことを公然と理由に挙げて、それで払ってくださいって出向くと暴力を振るう親までいるという記事まで出てくるんです。これを放置していいのかということです。公平性とか平等性とか、先ほど課長が述べられたように、規範意識っていうのは自分にとってはマイナスかもしれないけど、社会正義のためにはここでおれはマイナスのくじを引くけれども、でも社会制度を保つためにはこれは必要だ、そういう精神が絶対必要なんです。こここのところが、実は教育っていうのは学校でもって算数や数学やそんなものを教えるだけじゃなくて、人として生きるものを教えていかないといけないんです。だから、こういうようなおかしなことをした人にとっては、天罰をもって対応するっていうことが絶対必要。これはちょっと3番のほうまで行ってしまったので、もう大変申しわけないんですけども。

るこの現状はもう看過できないというところまで進化してしまってるということを言いましたが、もう一つこのデータの中で、じゃあ給食費未納についてだれが対応しているかというところのデータですと、一番多いのが担任の先生です。その次に校長先生、教頭先生です。3番目にかなりぐっと外れて、かなりパーセンテージは低くなりますけど事務職員と。PTAというのは数%しかないんです。そもそも、担任の先生とか校長先生、教頭先生というのは、勉強を教えるための専門職なんです。その方々が、夜中保護者が帰ってるのを見計らって出向いて、納めてくださいっていうのを何かこびるようになっていきますか、理解してくださいって、そういうのをずっと放置してきた、実態として。その結果として22億円っていうところまでふ



えてる。これ17年度のデータでしょう。もうあれから4年たってますよね。今4年目といいますか。ですから、今もう一回調べると、恐らく23億円とか24億円となってるかもしれない。これ、そのまま放置しておく大変なことになるわけです。ですから、そういったもので毅然とした対応をとる必要があるというのがちょっと3番目になるんですけど、ちょっとその後で言うとしてですね、今の会計上でいうと、納められた給食費で献立をつくって児童に食べさせます。じゃあ、未納額がふえてしまうと児童への給食の影響があるとお考えですか、どうでしょうか。ちょっとそれ教育長。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今のご質問につきましては、負担の公平性という②のご質問という形になろうかと思えます。負担の公平性と給食の質の確保の両立を図る方法をどのようにとらえているかというご質問ということでお答えしたいと思います。

負担の公平性ですが、今議員さんも言われましたように、学校給食法第11条で給食費は直接的な材料費、いわゆる主食、副食、食材、牛乳代等につきましては保護者の負担というふうに定められております。給食を受ける児童・生徒の保護者すべての方がやはり支払うべきものであります。給食の質の確保という部分でございますが、両立を図る方法のとりえ方ですが、給食の質につきましては、今現在は学校の献立を立てる場合という形になりますが、学校栄養教諭、栄養士により、児童・生徒が必要とするカロリーを検討しまして、給食調理職員も含めて献立を作成しております。そういう中で、給食食材の調達も献立をもとに給食費を考慮して行われております。限られた給食費で給食を提供しておりますので、給食費の未納がありますと、やはりカロリーを確保した献立を再検討して実施しているという状況で、必要なカロリーはその予算の中で確保しながら実施しているというのが実情であるということになります。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 要するに、未納額があるとカロリーが減ってくるといいますか、給食に影響が出てくるってことですよね。今、本町の町、PTAの代表者の中で、主にクラブ活動をしている生徒を中心に、現在の給食ではカロリーが不足しているんで、値上げをして給食の充実を図るといふ、これが2学期に入ったら本格的に町Pのほうとして取り上げていくということのようなんです。片一方では、未納があるので食材など、カロリーベースでいうと落としていかざるを得ない。片一方では足りないんで、給食費を値上げしてでもやらなければいけない。でね、非常に矛盾があるんです。本来皆さんが納めてれば足りていたかもしれないカロリーを、納めてない人がいるためにカロリーベースが足りないからみんなで値上げをする。これは今課長が言われたように、すべての人が公平に負担をして給食費というのをつくる。ところが、先ほど言ったように払わない人がいる。この給食のあり方というのは、またきっちり時間をかけて取り組んでいただきたいなと思うんです。一つは、女生徒を中心に現在の給食ですと食べ残しが結構いっぱいある。片一方では、本当に食べ残しがいっぱい出てくる。でも、

男子生徒を中心にクラブ活動で一生懸命やってる子どもたちについては、そのカロリーベースじゃ足りないから給食費を充実をしなければいけない。こうなってくると、片一方では捨てて、片一方じゃ足りない。片一方では未納があって、片一方はもう値上げをしなければならない。給食っていう制度を維持していくためにも、皆さんのほうから広く納得できる答えというのは、今の状況だとなかなか見つけることが難しい、僕はそのように思います。

現在が未納額があった場合にカロリーが下がっている、食材が変更になっていくということを踏まえた上で、もう3番目に移ります。申しわけありません。3番目のほうに移っていきませんが、給食費を払わない人の理由は2つあるわけです。

1つは、経済的に払えないという方です。この方は本当に苦しい生活をされていて、僕も個人的には何人か知ってるんです。未納かどうかわからないんですけどね。大変な暮らしをされているということはわかっているんです。仕事を2つ、3つかけ持ちしながら、一生懸命もう仕事をされててお子さんたちを育ててるといった人たちは僕も知ってます。

でも、もう一方では、先ほど言ったように払えないような状況じゃないのに払わないで、何か変てこりんな理屈をこねてる人たちも何人もいます。菊陽町ですと、それが30%ちょっとということでしょう。Aタイプ、Bタイプって僕は2つに分けて、先ほどの経済的に厳しい人というのは、とりあえず救済措置がありますので、救済措置のほうで何かしていくとして、経済的には恵まれていても私は払わないという確信犯の人たちです。この人たちは、要するにモラルっていうのを、あなたの良心に訴えて話をして、良心に訴えるとそうだな、じゃあそうしようって。確信的に払わない人には、幾らこれはみんなで払うべきですよ、規範意識がどうのこうのと言ったって、確信的に払わないと言ってるんですから払わないんですよ、この人は。ですから、こういう人たちをBタイプとして、Bタイプ対策を打たないといけないんです。

各地でいろんなものを眺めていくと、やはり強制執行というのがいろんなところから出てきます。納めてくださいというか、もう暴力になったら、いや、先生がかわいそうですね、本当に。職務以外のことをやって。ですから、そういうことは制度としてやっぱり取り組んでいかないとはいけません。給食費を未納していく、それにちゃんとした社会的に納得できるような理由がない場合には、やはり強制執行を立てていくということが絶対必要です。これは、名古屋市のページだったんですけど、名古屋市のほうの包括外部監査員であるホリさんという弁護士の方ですが、この方はだらだらと不透明な会計処理が滞納をめぐって行われているということを指摘した上で、今後は学校単位で給食費を徴収し、教諭が保護者に督促するのではなく、市が全体を管理し、法的措置を含めた徴収業務を行うように変更すべきだと提言したということです。

この辺のところは、インターネットでざっと調べてみると、いろんなところがもう実際には動いています。もう先ほど言ったように払ってくださいって言って、はい、わかりましたという時代ではなくなった。日本全国でもって毎年毎年二十数億円もの未納がそのまんま、これは公

平性というものをないがしろにしてるんです。私たちは税金を納めて、そして国を運営する、当たり前のことですよ。そして、これはやっていけないということをやらないってことをだんだん代々つないでいって、その国の基本的な倫理意識みたいなものを育てていくわけ。学校っていうのは、単なるそういった学問だけ教えるだけじゃなくて、そういうものを行ったときには懲罰というか、絶対そのごね得は許さないんだよというような、そういう強制力みたいなものを設ける必要があるんです。この辺について簡単に言うと、学校単位の会計から町のほうの、要するに私の会計から公の公会計のほうにということなんですが、公会計に取り組むというところがいろんなところで会計士さんを通して私会計から公会計へというような形で、いろんな方がいろんな意見を述べておられます。そのことについて、本町ではどのような認識をされているかをお尋ねをいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 一つお尋ねの中で、栄養士さんや調理師さんが結構努力している面がありますんで、今の議員のお話の中で、未納があるとカロリーが落ちるといような面については、私はそういうものはないと思ってます。

栄養士さんは、カロリーを計算するのはこれからこれまでですよという、中学生についてはこれくらい、小学生についてはこういった幅を持ちながら、一応献立を立てていくわけでありますから、質を落とすというよりか価格を落とす努力っていうか、そういう苦労を大変現場の方はしてらっしゃいます。

ですから、未納があると議員おっしゃるように確かにお金が減るわけでありますから、その分をどう工夫するかっていうのは非常に現場としては大変だろうと思いますが、価格、質を落とすというものは簡単でありますし、カロリーは落としちゃいけないわけでありますから、これくらいの年齢にはこれくらいというカロリーが決まっているわけでありますから、その辺については未納について直接カロリーが落ちるといことは、栄養士さんが努力してますんで、その辺は少し思いを思っただけで大変ありがたいと思います。

ですから、今菊陽町における未納数っていうのは、まだまだ全国に比べると数字的に0.25というパーセントが出ておりますが、各学校の数でいくと数人であったり、10人を越えたところも確かにございますが、数人であると思います。議員さんのいらっしゃいます、例えば小学校であると、多分何人かご存じであろうと思いますが、そういった数でございます。したがって、例えば1食単価、小学校の食単価というものは、大体230円前後でございます。そうすると、年間それから2円ずつ、例えば議員さんの学校であれば590名の子どもがおりますが、1食単価2円辛抱しますと、年間で10カ月約二十何万円のものが出てまいります。そうした価格の調整は、常々月の献立の中でやっていく状況がございますし、工夫をすればいろいろできる面もありますが、確かにやっぱり未納が多いとどうしても生の肉を使う分を冷凍肉に変えるとかというふうな、そういう操作をしないとできていかない現実がございます。

しかし、生の肉を冷凍肉に変えるという、冷凍肉は冷凍ものっていうのはいろいろ言われ

ますが、今の冷凍食品というのは大変すばらしい食品がたくさんございまして、心配する状況は私はないと思っておりますが、そういった状況で大変現場はその辺については苦労しているということでございます。

したがいまして、こういったことがある、栄養士さんやら調理現場の方がいろいろ工夫されていることもぜひご存じおき、十分ご存じだと思いますが、そのこともカロリーと直接はかわりないことを申し上げておきたいと思えます。

今議員おっしゃいましたように、公会計方式への移行ということでございますが、もともとご存じのように、この学校給食の給食費を決めていくのは菊陽町学校保育給食委員会でございます。町で幾らという設定をしている状況はございませんし、そういった委員会の中で決め、しかも給食費についてはもうご存じのようにPTAの総会で最終的には決定をしていくという現実がございます。したがいまして、今私会計として菊陽町の学校はしているわけですが、ただいろいろ手集めでやっていらっしゃるところが100%完納しているという現実もございますが、そういう有効性も確かに一つあると思えますし、手集めをするということで、個人情報の問題等も出てくる状況もありますが、しかし地域の特性といえますか、そういった有効性もあるわけですから、今すぐ私どもとしてこのことを公会計にという考えには立っていないところでございます。

議員おっしゃいますように、特にPTAの役員さんであるとか、各学校の職員、大変ご苦労をいただいていることは十分それを知ってることでございますが、さらに各PTAの中でも、学校給食というものについての話題をもう少し広げていただきたいと思えますし、学校そのものも学校教育の一環で学校給食をやるのであれば、学校給食の意義あたりをもう少し保護者に理解してもらおうとかという、そういう努力も基本に返って大事であろうというようなことを思うところでございます。

学校によっては、PTAの役員さん、会長さんやら副会長さん、役員さん方が家庭を訪れるとかという努力もさらされてるところもありますし、いろんな形で努力もなされておりますが、今後もそういった形で努力をしていただければ大変ありがたいと思えます。

おっしゃいましたように、全国の中では民事調停であるとか、支払い督促であるとか、そういったものに踏み切ったところが幾つかございます。ただ、督促等を出しますと、どうしてもPTA会長さんであったり校長であったりということでの訴えになりますから、相手が裁判を起こすということであれば、それを受けて立っていくという現実がございますので、各学校の中で、熊本県の中ではそういった形でまだ行われているところはいない状況ではあります。いずれにしても、私会計で今実施をしていただいているわけですが、今おっしゃいましたように、いろいろとそういった調停等を含めて、支払い督促等を含めて、今後検討していかなくやならない状況ではあると思えますが、今のところ公会計にという考えには立っておりませんので、一応そういったことでお答えをさせていただきたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 私会計でやってて裁判、強制執行する権限がないですよ、学校側にしろ。PTAの代表であるとか校長先生の名前でそういう督促、強制執行、これも難しいですよ。そもそも、僕が言いたいのは、給食費の未納問題っていうその個別の問題を解決するというのが一つと、公共の規範意識っていうものを確立していくという、例えば租税法とか、そういうものも関係してくるんですけど、そういう国民としての義務、義務と権利の問題なんです。我々は、いろんな人がいろんな権利を主張しますよね。でも、その権利というのは、義務を負っていて初めて権利が保障されていると、そう解釈すべきです。義務を負わないで権利ばかり言ってる、こんなことをやってるから日本っていう国はどんどんどんどん僕はいろんな意味で衰退してきたような気がするんです。ですから、そのところで言っているの、公会計にしていくというのはそれなりにいろんな問題があるのかもしれませんが、現在の未納を再建化するときはどうする、こうするという何か細かいところのテクニックの問題も実際にはいろんなものが生じているようではすけれども、でも私が先ほどから言いたかったのは、AタイプとBタイプに2つに分けたときの確信犯的に払えるけど払わないと言ってる人たちです。そういうごね得は絶対社会としては許さないんですって。菊陽町は特に許さないですよということを、やはり日本の中に発信をしていって、この未納問題に対して、実は日本の中に菊陽方式っていうのがある。この方式をやれば解決する、そういうような方式をきちっとやっぱり打って行っていただきたい。そういうことを最後に要望していきたいと思います。今のところは公会計にはしないということですが、最後にちょっと町長のほうに税金っていうことからすると、教育委員会というところからちょっと一般的にそちらに移るとは思います、一般論としてこういう払えるけど払わない、そしてごね得を事実上許してしまっている、こういう風土を残していくことが、この町の中にとってふさわしいと思われるかどうか、そのことについてちょっとご意見を賜りたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 実際払えるのに払わない、いわゆる義務教育だからという義務教育の取り違えだと思います。親には教育をさせる義務はありますが、給食費についてまで、これは当然親が払うべきものであって、税関係でいえば当然税を払わない人には督促を出しながら、それでも払わない場合は、現在はもういろんな強制捜査までやって、悪質なものにはそういう取り立てもやっておりますので、そういう視点から見れば非常に許せない内容だと思います。そういう点で、ただ私会計という中でありますので、その点はやはりどうか、今言われましたように菊陽方式というか、そういうのを何かその辺の工夫といいますか、やはり実際払ってない人がおるわけですから、学校のPTAの中でその辺もやはり問題化させながら、やはり教育もそうですけれども、給食問題あたりもPTAあたりでもいろんな場面で取り上げていただきながら、そういうのをきちんと払うような方式に持っていかなきゃならないと思っておりますので、その点についてはまた教育委員会のほうともいろんな話をしてみたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 共通的な認識としては、僕と教育長も町長も同じだと思いますので、やはりそういった方々を見逃さずに、健全なまちづくりということで取り組んでいただければと思います。

それでは、2番のほうに移っていきます。

保育園の園庭を芝生化について。ちょっと時間がなくなってきましたので、その趣旨のほうもちょっとずつと言いますが、幼稚園の園庭を、特に今年暑いですね。見ると、本当にグラウンドが暑い中で子どもたちが遊んでいるし、やはり暑い空気というのが保育園の中に流れ込んでいって、その保育園に聞くと、日中建物の中で昼寝するときに何度ぐらいになりますって、クーラーかけない時の話ですけど。そうすると、三十五、六度ぐらいになりますかねって言うんです。やはり、そのぐらいの温度まで上がってしまうこの中で、園児がゼロ歳児から始まって5歳児、6歳児ぐらいまでいるわけです。ですから、そういうようなものをできるだけ解消していくというものでいろいろ考えてみると、やはり園庭を芝生化にしていくというところに行き当たっていくんですけども、芝生化について何か検討されたことがあるのかどうか、まずそこからお尋ねをしていきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） おはようございます。

今の議員さんの、芝生化された園庭になるというところでどのように考えているかということですけども、まず学校におきましては、校庭の芝生化につきまして、東京都が2006年に緑の東京10年プロジェクトにより10年間で都内2,000校の校庭を芝生化する活動が続けられております。また、保育所や幼稚園につきましては、埼玉県における身近な緑の創出の一環として、県内の幼稚園と保育所の園庭芝生化に取り組んでおります。1,000カ所の幼稚園、保育所のうち、既に340カ所の芝生化を終えたとお聞きしております。さらに、私立の幼稚園、保育所に対しましては、県の補助事業により60万円を限度としまして補助を行っているということをお聞きしております。芝の種類にもよりますが、愛知県の蒲郡市では鳥取方式と呼ばれるポット苗方式を採用しまして、8月の植えつけ後約3カ月程度で育成できるということをお聞きしております。園庭を芝生化することによりまして、園児たちの育成上の利点としましては、気持ちよく遊べるといった意見や、思い切り運動ができると。また、けがが減る、自然と一緒にいられるなどが挙げられております。また、周辺環境上はヒートアイランド現象の緩和、地上表面温度の上昇の軽減、それから土や砂の飛散の抑制、また景観がよくなるなどのメリットが生じるというふうにご考えております。

さらに、園児の環境教育の実践、それから芝生の利用、管理を通しまして、地域の輪及びコミュニティの創出等が考えられると思います。一方、芝刈り、散水、除草、それから施肥作業及び植えかえ等に手間がかかるというふうな意見もあるようにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） いろいろと僕の言いたいことまで言っていただいてありがとうございます。

鳥取方式が今ティフトン芝っていうのを使ってやれば、2カ月から3カ月ぐらいでもうグラウンドが芝生化できるということです。今課長言われた中に、コミュニティーの創出っていうのは何を意味しているのかちょっとわからないんですけども、芝生化にするデメリットっていうのはほとんど生じない。課長が言われたように、子どもが伸び伸びと遊べるというメリットが多くて、ここで2つのデータがあるんです。

1つは、50メートル走を小学生にやらせたときに、グラウンドと芝生でどちらがよかったかという、男女ともいずれも芝生のほうが成績がよかったんです。男子も女子も1秒以上速いんです。もう一つのデータが、運動能力と学習能力には相関関係があって、運動能力の高い子どもであればあるほど学習能力も高いっていうデータもあるんです。ですから、幼児教育の中に子どもを伸び伸びと育てて、芝生になってるとき転んでもけがしませんので、ですから気がついたら伸び伸びと遊んでいるというのが実態だそうです。そうなっていると、運動能力が頭の中にやはりフィードバックされる。そして、その子どもが成長していく過程で学習能力も上がっていく。たった芝生化することでそれだけの効果があるんだったら、高い塾とかそんなものにつけないで、ヒートアイランド現象も阻止できるという課長の答弁もありましたから。

お金がかかるという話です。散水は、水はこの暑いときはほとんど毎日かけざるを得ないと思いますが、この鳥取方式でいうと1平米当たり50円です、年間の負担が。だから、幼稚園の園庭ぐらいですと100平米ぐらいあっても年間で5,000円です。芝生の管理費用として。このぐらいだったら、幾らでも捻出できるじゃないですか。子どもにそういう環境を与えたことがいいと思うか、いやそれは必要ないと思うかなんです、問題は。芝生化ということをしていろんなところのホームページを眺めていけば、これはもう学校のほうにもいっぱいいろんなものを広げていて、課長言われたみたいに、東京ではもう全部の学校を芝生化しようといっているんです。中には、動かないその理由に、やはりお金がかかるという二の足を踏んでるところがあるんです。でも、そのお金がかかるということを、実際には余り知らないんだらうと、その鳥取方式のことについて。やはり、一回現地を確認して、50円ぐらいで本当にできるのであればやって、子どもたちを伸び伸びと遊ばせて、転んでもけがしない、そして夏だったら割と涼しいところで子どもたちを遊ばせることができる。菊陽町が子どもたちを大事にする町ということであれば、こういうことに取り組んでいくのも決して無益なことではないと思います。

2番目のほうに移りますけれども、これをすべてが行政がやろうとすると、やはり芝刈りというのは、ティフトン芝っていうのは結構伸びるみたいですので、1週間に1回ぐらい刈る必要があるみたいなんです。問題は、雑草も全部含めて芝生なんですって。だから、雑草も別に抜く必要ない。もう頭からだっと刈っていくわけです。それを芝生として、全体と見るわけ。芝っていうのは概念で車と同じで、だから高級車もあればポンコツ車もあるということで、芝

っていっても一口には言えない。ティフトン芝っていうのは踏まれても削られても非常に頑丈で、いわばトラックみたいな芝なんです。ですから、そういう芝で金がかからない。ただし、週に1回ぐらい刈る必要がある。だから、刈る作業を保護者会であるとか、あとは近くに住んでらっしゃる退職されたまだ元気な方にボランティアとしてやっていただくというような、芝刈り機みたいな資材は町で用意するとしても、そういうことをしていけば、人と協働でつくるまちづくりについて町長がおっしゃってることにもつながっていくでしょうし、ましてや働くことに、自分が求められるということで日々の暮らしに精力的に取り組んでいただけるという退職者の方々の希望にも沿えると思います。すべてが行政の方がやるというとなかなか難しいと思います。この辺のところを含めて、芝生ということを今後検討していくつもりがあるのか。また、そのことを保護者会という形との協働作業ということでのどのようにとらえていくのかということ、課長でも町長でもいいですけど、お答えをお願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 保育園の園庭を芝生化ということでありまして、効果につきましてはさっき福祉課長が答えたように大変効果があるということでありまして、この件につきまして、今洋芝といいますと菊陽町でも杉並木公園が両方とも洋芝を植えておりまして、あそこも子どもたちがはだして遊べるようになってことで、高麗芝等であれば足にチカチカするということで、今洋芝を植えておるわけでありまして、そういうものにつきまして、後は効果が十分あるということでありまして、保護者や職員、そして地域といいますか付近のいろんな高齢者の方々のいろんな協力等を得られていけば、非常に効果があるんじゃないかと思います。実際、先進地等の事例を参考にいたしまして、保護者の方々にもおろしながら協力をしていただいて、言われますように協働のまちづくりの一環として取り組むことには非常に効果があるんじゃないかと思いますので、ぜひこの件については検討していきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） ぜひ前向きに取り組んでいただくようお願いをいたします。

では、3番のほうに移ってまいります。

公園の機能を生かした青少年の健全育成についてということです。

私も、この菊陽町の中にある青少年健全育成協議会ですか、そこに入って活動も一緒にさせていただいておりますが、私がいる小学校の中でも、子どもたちがローラーボードであるとか、あるいは自転車であるとか、そういうところで思い切り体を動かすところがないと。したがって、大人たちもしくは車を盗んで路上で遊んでいると、そういうようなことで何とかならないでしょうかという地域の皆さんからの声を聞くことが結構あります。大人の中から見ると危なくて、そんなことをしないで何とかなるだろうに思ってしまうんですけども、当の本人からすれば、自分の体がどんどんどんどん成長して行って、昨日とは違う新しいことが自分ができそうだな、だから何かやってみようという、一つは僕は成長過程だと思っているんですけども、自分も小さい子どものときは大人たちに危ない危ないと言われたことを一生懸命や



りました。当時は木から落っこってけがをしても本人が悪いという時代でしたので、木に登っても何してもそれなりに無関心ではなかったでしょうけど許してもらえたと。ところが、今は木に登ったりすると、その木は危ないから、もしくは公園の木だと、それは管理されているからそれはだめですと。ましてや、枝なんか折ったりするともう市長に悪いことをしたかのようになり子どもたちが糾弾されてしまうと。その結果、どういうことが起きてるかといいますと、各自治区の中には小さな公園がいっぱいありますが、その中で子どもたちが遊んでいると、その周りの大人たちが出てきて、あんたどこの子、ここの区じゃないじゃないかと。ここの区じゃないんだったらここで遊ばせない、どっか行きなさいということまで言われてしまう。ですから、こうなってくると子どもたちは行く所がなくなるわけです。ですから、子どもというのには育てる方向としては2通りあります。マイナスっていうか欠点を補っていけばちゃんとした人間に育つだろうという育て方と、子どものいいところをどんどんどんどん伸ばしていけば、結果的に悪いところはなくなって順調に育つって2通りの考え方があります。僕は後者のほうの考え方なんです、基本的に。悪いところは多少目をつぶっていいところを伸ばしていけば、絶対その子どもは正常に育つ、僕はそういう見方なんです。ですから、ローラーボードであろうと自転車であろうと、そういうことをやれる環境をつくってやれば、子どもたちはそこで遊ぶ。そうであれば、周りの大人たちが白い目で見ると、困ったもんだというような現象がなくなっていく。それは、その地域の人たちにとっても願ったりのことでしょうし、子どもたちにとってみれば思い切って体を動かせるっていうような環境が手に入るということで、やはりその施設をつくる必要が僕はあるのではないかと、そのように思っております。

もう時間がないので、1、2、3、まとめてまいりますけども、皆さんはよくテレビでエクスゲームというのはもうごらんになってると思うんです。95年、6年ぐらいにアメリカで発祥したスポーツです。ローラーボードであるとか、今はウィンターのハーフパイプと違ってオリンピックでももうおなじみです。サーフボードでくるっといって空中で何回転かして、アクロバットのようにおりてまた向こうに滑っていくということをやるといいます。体の身体機能を使って自己表現をするという遊びです。これはアメリカで始まりまして、ヨーロッパでどんどんどんどん普及、その後普及して行って、今ではアジアにもかなり広まっています。アジアで広まっていますけれども、その中で東南アジアの若い人たちがいっぱい参加してまますが、日本人が少ないです。日本人の子どもたちが。それは、やはりあれだけのスポーツができる環境が日本にないということです。僕は、最近の日本をずっと眺めていくと、これはもう自分の反省もしてるところなんですけども、動物としての人間。猿とか犬とかと同じように、動物としての人間、動物ですよ。そして、日本人種、犬であれば柴犬とかレトリバーとかいろいろな種類があるじゃないですか。その動物としての人間、そして日本人種の機能低下といますか体力低下といますか、それは生殖能力も含めてなんですけど、あらゆる面でそれが下がってきてるということを感じざるを得ないんです。かなりひ弱になってます、今の子どもたちをよく見ると。それは、子どもたちがひ弱じゃなくて、我々大人もひ弱なんじゃないか

など、そう思います。

先日、プレーパークというところを見学に、世田谷の羽根木公園に行ってきました。広報研修で東京に行ったその日の午後があいてましたので、そこに行ってきたんですけども、そこではけがも自分のものとして持ち帰ってくださいというような考え方があります。羽根木の公園の活動報告書っていうのもちょっといただいて帰ってきましたけども、けが報告っていうのがあって、もう裂傷から骨折まで含めて、結構いろんなけががあります。でも、このけがをしなないと、けががいいと思ってるわけ、奨励しているわけじゃないんですよ。けがを防ぎたいと思ってるわけですけども、でもけがをしてでもその子どもが将来注意力を持ってきちっとした大人に育っていく、その自由な発想ということを奨励したいといって、けがをしたじゃないかっていうクレームに対して真摯にその団体の方々は取り組んでる。これは、世田谷には4つのプレーパークがありますが、それを全部一括して管理しているNPOが、そこで遊んでけがをした人たちからいろんなクレームが来ても、いや、けがも子どもさんが大きくなる過程においてはとても大事なんですよ。そしてまた、自由に遊ぶということを大事にしてるんですよと、そういうようなことを言って、そういう公園を運営していると。

菊陽町にもいっぱい公園があります。大体において、大人が見て気持ちのいい公園が多いです。でも、子どもたちから見ると本当使えません。自転車では入ってはいけませんよ。木登りをするにしても、植えた木が小さいからでしょうね、なかなか木登りができるような木ではありません。ましてや、木にロープをかけてロープ渡りができるというようなこともできません。もし、そんなことでもしようとするならば、周りの人たちから、そんなことやっていいの、それやっちゃだめだよと言われてしまって、子どもとしては何かやりたいけれど、やろうとするとみんな注意されてしまう。我々は期待されてるのか邪魔者なのか、そういうような認識が子どもたちのほうにできてしまっている。ですから、ここでいろんな公園が菊陽町の中にありますけど、今後の課題として、自転車などで交通ルールなどが学べるような環境を、やはり公園の中につくるべきではないか。あとは、先ほどのエクスゲームみたいな、自分の体の限界に挑戦して、いろんなものをやってみたい。そして、周りの大人からすると危険きわまりないというようなスポーツも自由にできる。もちろんけがは自分のものですけど。そういうような環境もつくってあげて、正々堂々と遊べる環境をつくっていく。

そして、一番大事なのは、子どもたちが育っていく中で自由な発想です。子どもたちは、遊ぶときには現実の世界に遊びますが、頭の中で空想で遊びます。ですから、変ちくりんな紙を持ってきて丸めたものをレンジャーの剣みたいな形でやってるわけです。その辺の自由な発想ってなければ、きちっとした大人には育ちません。やはりそういう面で、この菊陽町で生まれ育った子どもたちっていうのは、やがてはこの菊陽町から出て行って、ある意味日本の中、ある意味世界の中の人たちと競争して生きていくことになります。ですから、そういう子どもたちの幼児教育、青少年の教育の場としての新たな公園の整備ということについてどのように考えてらっしゃるのか。もう時間4分しかありませんので、その件についての答弁のほう。これ

は、どちらかっていうと公園の具体的な未来像っていうことですので、町長か関係のほうからお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） では、私のほうから一番最初の質問の、自転車などの練習、交通ルールの習得の可能な公園の設置計画ということについてお答えしたいと思います。

菊陽町には大小合わせまして92の公園がございますが、ほとんどの公園に自転車の乗り入れを禁止しております。しかし、一部の公園におきましては、親子で自転車乗りの練習程度はされているようでございます。また、杉並木公園におきましても、補助車付きの自転車の乗り入れは許可しているところでございます。議員さんが言われますような、交通ルールの習得ができるような公園の設置は現在のところ計画はございませんが、杉並木公園を幼児及び小学生の低学年の保護者同伴であれば、安全を確保することが第一の条件となりますが、自転車の乗り入れを許可して、限られたエリア内での自転車乗りの練習等に開放することは可能であるかと思えます。

また、交通ルールにつきましては、各保育園、小学校で交通安全教室等も実施されておりますので、そちらのほうで学習していただきたいと思っております、現在のところ交通ルールの習得ができる公園の設置のほうは考えておりません。1番については以上です。

○議長（吉村豊明君） 生涯学習課長。

時間がありませんので、簡潔にお願いします。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） 先ほど2つ、生涯学習関係では青少年の健全育成あるいはスポーツということで、議員さんのほうからエクスゲームそれからプレーパークの問題についてお尋ねがありましたので、今思っているところでお答えをしておきたいと思えます。

まず、アクティブスポーツのことなんですけども、これはやはり今確かに夜若い青年たち、10代かなと思えますが、四、五名が夜、明かりのまだ残ってる店舗の駐車場、そういったものや空き地等でやってて苦情とか、あるいはそういった問題が関係課のところに来ているというのは事実でお聞きしております。青少年健全育成の部分からしたら、やっぱりそういう場所を確保してするほうがいいのではないかという意見と、またスポーツの特徴が、例えば自分が道具をそろえればどこでもできるという気軽さ、それが逆にその周りの市町村がない場合、今熊本市も含めてそういう公共の施設というのはございませんので、もしもした場合に確かに菊陽町に集まってくるだろうと。ただ、その集まった後、例えば公共の施設ですから10時とか、やっぱり青少年健全育成で10時には閉まると。そうした場合に、その子どもたちがやっぱりその道具を持ってあいた店舗に行ってしまうと、また繰り返すようなことがあるならば、それはもうちょっとよくないと。ただ、それを取り締まるじゃないんですけど、指導する組織というものもしっかりつくった上で、やっぱりしていかなくちゃいけないだろうというふうな考えをしております。

○議長（吉村豊明君） 生涯学習課長に申し上げます。時間が来ましたので、速やかに終了してく

ださい。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） 終わります。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福島知雄君、一般質問を許します。

○9番（福島知雄君） おはようございます。議席番号9番の福島知雄です。よろしくお願いいたします。

緩やかに回復しつつあると言われておりました国内景気も、急激な円高、株安が進むことによりまして、景気の下振りリスクが高まったということで、菅総理は為替介入の可能性も一時示しました。しかしながら、米国の経済不安、欧州等の金融不安が大きく影響しているのが現実でありまして、仮に為替介入をしましても効果は疑問視されているところであります。また、日本の政界では、与党民主党の代表選も迫っておりますが、具体的な政策も見えないし、また小泉総理以来目まぐるしく総理大臣が変わり、一国の首相が1年もたないようでは、諸外国の信用は得がたいし、国民不在の政権争いにしか映りません。

一方、自然界では、異常気象の影響で日本は連日の猛暑日によりまして熱中症患者、死者が多数発生をしました。また、家畜への影響、農産物への影響も出ておりまして、深刻な問題となっております。執行部の皆さん、議員の皆さん方は健康管理に十分注意を払って、職務に取り組んでもらいたいというふうに思います。

ところで、本日の質問は1番目が子育て支援について、2番目が保育園の運営について、3番目が生活環境整備についてであります。1番の子育て支援、2番の私立保育園の運営については、後藤町長が就任されます約半年前に1園、今年2園私立保育園が開園したということで、選挙前に今回あえて質問をいたします。3番の生活環境整備については、生活道路整備に関することを質問いたします。あとは、通告に従いまして質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 質問事項1番、子育て支援についてでありますけれども、①の延長保育時間の見直しをすべきではないかということですが、先ほども言いましたように、今年4月に私立保育園が2園開園をいたしましたことによりまして、公立保育園8園、私立保育園が3園で、本町の保育園は全部で11園になったわけでありまして。課題でありました待機児童問題が解消されたということで、保護者の皆さんも大変喜んでおられます。その11園の延長保育時間を見てみますと、なかよし保育園は延長保育をやってませんので、その他の保育園すべて午後7時までと

いうようになっております。熊本市内などで勤務した場合、勤務地次第では仕事を終えて午後7時まで菊陽の各保育園に帰ってくるのは大変厳しいという現実があります。そこで、支援策として延長保育時間を午後8時までしてもらいたいということなんですけども、今景気が踊り場景気と言われております。いやいや、まだ悪いという経済学者もおりますけども、いずれにしましても景気、経済状況が悪いのは確かであります。このような状況の中で結婚あるいはお産を契機に会社をやめましたら、再就職は大変難しいと。だから、会社をやめないで産休をとり、産休が終わりましたら再度会社に勤めるという人が多いのが現状であるようであります。もちろん、その中で共働き世帯が多いというのは経済状況が大変厳しいというのが背景にあるかというふうに思われます。そのようなもろもろの事情で、共働き世帯が多い現在、その支え、手助けをするのも、また行政の責任であるというふうに思われます。支援策として、現在午後7時までの延長保育時間を午後8時まで延長してもらいたいということですが、これいかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） ただいまの延長保育時間の見直しをすべきではないか、また午後7時から8時までの延長はいかがかというご質問に対しましてお答えいたします。

延長保育につきましては、保護者の勤務形態の多様化や通勤時間がかかる等により、保育時間の延長に対する需要に対応することによりまして、乳幼児の福祉の増進を図ることを目的として、先ほども議員が言われましたように、なかよし園を除き公立、私立合わせた10園でとも午後6時から午後7時までを実施しておる状況でございます。

利用状況を見てもみますと、園により差はあるものの、少ない園で1日平均3名、多い園で17名程度であります。核家族化が進んだ地域の保育所での利用が多いようでございます。近年は共働き世帯や就業形態の多様化等によりまして、定時の送迎が難しい事例がふえているものと推測されます。直接役場や保育所への要望はございませんが、今後は公立8園の保護者を対象としましたアンケート調査の実施を含めまして、保育所の現状や保育士の雇用勤務体制及び園の現状を踏まえまして、時間延長を検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 本町の人口は、今後まだまだふえるというふうに考えられます。光の森、あるいは第1、第2区画整理地内にはまだまだたくさん宅地が残っておりますし、また集落内開発もできるようになりました。今後、住宅建設がまだふえてくると思います。特に、若い世代層の転入というのが考えられます。さらには、先ほど課長言いましたように、勤務状況というのは非常に現在多様化しているんです。市内の職場に午後6時まで勤務して、それから帰る準備をして、菊陽町内の各保育園に帰ってくると。ちょうど一番多い時間帯なんですけども、非常に厳しいという話を聞いております。現に、熊本市内に行っておられる保護者の方の話を聞きますが、大変厳しいということなんです。ですから、6時まで勤務の場合は、もう即退社をすると。だ

から、例えば5分、10分、15分会社に残っていれば間に合わないということで大変ですから、帰路につくときも事故等を非常に心配をするということでもあります。

町長は、子どもに未来をと、若者に夢を、働く者に生きがいをとということを掲げられております。これを実現するためにも、保育時間を午後8時まで来年度より実施できるよう、もう実施方向の検討をぜひお願いしたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、今直接は要望はあっていないと言いますが、実態としては今福島議員が把握されるようなこともあるようなことじゃないかと思います。現実的には、7時までといっておくてもおくれる分については預かっておられるような状態だと思いますけれども、この辺実態を調べた上で、非常に勤務体制が以前と変わらして多様化しているという中でありますので、実態を調べた上で、そういう必要性があれば、ぜひそういう延長のほうも取り組みをしなければならぬというふうに考えております。

いずれにしても、実際もうそこにいろいろ来ておられますので、その辺の状況を、実際預けておられる方たちの話を聞けばわかることだと思いますので、早急に実態のほうを調査させたいと思います。その上で、次の新年度からということであれば、いろんな体制等、予算的なものも伴いますので、その辺の体制を整えて取り組みを進めていくということで答えておきます。

○町長（後藤三雄君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） ぜひ、アンケート調査等をしていただいて、要望等が多ければぜひ実施をお願いしたいところであります。

それでは、②番目の日、祭日の保育サービスを望むということですが、一時保育につきましてはみどり園、光の森キャロット保育園の2園で行われているかと思います。ただし、日、祭日の休日保育サービスは、公立保育園8園、私立保育園3園、いずれの園でも実施されていないのが現実であろうというふうに思っておりますけれども、ご承知のように核家族化が進み、共働き世帯が多くなり、また先ほども言いましたが職種も非常に多様化しているんですが、また最近は特に女性の方の事務職離れが目立ちまして、サービス業を好む方も結構おられます。このように、町民のニーズというのが大変多様化している現在、時代に合った町民のニーズに合った町政運営をしていくのが行政の役目だというふうに思っておりますけれども、町長この辺はいかがでしょう。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） ただいまの質問にお答えいたします。

日、祭日の一時保育サービスを望むとの質問でございますけれども、日曜日及び祭日における平日並み同様の保育と理解し、答弁させていただきます。

①の質問でもお答えしましたように、共働き世帯や就業形態の多様化が進みまして、土曜、日曜、祝日も含めて出勤される家庭もふえてきておるところでございます。今後、日曜、祭日

における保育需要はふえてくるものと考えております。現在、町では実施しておりませんが、この日曜、祭日の保育サービスにつきましても、先ほどと同様にアンケート調査を実施し、保護者のニーズの多い園や保育所の雇用勤務体制及び園の状況を踏まえまして、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） ぜひ、そういう方向でお願いいたします。

町長、行政報告で平成23年1月から3月まで、日曜日の開庁に向けて取り組むと、試行的に取り組むというふうに昨日言われましたけども、この子育て支援におきましても、ぜひ日曜、祭日の保育サービスを願いたいというふうに思うところです。

それでは、次の質問2番目の、私立保育園の運営についてということで、①の私立保育園3園の総合的な評価を問うということですが、私立保育園3園のうちに2園は今年の4月開園しましたんで、評価を問うというのは時期尚早かと思えますけども、光の森キャロット保育園におきましては、開園後4年半の間の評価をどのように町としてしているのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 私立保育園3園の総合的な評価を問うというご質問ですけども、現在町におきましては3園の私立の認可保育所がございます。まず、光の森キャロット園は平成19年4月に開園され、4年目を迎えております。開園当初の申し込み状況は、90名の定員に対しまして86名の申し込みと若干定員割れもございましたけども、2年目以降の在園児数は103名、3年目104名、そして本年4月が108名と順調に伸びておる状況です。保護者からの評価も高いというふうに聞いております。

また、地域との連携としましては、近所のデイケアサービスの運動会に参加をしているということもお聞きしまして、地域からの信頼も大きくなっているものというふうに認識しております。

続きまして、このとり保育園及び優貴保育園につきましては、それぞれ本年4月に開園され、当初申し込みも順調に推移しまして、7月1日現在の入所率がこのとり保育園が112%、優貴保育園が107%と、いずれも定員をオーバーしている状況でございます。この2園につきましては5カ月を過ぎたところでございますけども、特に問題があるというふうには聞いてはおりませんし、また安定した運営がなされており、これからも行政としてサポートをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） それで、民間私立保育園3園に対しては、非常に評価をしているというふうに理解しとってよろしいんですかね。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今福祉課長が申し上げましたように、この入所率も定員を超えているような状況であるということで、それぞれ私立ということで、いろんな保育の目標も持たれて取り組んでおられるということで、行政として高く評価しているところであります。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） それでは、続きまして②番の今後子どもの数が減少傾向に推移すると考えられる。私立保育園の子ども数の確保のための政策を問うということでもあります。

今後とも少子化が続くというふうに考えられますけども、私立保育園を運営するには、最低限の子ども数を確保しないと運営が厳しくなる、あるいは経営ができなくなったりするのは、これは当然のことです。そのような事態にならないようにするために、町として私立保育園運営に対して将来の構想をどのように描いているのか、この辺をお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 通告によります私立保育園の子ども数の確保のための政策を問うということで、お答えしたいというふうに思います。

菊陽町のゼロから5歳までの就学前の児童数につきましては、平成19年から平成22年にかけて人口比で年平均7.5から7.6%と高く、そのうち保育所の入所率につきましては、本年6月末で40%を超えておる状況でございます。

しかし、菊陽町における子どもの数がいつまでも増加するわけではございませんので、本町でも転入の減少期に入りましたときには、やはり子どもの数も減少していくものというふうに思っております。そのような状況の中で、私立保育園の子どもを行政としてどのように支援していくのかとの内容というふうに理解しておりますけども、国は現在平成25年度の幼稚園、保育園を一元化し、仮称ではございますけども、こども園の創設を目指しておりますので、町としましてはこのこども園についてのあり方を今後見据えながら対応することになるかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 例えば、将来的に公立保育園が8園、私立保育園3園、いずれの園でも定員割れ、特に私立保育園ですね、定員割れを生じるような場面に陥ったときに、どのように町として想定をするのか、あるいは考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 実際に、子どもの数が減少するようなほうに転じていくような場合についてでございますけども、まず私立保育園のほうはいろいろ誘致した保育園でもありますし、そういう私立園の定数枠を確保しながら、公立園のあり方についていろいろ統廃合等のいろんな問題も出てくるかと思っておりますけども、私立保育園はそちらの定数枠の確保をしながら、公立園



のほうをどうするかというふうに、そういったふうな検討課題になってくるというふうにとらえております。また、公立としてのいろんな進め方といいますか、これからの実際は保育に欠けておるといのが、非常に親が働いておるような状況じゃないと入れないということでありますので、実際家のほうにも子どもたちが大分おりますので、そういうことも含めながら将来のことについては検討しなければならないというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 定数割れを生じるような場面に陥ったときには、私立保育園の定数枠は確保すると。あとは、公立保育園のほうでどうしていくか検討していくという答弁でしたけども、私立の3園の法人も安心してそういうことであれば、今後園の運営ができるかなというふうに思うところです。

それでは、3番の病気の子ども、病後の回復期に当たる子どもを預かる場合の対応措置として、人的支援及び施設整備のための助成はできないかということですが、これはいわゆる病後児保育のことになりますけども、先ほどから出てますように、子どもを保育園に預ける世帯というのは共働きが多いわけでありますけども、共働きゆえに多少風邪ぐらいの症状、あるいは病気が完治しなくても保育園に預けることも多々あるかというふうに思います。そういったとき、子どもの健康面、心理的な面を考えますと、保育園のほうに看護師さんの配置、あるいはそういった病後児の児童を保育するような保育室、そういった施設整備をすることもまた必要であるかというふうに私は思っております。小学校、中学校あたりには保健室というのがありますけども、保育園にもこういったことに今後取り組んでいく必要があるかというふうに思いますけども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） ただいまの質問にお答えいたします。

菊陽町の現状をまず紹介させていただきます。

病気回復期にあるお子さんを預かる病後児保育、こあらと申しますけども、これを武蔵ヶ丘ふれあい交流・福祉支援センターで実施しておる状況でございます。対象となる子どもは、生後6カ月から小学3年生までの病気回復期の子どもで、風邪、インフルエンザ、胃腸炎、水ぼうそう、溶連菌感染症、手足口病、おたふく風邪などの病気が対象でございます。利用時間が月曜日から金曜日までが午前8時から午後6時まで。土曜日が午前8時から午後5時までお預かりしており、昨年一年間延べ利用者が405名の利用がございました。

人的支援及び施設整備のための助成はできないかのご質問ですけれども、町としましては、現在光の森にございます公共用地における光の森複合施設、仮称ではございますけども、この建設に向けてプロジェクトチームによる検討会を重ねておるところでございます。今後の計画としましては、この施設の中に病児と病後児保育室の設置を検討しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 西部のほうでは現在センターでやってるということで、東部のほうはやってないわけですね。じゃあ、東部地区のそういったお子さんというのは今どういったふうに、そういったお子さんが発生した場合、どういったふうな対応をされていますか。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 東部地区におきましては、先ほど申しましたようにこあらっていうところをご利用されているかと思えます。こちらが月22日としまして、日に1.5人ぐらいの現在の利用状況でございますので、2部屋ございますから、現時点では利用できる状況でございますけれども、やはり時期によりましては風邪とかがはやり出しますと収容能力をオーバーする状況ではございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） ここに、町長の選挙のリーフレットがあります。2期目で取り組みたい重点施策ということで、子育て支援の部分で児童健全育成の拠点づくり、小児医療の情報提供の充実、障がいのある子どもへの支援充実、病後児保育の充実、まさに今この病後児保育の充実というのを質問してるんですけども、町長これを実現するために、ぜひ努力をしてもらいたいというふうに思いますが、町長いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 現時点では、延べ405名ということでありますので、1日当たりに直しますと1.何人ぐらいということでありますが、こういうものにつきましても、やはり子育て支援の中で見ていきますと、親がどうしても働かなければならないということでありますので、実態を踏まえながらその対応のほうは考えなければならぬということでもあります。

そして、東部と西部のほうに1カ所ずつどうかというご意見でありますけれども、この辺につきましても、現時点では1カ所で対応できるとというような状況でありますので、そういう状況を踏まえながら、必要に応じてそういった対応はやっていかなければならないというふうに思っております。この件につきましても、今の実態をきちんととらえた上で対応をしてみたいです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） ぜひ、現状に応じた施策を進めてもらいたいというふうにお願ひするところですが、

それでは、④番目のゼロ、1歳児の入所希望の現状と、1歳児を担当する保育士の人数をふやすべきじゃないかということですが、これは保育士1人に対する子どもの人数を減らさないかということなんですけれども、本町ではゼロ歳児3人に対して保育士が1人、1歳児6人に対して保育士が1人、これは国の政策基準の中で行われてるかというふうに思います。ただ、熊

本市立の保育園におきましては、1歳児に関しては4人に1人ということで保育士さんがついておられます。昔から三つ子の魂百までというふうに言われておりますし、3歳までが育児の最も重要な時期であるというふうに言われております。そのようなことを考えますと、本町でも1歳児4人に対し1人の保育士での施行ができないかということですが、これについていかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） ただいまの質問にお答えいたします。

ご質問の、ゼロ歳児及び1歳児の入所状況は、8月1日現在の全園でゼロ歳児が82名、1歳児が204名というふうになっております。昨年の同時期で、ゼロ歳児が68名、1歳児が125名でありましたので、1歳児はかなりふえている状況でございます。

保育士の配置及び1名当たりの面積基準につきましては、先ほど議員がおっしゃったように国の基準がございまして、ゼロ歳児3名当たり保育士1名、1から2歳児6名当たり1名というふうに定められており、町はこの基準に沿いまして保育士を配置している状況でございます。

また、1歳児担当の保育士をふやすべきではないかのご質問ですが、現在国基準に沿った配置をとっておりますので、次の質問とも関連しますが、例えば保育士が休暇をとった場合や出張した場合の通常保育につきましては各園フリーの保育士を配置しておりますので、また園長も保育に当たるというふうな措置をとっております。このような状況でございますので、現時点では支障はないものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 1歳児6名に対して1人の保育士ということで、現状は問題がないということでございますけれども、今後もこういった子育て支援というのは、このあたりも当然改善していくべきだと思うんです。熊本市内市立の保育園でやってるといことは、それなりの意味合いがあつて施行されていると思います。ぜひ、本町におきましても今後この辺を十分研究、検討していただいて、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次の⑤番の保育士が研修等出張する場合の加配保育士の配置を願うということでもありますけれども、今課長がちょっと触れられましたけれども、各保育園には休憩保育士が1名配置されるわけでしょう。各園に休憩保育士が1人配置してあるというふうに思います。休憩保育士というのは、今課長が触れられましたように保育士が病気あるいは事故などで救急なときのために配置してあるというふうに理解しております。ただ、こういうときに園長が代理で職務につくということもあるというようなことを聞いております。それとは別に、加配保育士というのは保育士が資質向上のため、あるいはニーズに対応するために研修等に参加したりする際にかわりに職務につく保育士ということであるかと思っておりますけれども、現在そのようなときにはほかの保育士さんが兼務をされているというふうに聞いております。改善策として、そ

のようなきに加配保育士の配置ができないかということですが、この点いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） ただいまの質問にお答えいたします。

④のご質問でも答弁いたしましたけども、研修や出張等で保育士が不在となるケースにつきましては、保育に支障のない範囲で出席させておりますし、フリーの保育士、先ほど議員が申されました、あれはフリーというふうに私どもは呼んでおりますけども、及び園長により対応しているところでございます。

ただし、場合によりましては複数名の研修及び出張、休暇等も考えられますので、そのような場合につきましては、延長保育の保育士または土曜保育の保育士がおりますので、臨時的に対応させるというふうなことも考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） フリーの保育士に対応するというので、そうであれば、例えば登録制にしておいて、保育士さんを何名か常に確保していくと。登録制にしておいて、緊急な場合はそのような方をお願いするというのもまた必要かなと思うんですが、今後はそういうことの検討も視野に入れておいていただきたいというふうに思うところです。

いずれにしても、今後このような問題が大きな問題になろうかと思えます。子育てについては、菊陽町が一番進んでいると言われるように、ぜひ他市町村に負けないような取り組みをしていただきたいというふうをお願いするところです。

それでは、続きまして質問事項の3番目、生活環境整備についてということですが、①番の長塚区の道路、下水道が未整備の区域がある。改善すべきではないかということですが、これは今年の6月に長塚区より陳情書が出ているかと思えますけども、この道は道路認定していないということで、あえて道という表現をしますけども、延長は大体110メートル前後ということです。そのうちの2分の1強が町所有ということで、残りが民地であるというふうに思えますけども、この民地を買収して下水道、道路整備をしてもらいたいということですが、今回の一般会計補正予算の第3号の中に、測量設計の予算が組んであるというふうに思えますけども、今後の工程をお伺いいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけども、長塚区の住民の皆さん、特に下水道の未整備の状態にあるというところがありまして、大変ご迷惑かけているところでありますけども、これも6月に議会のほう、それから私のほうにも陳情書が出されたというところがあります。

現況では、今言われましたように、北側の住宅地から南側の旧県道大津植木線まで通り抜けが可能でありますけども、登記簿上が途中までが町の名義の道路で、南側につきましては個人名義であるということで道路の整備ができないような状況にあったと思えます。

今回担当課のほうでいろいろ調査等をさせましたところ、2名の地権者がおられまして、道路として整備したいということで説明しましたところ、協力が得られたということですので、今回9月の一般会計補正予算で測量設計の委託料を計上させていただいているところであります。

今後の予定としましては、この測量設計が終わりましたら、23年度で用地交渉等を行いまして、用地買収ができましたら、下水道工事と合わせまして道路工事のほうも行いたい。これを行うことで、また長塚区としての利便性も出てくるというふうに考えているところであります。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 町長の大変前向きな答弁で、地域の方も喜ばれるというふうに思います。

ご承知のように、長塚区は今年誕生した区でありまして、特に行政の手助けを必要とするところであります。ぜひ、23年度の完成をお願いいたします。

それでは次に、②の新山1号線道路の雨水処理対策を早急にすべきではないかということですが、この道路は新山のセブンイレブン、ここから北の杉並台へ通じている道路なんですけども、大体延長が280メートル強、幅員が6メートルであります。この路線は、光の森ゆめタウンがオープンしましてから特に交通量がふえております。両サイドは畑でありまして、片方が道より高くなってるんですが、畑が、その高いほうに道路勾配がとってあるものですから、雨が降りましたら道路の半分ぐらいが冠水するというところで、歩行者あるいはバイク、自転車等の通行のときに非常に危険であるということでもあります。側溝など、雨水処理対策を講じるべきというふうに思いますけども、この点はいかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

この道路につきましては、議員が言われましたように延長が280メートル程度であるかと思いますが、周辺を住宅地に囲まれた市街化調整区域であります。道路の両サイドが開田による水田となっておりまして、米を植えられている方もいらっしゃるようです。道路に水がたまる箇所につきましては、二、三年前に盛り土をされたようでありまして、以前は道路が高かったのですが、現在は議員がおっしゃったように農地のほうが高くなっており、その箇所に雨水がたまるようになっております。

この道路につきましては、放流先がないため側溝の整備ができない状況であったと思います。対策としましては、隣接します昭和48年に開発されました現在の杉並台団地に施工されております雨水管に接続可能であれば、工事費と維持管理の面で経済的であると考えております。そのため、その雨水管に放流可能であるかの調査を今後行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 今課長の答弁のとおりだと思いますけども、私が見た限りでは放流可能な

というふうに思ってるんですけども、ぜひ早急な対応をお願いします。急いで調査をしてください。お願いしときます。

以上をもちまして私の質問を終わります。終わります。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時50分

再開 午後0時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君、一般質問を許します。

○12番（小林久美子君） 皆さんこんにちは。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います、日本共産党の小林久美子です。

今台風の影響で外はかなり雨が降ってしまっていて、農家の方はほっとされる反面、災害が出ないようになればいいなというふうに思っています。また、ニンジンが菊陽の特産ですけれども、本当に今この気象の異常でニンジンがないというのを私も改めてこの前お聞きしまして、地球の温暖化がもたらす影響というのは多大なものがあるなど感じているところです。

今、急激な円高、株安の進行による景気減速で、中小企業、地場産業初め日本経済自体が悲鳴を上げています。また、総務省が発表した労働力調査では、7月の完全失業率は5.2%で、5カ月連続して5%を超えるという深刻な状況が続いています。

また、厚生労働省の調査で、日本の世帯ごとの所得格差が過去最大に広がっていることがわかりました。今日の熊日にも報道されていましたが、所得格差の程度を示すジニ係数指標でも、90年代後半から急上昇したと報道されています。本日は、そういう中で暮らしを支え応援する町政運営をという立場で質問をしますので、執行部のほうは簡潔な答弁をよろしくお願ひします。

また、大変申しわけありませんが、質問の順番を変えさせていただきます。5番を1番に、また3番と4番を入れかえて質問をさせていただきます。

まず、5番の子どもの医療費ですけれども、子どもの医療費無料化については2008年、平成19年の6月議会で取り上げています。医療費無料化については、平成19年4月から小学校就学前から小学3年生まで引き上げられました。また、平成20年4月から小学6年生まで拡大され、大変喜ばれています。

町長は、2期目で取り組みたい重点施策の中で、子どもの医療費の助成を中学3年生までに引き上げると掲げられていますが、どのように、またいつごろ取り組まれるお考えなのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

中学3年生までの医療費無料化のご質問でありますけれども、この件につきましては、過去にも小林議員、そして梅田議員のほうからも質問がなされたところでありまして、今回もこの後梅田議員のほうも質問の予定をされているところでありまして、この子ども医療費に係る負担金の助成でありますけれども、現在小学校6年生まで実施しているところでございます。21年度の助成実績でありますけれども、約1億3,600万円ほどなっているところであります。菊陽町において、対象年齢を中学3年生まで拡大した場合、これまでの対象者5,891人に1,132名を加えますと約7,000人ほどになるわけでありまして、これを平成21年度の子どもの医療費の実績をもとに試算いたしますと、中学1年から3年生までの分で、試算でありますけれども、約1,000万円程度の額がふえるようなこととなりますが、菊陽町の将来を担う子どもたちが健やかに育ちますよう、平成23年度から実施をさせていただきたいということで、これを第1番目に、今回のいろんな皆様方のほうにも訴えているところであります。そういうことで、23年度の4月から実施をさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 子どもの医療費無料化につきましては、町長が来年の4月から実施をしたいということで、非常に町民にとっては大変喜ばれることではないかというふうに思います。特に、菊陽町は皆さんもご案内のとおり子どもの数が県内でも一番多く、全国でも子どもの数が非常に伸びているという特徴を持っています。しかし、リーマン・ショック以降、保護者の経済状態がそのまま子どもに影響を与え、子どもの貧困が進んでいるということも懸念をされています。

私は、町内の婦人団体の方と一緒に、熊本県でも医療費無料化拡充をもっと進めてほしいということで、町ですが、県は全国でも一番最低レベルなんです。県の無料化は4歳まで無料なんですけれども、これは全国でも最低レベルで、やはり県がもっと医療費の無料化拡充に取り組んでいけば、自治体としてももっと取り組みやすくなるし、財政上も大きな影響があるというふうに思いますので、町での中学3年生までは非常に歓迎しますし、それとともに県にもこれからは働きかけていきたいと今考えています。

さらに、2番目の町外医療機関に受診した場合、窓口払いの解消をすべきではないかという点ですけれども、平成19年12月議会におきまして、町外の医療機関を受診した場合、一たん窓口で医療費を支払う償還払いではなく、現物給付を大津町のように取り組んでいただきたいと質問をしましたが、なかなか実現をしていません。なぜ取り組めないのかお尋ねをします。

お母さん方は、お隣の大津町でできているので、菊陽町でもぜひ早急に取り組んでほしいという要望が強くあります。例えば、町内の小児科に受診をしても、なかなか対応できなかったり閉まっていたり。大津町にかかって、実際大津町では窓口で一たん支払わなければいけなかった、そういうケースや、特に熊本市内での受診の場合などありますが、大津町では先ほどか

ら述べていますように県内の医療機関で外来が対象になっています。もちろん支払基金や国保連合会等に委託をされているというふうに思いますけれども、菊陽町でなぜなかなか取組めないのか、財源の問題なのかどうか、その辺を含めて担当課のほうにお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） 町外の病院に受診した場合の窓口払いの解消というご質問ですが、病気やけがで病院に受診した場合の、いわゆる一部負担金の助成方法には、現物給付と償還払いがございます。現物給付は、医療機関の窓口で2割あるいは3割の自己負担分の医療費を支払わず、菊陽町から医療機関へ支払う方法でございます。もう一方が償還払いで、医療機関窓口で自己負担分の医療費を支払いまして、後日菊陽町へ申請することにより自己負担分が償還される方法でございます。本町では、現在町内の医療機関での受診については現物給付、そして町外の医療機関での受診そして入院については償還払いの方法をとっているところでございます。

平成21年度の子ども医療費の状況につきましては、件数で現物給付が約7割、償還払いが約3割となっております。医療機関での受診に現物給付を導入することになれば、まず国民健康保険被保険者につきましては国民健康保険団体連合会に、その他の被用者保険、いわゆる社会保険、健康保険組合等でございますが、その被用者保険の被保険者につきましては社会保険診療報酬支払基金にそれぞれ委託することになります。この場合、いわゆる委託経費として年間約500万円程度の財政負担が発生します。そして、さらにこの現物給付の拡大によりまして、国庫補助金の削減にも影響が生じますので、さらにいわゆる町外になりますと、町内の医療機関の事前の了解ということも必要になりますので、ご質問のように町外医療機関に受診した場合、すべて現物給付をとることになった場合、非常に検討すべき課題が多うございますので、一部負担金に係る助成方法は、今後も現状のままで継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 現物給付を行った場合、国からの国庫補助負担金の減額があるということなんですけれども、どのくらいの影響があるのかっていうことをお尋ねをしたいと思いません。

それから、今委託料等発生するのは約500万円ということでした。ですから、やはり子育て支援をかなり充実していくというところでは、一番町内は窓口で払わなくていいわけですから、非常に子育て支援の大事なところだと思いますので、国庫補助負担金の減額がどの程度あって、そういうのを考えれないのかっていう点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） 町の対象年齢は、現在のゼロ歳児から小学校6年生までで試算しまして、これはすべて現物給付にした場合は、国庫補助金で約130万円程度影響が出るということ予想しております。そして、町外の分までした場合、現在菊陽町の医師会あるいは町



内医療機関のほうから、できるだけ町内の医療機関のほうに絞って現物給付をしてほしいというような要望もありますので、事前に町内の医療機関と協議あるいは調整をする必要があるかというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 町長にお尋ねします。

今お話を担当課から聞きますと、現物給付にした場合、事務処理経費等が500万円、国からの補助が130万円少なくなるということで、630万円の影響があるということと、町内の医療機関がなるべく町内を利用してほしいというふうにおっしゃってるという2つの点でしたけれども、それはお隣の天津町でも同じような内容はあると思うんですが、やはりこれだけ非常に近隣に、町内にもかなり医療機関ありますし、非常に充実している菊陽町で、この窓口払いが解消されれば、もっとサービスが向上すると思いますが、その点について町長の見解をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これ現物給付の関係でありますけども、入院等を伴う場合には、これは償還払いのほうは対象外といいますか、いろんな付加給付制度等がありますので、その関係で外しておるところでありますけども、通院の分等につきまして、やはり前言うたような新たな負担も発生するという事等ありますし、そしてもう一つがこの町内の医療機関のほうから、いろいろ町の健診等、いろんな協力をいただいておりますのでありますが、そういったほうから現物給付については今担当課のほうから申しあげましたように、町内の医療機関に限ってということで、町外については、いろんな今まで了解、その辺のところも町内のほうにということいろいろ要請があったところありますので、財政的な面については今のところ、委託する分で500万円と、それから現物給付による国庫補助金の削減の分合わせますと650万円程度というような話がありましたけども、そちらの経費的なものについても、できるだけそういう経費の削減を図るべきものについては図るというようなところも大事でありますので、それともう一つ、一番は医療機関のほうの了解が得られればというところがありますので、この辺についてはまた医療機関のほうと十分話を詰めた上で判断させていただきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） どこにお金を使うかという点ですけれども、もちろん行財政改革途中でありますから、削れるところは削って、必要な子育て支援等ぜひ実現できるように要望したいと思っております。また、医療機関等々も以前、最近話をされたかどうかかわからないんですけれども、ぜひご相談していただいて、町民のお母さん方の意向に沿う形で検討していただければと思います。

それでは、次に移ります。次は国民健康保険制度についてです。

国民健康保険は、加入世帯が非常にこの10年間ぐらいで大きく変わっています。無職、中小

零細の自営業者、年金生活者など生活の厳しい世帯の割合が大きく、運営も厳しくなっています。以前は、国保加入の場合ですけれども、1980年代半ば、約20年前、国保加入者の多くは自営業、農林水産業などで働き、無職、失業や年金生活者は2割強で非常に少なかったんです。しかし、近年職がない方が急増して、全国的に見ても6割近くに達してるというふうに言われています。恐らく菊陽でも同じような推移をしているのではないかとこのように思います。今日は特に今国保の加入世帯は、菊陽町の場合事前にお聞きしますと4,700世帯ということですが、ここでの平均所得、加入世帯の平均所得と、それから所得200万円以下の世帯は何世帯で、国保世帯の何割になるかという点についてお尋ねをしたいと思います。簡潔で結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） 今の質問にお答えします。

本町における国保に加入している世帯の平均所得については、平成22年度における国保世帯の平均所得としましては、約183万円となっております。

次に、所得が200万円以下の世帯についてであります。22年6月1日時点における国保資格のある世帯数は4,697世帯で、そのうち世帯の中の合計所得金額が200万円以下の世帯数は3,636世帯でありまして、その割合は77.4%となっております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 今の答弁でもよくわかりますように、やはり先ほどお話ししました無職や年金の割合がふえているというのは、この所得の数字からもわかるのではないかと思います。全国で平均しますともう少し、加入世帯の平均所得の割合は少し金額167万円ぐらいで下がるんですけども、それでもやはり非常に低所得の中でやっている。特に200万円以下が77.4%ですので、かなり厳しいというふうに思います。

時間の関係もありますから、質問をする予定でしたけど、この所得が300万円夫婦と子ども2人の4人家族の場合、事前に教えていただきましたけれども、共働きをしているか奥さんが専業主婦か、夫婦が30代か40代かで若干変わるということでしたけれども、それでも所得300万円の場合で国保税低いほうで約34万円、高いほうで約43万円になります。これは、かなり支払い能力を超えているのではないかとこのように思います。やはり、高い国保税に今住民が悲鳴を上げている状況です。それで、お聞きしますが、国保税滞納世帯の数とその対応についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） 本町における国保滞納世帯数とその対応についてお答えします。

その前に、このご質問につきましては、6月の議会におきまして小林議員のほうから取り上げられた質問でありましたが、昨年6月1日現在における滞納世帯の報告につきまして誤りがあることがわかったにもかかわらず、事前に、国、県へ対しまして滞納世帯の修正報告を行わ

ずに、この6月議会では修正後の滞納世帯数で答弁しましたことにつきましては、改めてここでおわび申し上げたいと思います。

それから、国、県への滞納世帯数の修正報告につきましては、6月18日付で税務課から健康・保険課へ修正報告を行い、それを受けまして6月21日付で健康・保険課から熊本県の医療政策室長へ修正報告を行ったところであります。また、県からは県の数値は修正し、公表依頼があった場合には修正後の数値で公表する。国に対しましては、町から修正報告があったことを報告すると回答いただいとります。

それではまず、国保滞納世帯数についてであります。昨年6月時点における調査では滞納世帯4,435世帯、そのうち国保に加入し滞納繰越分がある世帯が約600で、その割合は13.5%となっております。

なお、厚生労働省が本年2月2日に発表しました国民健康保険の平成20年度財政状況によりますと、平成21年6月1日現在で保険料・税の滞納世帯の割合は全国では20.8%と発表しとります。

次に、その対応についてであります。以前から納付困難な滞納者につきましては、個々の実情に配慮した分納納税相談等実施し、納付を促し、収納率の向上を図ってきたところであります。平成13年度からは短期保険証の交付により、個別納付相談の機会がふえたこと、またそれに伴い納税意識の高揚が図られたことなどにより、制度導入後、平成19年度までは国保被保険者全世帯数に対しまして、滞納世帯の割合は年々減少してまいりました。しかし、平成20年度以降は景気の悪化等により、国保世帯の収入減少により滞納者は増加傾向にあります。このようなことから年度内に納付ができない滞納者がふえ、短期保険証交付世帯も増加傾向にあります。

滞納者との面談をする際には、特に町民の健康維持のための健康保険制度の趣旨を尊重し、菊陽町国保税滞納対策事業実施要綱に基づき、資格証明書交付世帯についても、できるだけ短期保険証交付に復帰できるように努めております。一方、納付相談に応じないなど、悪質な滞納者につきましては財産調査を行い、預金差し押さえ等の滞納処分による納税確保を図りながら、差し押さえ後の自主納付につなげるため、滞納者に対し納税意識の高揚を図るための納税相談業務を行ってきました。平成20年度からは県の地方税徴収特別対策事業に参加し、悪質な滞納者に対しまして捜索、差し押さえ等を行い、国保税等の徴収確保を図り、一定の成果は上げておりますが、国保税の累計滞納額は高額となっていること、及び税の公平性を保つためにもこれまで以上の収納額向上が緊急の課題と考えております。

今後につきましても、これまでの取り組みの成果を踏まえ、短期保険証の交付時の個別の納税相談、滞納処分の強化を図り、収納額の向上に努めてまいります。しかしながら、失業または病気等による生活困窮の方につきましては、地方税法に基づく滞納処分の執行停止を積極的に進め、滞納額の圧縮及び滞納世帯の減少に努めたいと考えております。

また、近年の景気の悪化により会社をリストラされ、社会保険から国民健康保険に加入する

世帯が今後もふえることが予想されるため、近隣市町の動向を踏まえ、失業、廃業等による国保税減免等の整備を必要に応じ検討したいと考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 私は、滞納世帯のところでは、事前にお話を聞きますと、平成21年6月1日が短期保険証が280名が、今年の6月1日には367名になっています。また、資格証明書の発行は18名から10名ということですがけれども、非常に短期の保険証の発行もふえています。ただ、私はもともと医療機関にも働いていましたし、本当に必要なときにお金がなかったり、保険証がなかったりということでも命を落とすということも全国では起きています。特に保険証の取り上げが大変深刻で、NHKの調査でも2006年から2007年の2年間に全国の救急告示病院だけで475人が無保険、無資格証のために命を落としたということがあります。ですから、やはり町としては滞納者の税の収納を上げるということもありますけれども、やはり命を守るということもありますので、しっかり失業したのかどうかとか、そういう面談もきちんとして対応していただきたいということを改めて述べておきたいと思います。

それから、次の3番目の質問は、時間の関係もありますので事前にお話をお聞きしますと、2009年4月14日通達による失業者の国保減免はゼロということでした。また、次の非自発的失業者の国保税軽減の状況は68名ということで、やはり菊陽町でも非常に失業をされている方が、そういう形では一定数ふえているのではないかというふうに思います。

それから、4番目に移りますけれども、国保法第44条に基づく窓口負担の減免という制度がありますが、この利用状況についてお尋ねをします。時間の関係もありますので、続いて国保税の5番も一緒に質問をさせていただきます。

今の国保税の基金がどうなのかということと、今まで述べてきましたように、かなり低所得の方が多い国保の問題がある中で、国保税の一層の引き下げはできないかという点について、2点続けて質問をします。担当課の答弁をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） では、国民健康保険第44条に基づく窓口負担の減免の利用状況でございますが、現在利用状況については、申請書の提出は一件もまだありません。いわゆる医療費に係る一部負担金は原則3割でございますが、その一部負担金の減額に関しては、国民健康保険法第44条に基づき、さらに菊陽町では菊陽町国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予の取り扱いに関する要綱を平成18年度に制定しておりまして、同要綱の第4条により、世帯主または被保険者が震災、風水害、火災等の災害により人的、資金的に重大な損害を受けたとき、あるいは干ばつなどによる農作物の不作及び事業または業務の休廃止をしたとき、あるいは失業等により収入が著しく減少したときのいずれかに該当し、世帯主の実収入月額が生活保護世帯の基準生活費の1.1倍までの世帯は全額免除、1.1倍を超え1.15倍までの世帯は7割、1.15倍を超え1.2倍までの世帯は4割、それぞれ医療費が減額されます。そ

して、この保険医療機関での受診の際、窓口での一部負担金の支払いを3カ月以内の期間免除または減額する制度でございます。そしてさらに、同要綱の第3条の規定により、実収入月額が基準生活費の1.3倍以下までの場合は、6カ月以内の期間徴収猶予が受けられるとなつております。

現在、町ではこの制度を広く町民に周知するため、昨年12月に町広報紙に記事を掲載して、広くPRをしたところでございます。本年度も積極的に本制度の周知に努めますとともに、特に生活が困窮している国民健康保険被保険者の生活保護相談、生活保護の停止に伴う国民健康保険加入手続、それに伴います一部負担金の減免相談等、生活保護を担当しております福祉課とも連携を図りまして、生活困窮者の支援を行っていきたく考えとります。

次の2番目の質問でございますが、国保税の引き下げをというところで答弁いたします。

現在、療養給付等支払いのために平成21年度に療養給付等基金を6,000万円取り崩し、平成22年3月末現在ではこの療養給付等支払基金の残高が約1億2,000万円に減少しております。平成22年度当初予算におきましても、この基金を8,000万円取り崩す予算措置をしておりますので、今後健全な国保財政を運営する観点から、国保税の引き下げは、現在のところ困難な状況にあるかと思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 減免制度について、特に窓口の減免制度ですけれども、かなり福祉課へ生活保護の相談があると思いますが、そのときも健康・保険課も一緒になって、担当窓口の職員の方もきちんと説明をしていただき、もう少し徹底をして広めていただきたい。なかなか広報だけ、広報はもちろん大事なんですけれども、実際困窮して生活保護を受けるか、それとも今の生活を維持していくかっていうのが微妙なところっていうか、かなりぎりぎりのラインで生活している方や相談しに来られる方が多いと思っておりますので、そこはぜひ職員の方にも徹底をお願いしときたいと思っております。

また、国保税の引き下げについては、まだ基金もありますし、やっぱり非常に厳しい実態をとらえていただいて、ぜひ今後とも検討していただきたいし、また私たちがそういう立場で引き下げを今後とも求めていくことを述べて、次に移りたいと思っております。

次は、高齢者の所在不明問題についてです。

高齢者の所在不明問題が連日のように報道されています。この問題は人ごとではなくなってきています。町長は、昨日、戸籍がそのままになっている100歳以上の方が168名で、生存者が11名を除いた157名、今後対応するということでした。また、それとは別に、それでは住民基本台帳の中で100歳以上の方の安否は、この菊陽町はどうだったのか。また、それ以下の年齢の方も非常に気になりますが、今後どのような調査や対応をされていかれるのか、お尋ねをします。

その際、どこが責任を持って取り組まれるのかも教えてください。

また、町内での高齢化率を見ますと、地域により非常にばらつきがあります。例えば武蔵ヶ丘7町内はもう高齢化率が45%前後超えていますし、既存の集落でもその集落によってはかなりばらつきといますか特徴があるのが、やっぱり菊陽町の今の町内の特徴ではないかと思えます。特に高齢者世帯数、ひとり暮らしの世帯について、1番と2番一緒に行きますけれども、町はどのように対応、今後の施策を考えておられるのか、お尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） まず最初に、高齢者の所在不明問題についてお答えいたします。

東京で、せんだって7月28日に111歳とされますミイラ化した男性の遺体が見つかった事件を発端としまして、100歳以上高齢者の所在不明が相次いでおります。新聞報道によりますと、8月28日現在の全国の所在不明者は290人となっております。一応、熊本県については、所在不明者はゼロであります。こうした事態が発生する経緯には、主に二通りのケースがございます。まず、家族が不正な年金受給を目的に、死亡や行方不明の高齢者を生存しているとして、日本年金機構や市町村に虚偽の報告をし続けるケース、もう一方のケースは、核家族の進展と地域コミュニティの衰退により、家族や地域との連絡がなくなり、家族も所在を知らない高齢者が出現しているように思います。

一方、菊陽町の100歳以上高齢者の安否確認につきましては、毎年、老人福祉法第5条に規定しております9月15日が、これ老人の日になつとりますが、この9月15日の日の前に100歳以上の長寿者に対しまして、厚生労働大臣からの長寿のお祝い状と記念品の銀杯、菊陽町からのお祝い金と花束を渡すため、町長が一人一人訪問され安否確認を実施しております。これまで安否確認ができませんでした100歳以上の高齢者はいません。ここ最近の100歳以上の高齢者につきましては、平成20年度は14人、男性3人、女性11人、平成21年度に18人、男性3人、女性15人の方が対象でありました。本年も今週木曜日ですかね、今度の9月9日に100歳以上の方15人の訪問を計画しとり、本人さんに直接お会いしまして、町長から長寿のお祝いの言葉を伝えてもらう予定で今準備を進めております。本年は、全国的にその所在不明の高齢者が相次いだもんですから、100歳以上の高齢者の把握につきましては、厚生労働省から熊本県を通じて面会による確認調査の依頼があり、菊陽町では8月9日に健康・保険課の職員2名で、この日の時点では100歳以上の方が16人いらっしゃいました、男性が2人、女性が14人です、計16人の方を対象に面会調査を行いました。うち12人の方が病院や施設に入院、入所、あるいは残り4人の方は在宅で元気に過ごされておりました。その15人のうちお一人がその後死亡されたので、今日現在の100歳以上高齢者の方は15人となっております。

菊陽町において、この住民基本台帳における65歳以上は、7月31日現在で5,867人となっております、先ほど申し上げましたように、これまでの調査で100歳以上の方の安否確認はできとりますが、今後、医療、介護、年金受給及び選挙人名簿など、各種行政サービスを提供する上での正確な住民票の管理のために、今後は100歳未満の方についても安否確認を実施する必要が

あると考えております。

先ほど申しました5,867人全員の高齢者の安否確認には膨大な労力と時間がかかるため、まず90歳代の方、90から99歳までですが、その方たち350人を対象に後期高齢者医療保険、介護保険及び町高齢者福祉サービスの利用記録を活用しまして、先日調査をいたしました。その結果、この90歳代の方350人ですが、全員の安否確認がとれております。さらに、今後は日本の男性の平均寿命が現在79.59歳ということを踏まえまして、約80歳ですので80代の方、対象者が一応年度末年齢でいきますと1,432名の方がいらっしゃいますので、その方たちまで対象を拡大しまして、まず80歳代の方の後期高齢者医療保険等のサービス利用記録を活用しまして安否確認を行いました。そして、第2段階として、医療、介護等のサービス受給歴がない方たちを、あとは民生児童委員さんとの協力を得て、今後安否確認を実施する予定で現在準備を進めております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） ②番のほうは、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

まず、町としての対応をご説明申し上げます前に、菊陽町の社会福祉協議会が行いました孤立死の防止モデル事業について少し説明させていただきます。

平成20年12月から22年3月まで、熊本県と県の社会福祉協議会の委託を受けまして、居住者の入退居が多く継続的なコミュニティーを築きにくい公営の共同住宅が集まる武蔵ヶ丘団地の1町内、2町内、それから高齢化率の高い戸建て住宅が集まる7、8町内の4地域を対象区と選定しまして、孤立死防止モデル事業を実施いたしました。この事業は、県内の47市町村の社会福祉協議会のうち菊陽町社会福祉協議会が唯一指定を受けまして、平成20年度から約2年間大型団地のある自治組織等と連携しまして、ひとり暮らし高齢者等の孤立死を防止するために、菊陽町孤立死防止モデル事業運営委員会を組織しまして、孤立死防止に向けた取り組みの検討、それから地域住民へのアンケート、住民参加型のワークショップなどの活動を通じまして、県内市町村の小地域ネットワーク活動の取り組みに反映させていくことを目的として実施したもので、県内では先駆的な取り組みでございました。それまでにモデル指定された町内単位のワークショップと孤立死防止モデル事業運営委員会がそれぞれ3回開催されたところがあります。去る2月26日に開催されました孤立死防止フォーラムは、その結果を発表する機会としまして、町社協、県社協、菊陽町それから県が主催して開催したものであります。町内外から約400名の参加がっております。

さて、質問の町としてひとり暮らし世帯などに対する対応はということでございますが、12月の一般質問の際にもお答えしておりましたが、町においては孤立死あるいは孤独死を防止するためだけの施策は行っておりませんが、介護予防の事業とあわせた高齢者の安否確認のための対応策として幾つかの事業を行っておりますので、ご紹介したいと思います。

まず1番に、民生児童委員それから老人会シルバーヘルパーによる要援護者に対する安否確

認を行う友愛訪問活動を行っております。これは21年度事業実績としまして、民生児童委員による訪問回数が21年4月から22年3月まで3,414件、それからシルバーヘルパーによる訪問が約1,000件でありました。

2番目、65歳以上の要援護高齢者を対象として保健福祉サービス利用のお世話や世帯訪問を行う在宅介護支援センター事業、これは主にひとり暮らし高齢者が対象で220名、平成22年7月訪問実績が60名でございます。

3番目、昼または夕方、弁当の配達時に利用者の安否を確認します配食見守りネットワーク事業を行っております。これが7月利用者で101名です。

4番目、ひとり暮らし高齢者で発作など突発的に生命の危険な症状を発生する人、転倒してひとりで起き上がることが困難な人を対象としまして、緊急電話を貸し出す在宅高齢者等24時間緊急通報体制整備事業、これが7月利用者で87名です。

5番目、ひとり暮らしまたは家に閉じこもりがちな高齢者を対象としまして、週1回最寄りの町民センターのデイサービスに通う高齢者生きがい活動支援通所事業等で、要援護者の見守り事業を実施しております。こちらは100名の利用です。

それから、町社会福祉協議会が主体して実施しております事業を紹介しますと、65歳以上のひとり暮らしで安否確認や電話に話し相手を求める人を対象に、週1回の福祉ボランティアが電話をしてくれますお元気コールというのがございます。こちらは53名の利用でございます。熊本県の住宅供給公社の事業としまして、70歳以上のひとり暮らし高齢者が希望する人を対象に、1週間に1回安否確認を行います。これはお元気電話サービスというのがございます。利用者としては55名、こちらは武蔵ヶ丘団地にお住まいの方のみです。県全体としましては453名ございました。

それから、町におけるこれからの対応でございますけれども、社会福祉協議会のモデル事業の成果を踏まえまして、これまで対象とされなかった高齢者以外にも広く目を向けまして、地域での声かけ、見守り活動を中心に据えて、区長さんや民生児童委員、町、社会福祉協議会等の連携、協力に基づいたコミュニティーネット、こちらは地域情報網を全町的に浸透させまして、今後一人でも多く孤立しない、させない取り組みを展開していきたいというふうに考えております。

また、武蔵ヶ丘ショッピングセンター内におきまして、本年10月より県の補助を受けまして、地域の交流拠点としましての地域縁がわ事業というのがスタートいたします。この事業は、高齢者の相談事業、子育て支援サークルや会議、交流の場づくり、障がい者施設によるパンの販売、総菜や農産物の販売、配達サービス等を行う予定にしております。地域のだれもが、いつでも、気軽に利用し交流できる施設を展開していきたいというふうに思っております。

さらに、現在、災害時の要援護者避難支援計画というのを策定を進めております。これらの計画も活用しながら、孤立死、孤独死防止対策の充実を図っていきたいというふうに考えております。



以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） かなり渡邊課長から詳しく説明をしていただきまして、社協と町が一体になり、また民生委員さん等や自治会長さん等の力をかりて、幅広く取り組まれてるのがよくわかりました。でも、今の全体の情勢からしますと、そういう中で努力をしても、なかなか孤独死が防げない現実も、実際町内にもあったかに聞いてますので、やはり今後町民自身もやっぱり知恵を絞っていく必要があるんじゃないかなあっているのは強く感じています。特にひとり暮らし、先ほどお聞きしますと65歳以上のひとり暮らしが541名ということですから、そういう方への対応も今後の課題ではないかというふうに思います。

この前、図書館ホールでありましたフォーラムでも、千葉の常盤平団地の自治会の取り組みが紹介されましたけれども、やはり孤独死ゼロのために、まずは住民のつながりを強めようということで、あいさつ運動から始まり、自治会、社協の協力で孤独死110番通報体制をスタートして、その後シンポジウムの開催、いきいきサロン、また安心登録カードの配布で何か起きたときに緊急に連絡ができるところを用意するとか、そういう取り組みとかされていきました。やはり、菊陽町はだんだん都市化していますので、これからこういうところの課題っていうのが、今もいろんなことの取り組みは十分頑張っているんですけども、ますます必要になってくるのではないかなというふうに思います。

埼玉の川口市などでは、体の不自由高齢者などを対象に家庭ごみの戸別収集を、ふれあい収集として別のルートでするとか、そういう工夫なんかもされてるということですから、私もまたいろんな提案をしていきたいと思います。ともに、やはり一人一人が安心して暮らせるようにするために何をしていくのかということがますます重要になってくると思いますので、この問題はまた引き続き取り組んでいきたいと思います。

それでは、3番と4番を入れかえまして、まず4番の小規模工事契約希望者登録制度について質問をします。

これは、自治体小規模修繕とかありますけれども、工事契約希望者登録制度については、この制度は自治体が発注する小規模工事修繕等について、入札資格にとらわれず幅広く中小業者を登録し、受注機会をふやすことを目的にした制度です。この前、役場の耐震や工事のときも言いましたけれども、やはり地元の業者の仕事をどうふやしていくかというのは非常に大事だと思って、この質問を入れました。ただ、この通告を予定した後に、9月の菊陽広報に小規模工事等契約希望者登録の申請を受け付けると掲載されていましたので、その内容について、どういうふうに今後取り組んでいかれるのか、担当課のほうにお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいま小林議員のほうから目的等につきましてはお話がありましたので、また私どものほうで制度を設計しております趣旨も同じでございますので、省かせていただきます。

基本的には、ただいま申し上げましたように、指名願の申請をされておられない業者さんが何店がございますので、その方たちは建設業を営まれておりますけども、小規模での事業活動などが理由と思われましても、指名願をされておられませんけども、町内業者さんということでもありますので、その部分も町のほうとしては登録制度をもって受け付けをしまして、その方たちを活用するような方向性で臨むということでございます。

流れといたしましては、そのような業者さんを対象といたしまして、町の広報紙それからホームページを通じまして募集いたしまして、希望される業者さんの受け付けを行い、希望される業種をもって要件を満たす場合には登録をさせていただいて、あくまでも随意契約での範囲で、また一定規模すなわち今要綱としては予定金額の50万円以下としておりますけども、工事や修繕で、またその内容が軽易でかつ履行の確保が容易であることを、それが認められるものについては、その希望登録者を優先して見積徴取を行いまして、結果として、そのような明確なルールの中で競争の機会を確保しようということでございます。

ただし、あくまでも競争入札参加資格者名簿登録というのが入札制度の原則的なものがございますので、それからそれる取り扱いということで、これは慎重な判断とあくまでも例外的な措置とするということは押さえていく必要がある制度でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 小規模の工事登録制度については、今担当課のほうから実施をしていくということで、ぜひ、まず始めていただきたいなというふうに思います。これは47都道府県に広がり、439自治体で実施をされています。県段階では鳥取県だけだそうですけども、この数は全自治体の25%に上ります。景気が回復せず仕事が激減する中で、仕事確保は緊急切実な要求です。熊本県では宇城市が一番多く、130万円以下になっておりますので、菊陽町でもまず50万円から始めて、またその後増額をしていただくようお願いして、次の質問に移ります。

次は、個人住宅リフォーム助成制度についてです。

これも同じような趣旨がありますけれども、住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を自治体が助成することにより、住宅の改善を容易にするとともに、中小業者の振興を図ることを目的としています。住宅リフォーム助成制度は2009年4月時点で19都道府県、83自治体で実施をされています。リフォーム助成は建築関係にとどまらず、電気工事、家具など幅広いところにその波及効果をもたらす。補助金額よりも20倍以上もの大きな波及効果があるというふうに言われています。住宅の耐震化や省エネ、環境対策、高齢者介護保険などと結びつけて助成する制度もつくられていますが、菊陽町では今後検討される考えはあるかどうか、この点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいま質問のありました件につきましては、まず現状を申し上げ、

その後、町長のほうから、町の今後のリフォームに対する方針についてお話をお願いしたいと思います。

ただいま住宅リフォームという点についても、小林議員のほうから環境、高齢者対策等々の分野でいろいろな方面でのリフォームが考えられるということがありました。そういう意味で町が今現行制度としておりますのは、1つは、福祉あるいは医療制度関係施策といたしまして、在宅の要介護、高齢者、重度の身体障がい児または障がい者、重度の知的障がい児または障がい者の方がおられる世帯に対します住宅改造経費に対する助成制度、これが1点ございます。

また、環境対策関係では、太陽光発電システムあるいは太陽熱温水器の設置に対する助成制度、それから下水道分野では、下水道施設への接続により水洗便所の普及促進と公衆衛生の向上を図りますために、生活扶助世帯や高齢者等の世帯に対する助成制度、また水洗便所資金の関係の融資あっせん等々も設けております。

さらに、住宅向け以外でございますけれども、雨水浸透ますや生け垣等設置奨励に対する助成制度などを設けておりまして、住宅リフォームのご質問にありました部分の幾分かは取り組んでいるというような状況でございます。

なお、ご質問の中で波及効果という点と地元業者へのというようなお話があったかと思えます。なお、これらの制度でございますけれども、いずれの制度の場合も、現時点では町内業者による施工を条件としているものはございません。すなわち、地域振興や地域経済の活性化を目指した制度とはしておりませんで、現状では制度の中で町内の業者さんが競争される中で企業努力をもって動いているような状況でございます。

現状としては以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。簡潔にお願いします。

○町長（後藤三雄君） 時間も余りありませんので、簡単に申し上げます。

個人住宅、特に耐震基準に定められました昭和56年6月1日以前に着工されました木造住宅の耐震対策について検討する必要があると考えているところであります。これには相当額の予算を確保しなければなりません、国の施策との連携も図りながら、これから第5期の総合計画も策定する予定になっておりますので、そういった中で位置づけを行いまして、23年度の当初予算編成に向けて検討すべき課題の一つであると考えているところであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 今、今後検討していくということですので、景気対策、建設業者の仕事確保という視点で、ぜひ研究をしていただきたいと思います。

ちなみに、岡山県津山市では地元産木材の利用促進による林業の振興と地域経済の活性化を目的に、地域材利用リフォーム補助事業というのがスタートしています。これは市内の住宅で地域材の材料費が10万円以上、市内業者が施工する工事が対象で、材料費に応じて5万円から

15万円が補助される。また、島根県安来市や宮崎市等々でもいろんな事業がされていますので、中小業者の振興条例とかつuckingている自治体もありますから、やはり今後菊陽町でもそういう視点で中小業者の人たちの経営や仕事を確保し、守る。

○議長（吉村豊明君） 小林議員に申し上げます。時間がきました。

○12番（小林久美子君） そして、地域の経済的な循環をしていくということが求められると思いますので、ぜひ検討を引き続き重ねていただく要望をして、質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時58分

再開 午後2時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君、一般質問を許します。

○4番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。議席番号4番甲斐榮治、一般質問をいたします。

具体的な質問に入ります前に、2つだけ申し上げておきたいと思います。

1つは、私自身としては、現在の中部小の建設の進め方の状態については幾つもの不満もありますし、不合理もあるいは不条理も感じておりますが、ただ、これはもう議会の決定を得ながら進めていくわけで、いわば今与えられた現地建設という条件がございます。その枠の中で、しかしながらこれはもう何度も申し上げますが、小学校、地域に一番密着した学校の建設という非常に祝うべき、本当は祝うべき事業ですね。ですから、与えられた条件の中であっても、最大限の夢をかなえると、子どもたちあるいは親の最大限の夢をかなえると、そういうところは絶対押さえておかななくてはいけないんじゃないかと、その思いが1つです。

それからもう一つは、今度の議会是一般質問者が5名、ちょっと寂しいんですが、時期が町長選を目前に控えているということもあるかと思えます。そういう、言うならば一種の真空状態に近いものがございます。けども、これはもう行政も何も全部引き続いていくわけで、何もかもがやっぱり進んでいるわけですから、たとえ次のリーダーが決まる前の時期であっても、今どういうことになっておるのか、その辺は一応きちっとこの場で押さえておきたいと。特に中部小の問題、それから今日もう一つ扱います光の森の公共用地の活用の問題ですね。現政権が抱えてきた大きな事業の中の2つだと思えますが、その進め方として、私が一番ひっかかってきたのは手法の問題ですね、物事を進めるときの手順の問題、それからもう一つは、その進め方についての透明性、説明責任、この辺が圧倒的に不足をしておったと思えます。これから、先ほど申し上げましたように、与えられた条件の中で夢のある、できるだけ夢のある学校をつくっていくためには、これからもこの手法の問題あるいは説明責任、これが非常に大事になると思いますので、その辺を踏まえながら今日の一般質問をいたしたいと思えます。

あとは質問席でいたします。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 先ほど議席に着きましたら、学務課長が私のほうにこっと笑いました。

多分、宣戦布告だろうというふうに思っておりますが、事実をもとに事実を淡々とお互いに確認し合い、語り合うというふうなことでいきますので、どうかよろしくお願いをします。

まず第1番目です。現在の菊陽中部小学校建設問題ですが、現在の全般的な進捗状況はどうかという大きな設定ですが、3つに分けて聞きたいと思います。

第1番目、検討委員会についてです。この進捗状況です。

答えてほしい内容は、検討委員会をするということであれば、まず第1番目です、最初に検討事項を示されたと思います。これこれ、これこれについて検討してほしいという、そういう大まかなところは示されたと思います。その検討事項は何だったか、これが1点です。

それから、現在まで何回検討委員会が行われて、どのような検討をしてきて、次はどのようなようになっていくのか、これ第2点です。

それから、子ども、親にとってどんな夢を与えられるような話になっておるか、あるいはないのか、その辺も聞かせていただきたい。特に、ずっと問題になってまいりました学校の敷地の問題ですね。もともとが狭いということで問題になりました。敷地の問題。それから、プール、まだ決まっていないということですが、屋上に持っていかとかという話もありました。それから、体育館は3階ですね。全体の学校の構造。それから、この前予算が通りましたが、山林の用途、何に使うのか、その辺を含めながら1番の回答をお願いしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えしていきたいと思います。

まず、検討委員会へ提示したものであるということでございますが、これにつきましては、基本構想当時から課題で作成しておりました、その中身としまして、敷地の狭さをどういうふうな有効利用をしていくかということで、それに付随しまして学校菜園それから山林、今現在北側にございます山林の運用、駐車場ということで基本構想で出しておりました。

それから、傾斜部分につきましては、どういう工夫で対応できるのか。それから、プールにつきましては、今の現在位置でのプールでよいのか、それとも別の場所で配置するのか、もしくは屋内へ、屋内といいますか校舎の部分へ持っていくのかという課題。

それから、学童施設がございます。これについても敷地内での校舎配置を計画する過程で、当然それを視野に入れながら教室を確保する中で、学童施設がどういうふうに配置できるのか。それから、体育館は基本構想でお示ししておりましたように、北側から見れば1階部分で、南側から見れば3階部分という状況で基本構想であるという部分につき、それから建物の条件としまして、まず南側の普通教室棟、今現在ございますが、運動場側から見ますと、まずその部分の建物については3階建てという限定があると、それから北側の町道側から今の既存

の中部小へ入りましたら、今現在でも2階建ての管理棟、特別教室棟がございます。こういうものを条件としているということで、条件提示をしたという部分が、個別に言えばそういう状況でございます。

次に、検討委員会という形の今の開催状況につきまして、答弁したいと思います。

まず、第1回目としまして、5月24日に検討委員会を発足しまして、10名の委員へ委嘱を行いました。委員長に、これは互選、委員の10名の中から互選で選出いただいたわけでございますが、委員長に牧野雄二熊本大学名誉教授、副委員長に学校評議員代表の高木一二元中部小学校長が委員の互選により決定されております。また、3月議会で可決されました、今申しました条件関係を基本構想の図面と工程スケジュール関係も大まかなところで事務局から説明をいたしました。これが第1回目の内容でございました。

それから、第2回目の検討委員会を6月29日に開催しております。これにつきましては、やはり今中部小で基本構想で考えております体育館が3階、それからプールをどういうふうな位置に持っていかかという参考にするために、福岡市の教育委員会関係に協力いただきまして、福岡市の箱崎清松中学校、照葉小・中学校、博多小学校へ、3校、1日かけまして現地視察を皆さんで行っていただいたと、当然、事務局である学務課も一緒に参っております。

それから、第3回でございますが、7月14日に開催しとります。その第2回で視察研修、それから第1回目の基本構想関係を踏まえましたところで、拡張用地でさくら園北側防空ごうの状況説明をいたしまして、基本設計のための検討委員会の委員さん、視察研修等踏まえた意見を述べていただきました。これが第3回目の主な意見の集約をさせていただきました。

それから、第4回でございますが、8月4日に開催しまして、7月14日の第3回の委員さんからの意見がたくさん出ましたが、これにつきまして基本設計を既にもう発注しとりますので、並行して検討委員会へ打ち出しながら検討を進めていくという状況の中で、設計コンサルタントのほうにその意見集約をした部分につきまして校舎計画図を案を5案作成し、検討いただきました。その結果としまして、検討を尽くしていく中で、その次、次回は5案について、それぞれについて意見をなお反映させた修正案を深く検討していくということでまとまりまして、第5回の検討委員会ということで8月21日に開催しております。

前回の意見を反映させ、修正案を検討いたしとります。結果、これは繰り返すという状況も出てまいるところですが、新しい修正案を次々につくって、次回は5案それぞれについてまた意見を反映させた修正案を再度深く検討するという状況で検討していただいとります。

それから、第6回としまして、つい先日でございますが、9月3日に開催しております。これも前回検討された修正案、なおかつまたいろんな意見が出てまいりますので、これを修正させまして、これを検討しておるところです。結果としまして、また次回でございますが、次回にまたそれを深く検討して、意見反映させた修正案を提案して検討するという状況で、今後につきましては10月の答申という状況が当初からございますので、これを目標として今進めているという状況でございます。

それから、夢を持たせるためにどうなるのかというようなところでございますが、これにつきましては、この検討委員会の中でも事務局としてもありますが、検討委員会の中で一つ一つの子どもの教室の必要数、それから子どもの動線、1階から3階へ行く部分、避難経路、もろもろその辺を可能な限り1つずつその問題点をクリアしていくという部分で、すばらしい学校を目指して検討していただきたいという中で、意見を集約しながら進めているという状況が、この夢を持たすというところであろうかと思えます。また、完成に向けては当然すばらしい学校をつくっていききたいというものは、もう皆さん十分ご承知の中で検討しておられますので、そういう状況でございます。

それから、敷地の問題というところでございますが、敷地につきましては、さきに述べましたように、山林、学校菜園、この部分で駐車場なりを想定しております。といたしますのが、今検討委員会で検討してる中で、現敷地の中での校舎関係のクラスの配置、この関係が確保できる、なおかつ学童施設についても校舎の中で確保できるということであれば、今拡張用地で見えております部分については駐車場用地もしくは学校菜園という状況で、今後答申が出てくるような状況になろうかと思えます。

それから、プールにつきましても、福岡の視察、第2回目の検討委員会で福岡のほうに行ったわけでございますけども、それまではやはり皆さん、プールを一般的に菊陽町の学校では平地、1階部分といたしますか、平地にプールは全部持つておるような状況でございます。ですから、福岡の学校の視察研修を終えるまでは、皆さんやはりプールを例えば屋上に持つていくとか、そういうことについてはかなりの抵抗感を感じられておりました。体育館につきましても同じでございます。しかし、福岡のほうの研修をしましたところ、逆に、プールにつきましては屋上にあるというような状況の学校が多うございましたので、その状況を見ると周りに、大きなビルは例外としまして、やはり戸建てであったり、そういう状況の住宅地の中にできてる部分には、まずプールの中を外からのぞき込み関係が、まず安心してのぞき関係はなくなるというような状況と、管理面につきましてもかなり心配されとったんですが、そういう状況も払拭されたような状況でございました。

体育館につきましても3階、南側から見ますと3階でございますが、北側からいきますと1階のフロアという状況でございます、この辺につきましても福岡の研修等踏まえて、検討委員の皆様、私どもにしても、やはり校舎の一番上階に体育館を置いたほうが、バレーボール等の競技、球技等につきましては屋根を高くとれるという状況の中で建物の中段の中、例えば3階建てで2階部分に体育館を設けるとなりますと、どうしても建物の体育館の天井の高さの制約を受けるとか、そういう状況があったというようなところで、やはり基本構想の案のような形のほうがベストではなかろうかというふうな状況は受けられとったようでございます。

それから、山林につきましましては、さきに述べましたように、用途につきましましては検討委員会の結果で、保育施設、学童施設が校舎内に配置できるというものが、何とか可能性ができていような状況が見えておりますので、その部分につきましても今後の答申次第ではあるんで

すが、山林についての使途としましては、駐車場という状況が一番大であろうというところで、今、踏まえているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） かなり詳しい答弁をいただきましたが、お聞きする限り、8月17日段階、臨時議会の段階、その辺で我々に伝わっておった大まかなこととほとんど変わらない状況、つまり校庭等は、これはもうちょっと言及なかったですけど、広がる可能性がない。それから、山林は基本的には駐車場、それからプールは3階かどうかわかりませんが、屋内に取り込む、それから体育館は3階と、そういった基本線はほとんど動いてないということですね、検討委員会の中で。それはもう確認ですから、それ以上申しませんが、都合6回持たれて、そういう状況であると。これは委託事業ですから議会の賛否は要らないということですけども、議会に対するやっぱり説明責任はあると思うんですよね。どの時点で議会には出されますか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） これは、当初4月の全員協議会等でスケジュール、中部小学校建てかえのスケジュールをご説明しているかと思いますが、まず今、基本設計を発注して、検討委員会と一緒に検討しながら答申を受けるという時点で議会のほうに報告するというのを受けて、実施設計の発注へ向かうという状況でございますので、その時点では全員協議会なりで報告をして、進めたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 基本設計終了後というふうに考えとっていいですね。

2番に今度は移ります。基本設計の件ですけども、この基本設計を発注するについては、当然仕様書がつくと思うんですね。それは先ほどの検討委員会に示されたこととほぼ一緒ですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 基本設計の仕様書につきましては、3月に可決いただきました基本構想の絵をもちまして、それで概算事業費を出しとります。その関係で提示してるもので発注をかけております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） そうしますと、この検討委員会と基本設計というのは同時並行という形ですか。相互に意見をやりとりしながら設計をつくっていくという、そういう形と理解していいですか、いいですね。

（学務課長松本洋昭君「はい」の声あり）

それでは、次の3の仮設校舎に移りますが、仮設校舎の費用については約3億2,000万円、当然その積算の根拠があって出てきたものだと思います。私たちも8月17日の時点では仮設校舎の設計図を手にしただけですけども、それは結局その基本設計の中に入ったということですよ。



か、確認をします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 仮設校舎の設計につきましては、基本設計の中で仮設校舎も設計する  
というところで当初から発注してるという状況でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 皮肉じゃありませんが、2,400万円の希望価格ですよ、基本設計の、そ  
れが約800万円ぐらいで落札をされて、その中にもうこれも入ってるわけですね、はい。

しかし、とにかく仮設校舎についての予算は、これは可決をされましたですね。そうしま  
すと、その後の入札の記述で、もしもされておったならば、落札の業者、落札価格、着工の時  
期、その辺はいかがですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今のご質問は仮設校舎ということでよろしいでしょうか。

（4番甲斐榮治君「そうです」の声あり）

今現在の進捗状況としましては、先日8月17日に臨時議会において仮設校舎の債務負担行為  
を承認いただいたところでございます。この債務負担行為を可決いただきまして、その中で仮  
設校舎の発注の準備に入れるという状況でございましたので、その設計書の精査を踏まえまし  
て、今入札準備に入っているところでございます。これにつきまして、入札の時期というもの  
が町の入札の仕組みの中に取り組みられて流れていくと、今後は、そういう部分で9月末もしく  
は10月というような状況の中で仮設の入札事務が入るという状況で進むという状況でございま  
す。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） その点はわかりました。

そうしますと、3億2,000万円の債務負担行為なんです、当然、仮設校舎ができ上がります  
すと引っ越しが起きてきますね、2回、入るとき出るときですね。この引っ越し費用はその3  
億2,000万円の中に入っておりますか、入っておりませんか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） これは、仮設校舎の費用の中には引っ越し費用というのはまだ入っ  
りません。これは以前からのご質問があったらうかと思いますが、今後その備品関係等の精査  
をしまして、どういう動産をどういう形で移動するのかという形を今から詰めるという状況に  
なって、積み上がってくるという状況でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 以上で大きな1番について、(1)ですけど、については終わります。

2番目に菊陽中部小学校北側山林の購入と開発についてに移ります。

この周辺のスカイビレッジというらしいですね、あの上のほうの上津久礼の12軒ほどです  
ね。スカイビレッジの住民の方への事情説明は8月25日になされたというふうに聞いておりま

すが、その説明会について要点を知らせてください。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 前回の8月17日の臨時会のときにお話ししたスカイビレッジという開発地の住民の方へのご説明を8月25日にご案内しまして、役場の大会議室において開催をいたしました。要点ということでございますので、説明会では、私どもが当初どういう計画をしてるかという部分で説明に入るところでございました。しかし、まず第1点目として、この周辺住民の方からしますと、何も白紙の状態がいいので説明会をとにかくしてほしかったという状況を受けております。これにつきましては、ある程度執行部としましては、現地の測量関係ができてましてどういう案が可能であるという部分をもちまして説明会を開きたいという気持ちがございますもんですから、その点につきましては十分おわびをいたしまして、その後、説明会の中で3月議会で可決いただきました基本構想、それから今後の中部小学校のスケジュールの説明、それから山林開発、スカイビレッジとさくら保育園の間の山林でございますが、これの開発関係の現況測量の立ち入りの説明と協力依頼という状況で説明しております。

その住民の方のほうからは、今後の進め方としては山林の開発の計画段階から、要は現況測量が終わって、どういうふうな形でつくっていいのか、その辺の協議から一緒に加わってお互いにできるところ、できないところを理解し合いながら進めていければというお気持ちをいただきましたので、これを受けまして、私どもも今後につきましては現況測量の立ち入りの承認等もいただいたところがございますので、この測量の成果関係ができましたら早速また地域の方と、一軒一軒状況が変わってまいりますので、その辺を打ち合わせながら設計に進めていきたいというふうに終わったところでございました。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 例えば先ほどの仮設校舎の件ですが、これは要するに仮設の必要性というのは、現地ならばもうつくらざるを得ませんけれども、その前に執行部がおっしゃってたのは、児童の命の安全と安心、保護者の安心、そのために仮設をつくるんだというふうなこと言ってるんですけど、同じだと思います。このスカイビレッジの方にしてみると、多額のローンを組んで買った自分の土地なりあるいは家なりが開発行為によって危険にさらされると、こら検証してみんとわかりませんが、そういうふうに感じられたわけですから、それに対しては、やはり懇切丁寧な対応が必要ではないかというふうに思います。当然、白紙の状態の説明が欲しかったと言われる感情は、これはやっぱり尊重していただかないといけないというふうに思います。

先ほどから手順とか進め方、これを申し上げておりますが、本当にこの中部小の問題が欠けてきたのはこれだと思います。わからないことはありません。何かを執行する側としては、計画がない状態で皆さんどうですかというのは、これもちょっと問題があります。ですから、ある程度のごことはやっぱりきちんとして上で話をするというのはわかりますが、自分の生活の問題になってきたときに、そういう理屈を超えて、もう感情が先に出てしまいます。ですから、

この進め方については、特に今後も十分な配慮をしていただきたい。そう言うと、あそこの山林のあれを認めたように聞こえるかもしれませんが、なろうことならば私自身としては、これはもう決まったことですからどうしようもありませんが、あそこは開発されないほうがいいんじゃないかという意見は申し上げておきたい。これは答弁は要りません。

次に、移ります。

その進め方の問題、今度はちょっと町長にお聞きしたいんですが、この中部小の件に関しては、臨時会が3回招集されております。それぞれ非常に際どい問題になったときに、しかも同じ条件で、すぐ直後には定例会が控えておると、そういう状況の中で臨時会が3回も招集された。これは、この前の議会のときもちょっと申し上げましたけれども、臨時会というのは次の定例会まで待てないような緊急事態の場合に、そういう議案のときに臨時会を招集するというふうになっております。過去3回とも待てないような状況は何もなかったと私は判断をいたします。ところが、臨時会が3回も招集をされました。臨時会というのは一般質問がありません、できません、十分な質問等ができない、そういう条件がございます。もちろん、質疑は多少できますけれども、これも3回までという枠がはまっております。こんなやっぱり大きな事業の場合には十分に議論を尽くすと、十分に議論を尽くせば、決まったことについては、こら従わなくちゃいけませんのでね。だけど、その前にやっぱり十分な議論を尽くすという意味で、臨時会についてはもう少し慎重に考えてほしい。私自身は、この3回については臨時会の乱用ではないかというふうに考えておりますが、町長、いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 臨時会を定例会のある前にいろいろ開いてきたということでもありますけども、中部小学校の問題につきましては、もうこの耐震化の中でも一番急を要するものということで、臨時会に直接持ってきたというのじゃなくて、全員協議会あるいは文教厚生常任委員会等も付託されておりましたし、それを踏まえながら私としては必要な時期に臨時会を開催させていただいて、提案させていただいたというところで、そういうことで開催させていただいたところであります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 単刀直入に聞きます。そういう緊急性があったというご判断ですか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） はい。臨時会の開催そのものはそういう緊急性があるということでありますので、そういう判断で提案させていただきました。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） これは、もうあるとおっしゃるならば水かけ論になりますので、それ以上言いませんが、とても緊急性があるというふうなことではなかったかというふうに思います。その考えを申し述べて、この件はそれで終わります。

次に参ります。

この中部小の件については改めてまた申し上げますが、今後の進め方としてこの手法の問題、手順の問題、それから説明責任の問題、その辺を十分に尽くされていかないと、今の臨時会の招集等も含めて、その辺をきちんとしていかないと、また新たな問題を抱え込むというふうなことを警告をして、この中部小に関する問題については、質問終わりたいと思います。

2番目に参ります。光の森公共用地の活用について。

活用計画の検討状況について、先ほどちょっと触れられたと思いますが、だれが検討しているのか、その辺についてお願いします。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 今の質問にお答えいたします。

光の森の公共用地につきましては、庁内職員のプロジェクトチームにより検討を進めております。平成19年から20年で5回、21年度で5回、今年度に入りまして1回、都合11回、今そういった課題について検討しています。

（4番甲斐榮治君「21年度からですか」の声あり）

19年度からです。

（4番甲斐榮治君「19年度」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 11回内部で検討しておると、こういうことでありますけれども、この光の森だけではなくて、あの辺が中心になる地域の人たちの意見としては、簡単に言えば、一体どういうふうにしてくれるんだと、我々の要望を聞いてくれるのかという要望と申しますか、これがしょっちゅうあるんですね。それについて、その住民の意見をどういうふうに集約をしたいというふうに思っておりますか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） まずは、これまでの経過について少し述べさせていただきたいと思っております。

公共施設用地につきましては南側、これにつきましては複合施設用地として考えておりました。先ほど申しました職員プロジェクトチームによりましては、支所機能を有し、健康相談、保健指導室、子育て支援室、生涯学習や地域活動センター用を兼ねた会議室、軽運動室等の機能を備えた、そういった複合施設というのを考えております。当然、これは職員のプロジェクトチームで検討した内容でございますので、これからそういった内容を町民の皆様にお示ししまして、ご意見、ご要望を聞きながら、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。現段階では、プロジェクトチームで各課から出てきた要望面積として約2,400平米、金額にいたしまして約7億円が見込まれます。この面積は、西部町民センターや三里木町民センターの約2倍の規模だと想定されます。これ以外に外構工事、駐車場の整備費、設計監理費、備品等がほかに見込まれるところでございます。ここに至りますまでにかかなり時間がかかっておりますが、この複合施設の建設に当たりプロジェクトチームを含めて主管課の総合政策課では、該当

する国の交付金が使えないかを、これまで検討してきるところでございます。国におきましては、政権交代が行われた中、従来の制度を新しい制度に統合されるなど、制度そのものがまだ定まってないというような面がありまして、そういったところで私どもとしてはこの交付金を活用するところの計画で、これまで調査を待ってきたというようなことでございます。

それからもう一つ、北側の用地でございます。これにつきましては、公共用地の先行取得債等事業債というのを借り入れた際の目的して、（仮称）菊陽町多目的グラウンドとしております、本地方債の制度上、10年以内の事業用に供しなければならないというふうになっております。現在では仮の施設として昨年度現地を整地しまして、（仮称）菊陽町光の森多目的広場としてグラウンドゴルフや軽スポーツなどに利用されているところでございます。

この北側につきましても、これまでにいろいろなご要望が上げられております。しかしながら、災害時の避難場所としてこういった広い規模の面積が要ることや、武蔵ヶ丘中学校グラウンド整備の際の代替グラウンドとして使用されることも想定しております。それから、本格整備に入る際は、周辺住宅地の生活環境に配慮した整備計画を検討しなければならないと、そういうことを今考えておるわけございまして、地元の方々、ご意見を聞くという機会は、これからさせていただこうと思っております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） その住民の意見を聞く時期ですよ。実は、この8月25日に役場から8名ですか、出かけられて、光の森で説明会をしてらっしゃいますよね。いずれ、今課長が言われたようなことは、第5期の町の計画の中に盛り込むというふうなことを言われたみたいなんです。その計画に盛り込んだ後ですか、盛り込む前ですか、住民との対話は。課長が答えられなければ、町長。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 今の計画では来年度を予定しておりまして、そういう中でこちらの準備ができ次第、説明会をいたしますが、別途、基本構想を作成する段階で地域のほうに回りますので、その際、あわせてましてご説明をしたいと考えております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 第5期総合計画をつくる前ですか、後ですかというふうに言ってるんです。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 基本構想段階で地域に回りますので、一応、詳細については若干ずれますが、大きな基本路線の中では前になると思います。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） もう私のほうも口が酸っぱいぐらいに住民の方との相談等をいつも言ってますけれども、例えば光の森の公共用地の北側3万平米ですか、これは仮整地がされましたですね。それはその努力は多としたいと思いますが、ただ、あの整地にしても地元の方たちとの

対話がもう少し事前であれば、あの仮整備そのものが住民のものになってると、要するに住民の方の気持ちがあそこに反映されてる、自分たちのものになるというふうな形になるんじゃないか、盛り上がるんですよ、一つのことをするにしても。そういった意味で、今住民との対話というのを申し上げてるんです。ですから、今度南側に多目的施設ですか、これをつくられるにしても、本当に住民とひざを突き合わせて、その要望を聞きながら、できること、できんことがあると思いますよ、できんことはできんと言っていいんですよ。しかし、できるだけ要望を聞きながら計画を練り上げていけば、それは本当に地域のものになって血が通ってくると思います。そういった意味で申し上げとります。ですから、これについては、ぜひ、今申し上げたようなことで進めていただきたい。

例えば今の、ちょっと厳しいことを申し上げますが、北側の仮整備、これも使ってる人もおります、いろんな人たちが使ってますが、中には、これも勝手な意見といえれば勝手な意見と言えるかもしれませんが、前は草がぼうぼうしてましたよね、これが開発をされて、ああいうグラウンドになって、今度はほこりが舞うんですね。今度は、そのほこりに対して今度は文句が出てくるんです。そういうことになるんですよ。ですから、これがあそこの住民の方たちがいろんなことで納得をしてできとれば、仮にほこりが舞っても何とも言われないうちですよ。自分たちのものだというふうな気持ちさえ起これば、その辺のことを申し上げております。

それから、もう最後に一言だけ、ちょっとやっぱり時期悪いですね。この時期に説明会をするというのは、次に町長選が控えとります。そういう時期にぼんと説明会が入ったというのは、痛くない腹を探られると思いますよ。中には、何しに今ごろ来たんだろうかあと、今まで何にも相談がなくて何しに今ごろ来たんだろうかという意見もあります。例えば、ここに自治会の会報があるんですけども、ずっとありますが、他の町内からは代理などの方も含めて11名、行政からは8名が集まると、総務課長の司会で始まり、町長はあいさつの後すぐに退席されました。こんな形で出てくるんです。時期についても、よくよくやっぱり日ごろからしっかり配慮をして始めないと、せっかくのいい事業もふいになると、そのことを申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時56分

再開 午後3時6分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

梅田清明君、一般質問を許します。

○15番（梅田清明君） こんにちは。今、控室で議長が4時までに終わるようにと言われましたので、できるだけ簡単に終わりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

さて、今年は猛暑猛暑で8月の平均気温が全国的に戦後最高を記録いたしました。7月17日から、いわゆる梅雨明けから8月30日までに熱中症によると思われる死者が全国で何と496人に上ることが、消防や警察、自治体に対する時事通信社の取材でわかりました。日本は長期的な温暖化傾向にあり、猛暑、熱中症対策の強化が今後の課題ではないでしょうか。

最初に、中学校3年生までの医療費無料化ですけれども、先ほど小林議員の質問がございましたので、簡単にいきたいと思います。

今、町長選が激しく行われているが、後藤町長のマニフェストで前回1期目のときに義務教育中学校3年生まで医療費を無料化しますと公約に掲げて頑張ってもらいました。現在、小学校3年生、小学校6年生まで拡充されまして、素晴らしいことだと思っております。子育ては、若いお母さんにとっては物心両面はかり知れない気苦労がございます。だから、政府は子ども手当として1人月1万3,000円支給するようになりました。これも少子化、子ども出生率が1.37台ではどうしようもない。この超高齢化社会を支えるためには子どもの出生率を上げるしかない。現在、年金、医療と世代間の相互扶助のバランスが崩れかけています。だから、政府や地方自治体が子どもを産み育てやすい環境をと頑張るところです。今度も、後藤町長がマニフェストに中学校3年生まで医療費無料化を掲げております。素晴らしいことですが、1期目の公約だから、私は現在町長選が行われているので、この9月議会の補正予算にその医療費が計上されて、10月から支給されるならいいなと思っていただけども、先ほどの答弁では1月だったですかね、4月だったですかね。

（「4月」「新年度から」の声あり）

新年度から。さっき聞いたのは何か1月から施行されるように聞きましたけれども、今はつきり確かめたら4月からということですけども、これは大変いいことです。若いお母さん方が大変喜ばれると思います。この問題はもうこれで省略して、次の問題に移りたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 2番の高齢者等のごみ出し支援について、町で取り組むことはできないかと通告しておりますので、それについて質問いたします。

高齢者所在不明問題、死亡男性の年金を黙ってもらい続け、発覚して警視庁に逮捕されました。これは性善説に立脚した年金制度の不備が改めて浮き彫りになりました。行方のわからぬ高齢者の全体像がつかめないうち、厚生労働省幹部は氷山の一角なのかつぶやき、顔を曇らせる。年金受給者の安否は、住民基本台帳ネットワークの情報と照合で確認するのが原則、このため家族から死亡届が出されない限り、200歳でも年金を支払う仕組み、施設に入所するなど、実際の居住地が異なる高齢者には年1回の現況届のはがきを発送、返送があれば生存扱いとしてきたが、代筆が認められており、厚労省幹部は性善説に立つ制度の盲点を突かれているとつぶやく。もっとも、不正受給の疑いが浮上し、返納を求めようとしても、年金の受給権が

ないのを知りながら家族が受け取っていれば返納を要求できるが、そうした場合でも本人の死亡確認が条件となるからでございます。厚労省幹部は、今回の事件のように、遺体が見つからば言い逃れができないが、本人はどこかにいるはずと主張されれば受給権は喪失しないと、支払いを一時停止するのが限界と明かす。また、会計法が定める時効により、最長で直近の5年分しか返納を求めることができない。時効となる分は、本人から国への寄附として戻してもらう方法しかないそうでございます。いずれにしても、高齢者の所在不明が大きな社会問題となっている、この背景には、家族や地域関係の希薄化が指摘されているが、行政自身の課題も浮き彫りになった今回の問題を高齢者に関係する行政のあり方を見直すべきチャンスととらえるべきだと私は思います。菅直人首相は、8月29日午後、高齢者所在不明問題に対応するため、介護保険制度はもちろんのこと、高齢者施策を総動員して対応を図る姿勢を示しました。

まず最初に、菊陽町は高齢者所在不明はどうだったのかは、先ほど答弁がございましたので、この点は省きたいと思います。

高齢者や障がい者世帯など、買い物やごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な高齢者や障がい者世帯に対して、どのような対策、関心を持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（宮本義雄君） 高齢者等のごみ出し支援についてのお問い合わせについてお答えいたします。

現在、菊陽町にはひとり暮らしの高齢者の方が今年5月31日現在541人いらっしゃいます。地域や町、社会福祉協議会の支援を受け、さらに介護保険や町高齢者福祉サービスを利用しながら、住みなれた地域で自立した生活をされております。その中で年齢による身体機能の低下により、家庭ごみを地域のごみステーションまで運搬することができない高齢者の方がいらっしゃいます。それらの高齢者の多くは地域の支え合いと見守り活動の一環として、高齢者宅の玄関に出されましたごみを隣近所の方が、自分のごみを出すついでに出されているというようなケースが多うございます。そのほか、民生委員さん、福祉ボランティアの支援や定期的に訪問されておりますひとり暮らしの方の家族、肉親が持っていかれるなど、さまざまなケースによりごみ出しが行われております。

介護保険制度の在宅サービスの中で訪問介護、いわゆるホームヘルプサービスでございますが、その訪問介護では生活援助として調理、買い物、掃除に加えまして、そのホームヘルパーさんがごみ出しをすることもあります。ただ、ごみ出しが目的で、この訪問介護を利用されているケースはありません。介護保険以外のサービスでは、菊陽町社会福祉協議会が提供しております住民参加型福祉サービスのキャロットサービスを利用してごみ出しを頼まれている方が現在3人いらっしゃいます。その3人の方は、認知症の方あるいは身体に支障がために重い物を運搬できない人が現在利用されております。このキャロットサービスは登録制になっておりまして、利用料は30分で400円ということになってるようです。



ごみ出しが困難な高齢者に対する全国の市町村サービスの中には、ひとり暮らしの高齢者あるいは障がい者、そして高齢者世帯や障がい者世帯を対象としまして、本人の自宅玄関先まで自治体が戸別収集に行ったり、あるいは自治体からの委託を受けた有償ボランティアの協力員によるごみ出し支援を行うものがありますが、全国的には、ほかの高齢者福祉サービスに比べましてニーズも少のうございます。その関係で実際にサービスを提供してる自治体もまだまだ少数にとどまってるようです。

ひとり暮らしの高齢者や障がい者が生活される場合、ごみの量は非常に限られとります。毎日の家事活動であります調理、洗濯、掃除、買い物に比べまして要求度というのが非常に低いようです。ですから、現在、高齢者福祉のサービスに関する相談窓口では、役場では健康・保険課が担当しておりますが、健康・保険課にごみ出し支援に関する問い合わせというのは余りありません。現状はそうなんですけども、ただし今後高齢者等のごみ出し支援に関しまして、これまでの地域の人による支援あるいは介護保険サービス、社協のキャロットサービス、それ以外でのサービスを希望する声が高まれば、障がい者担当の福祉課、あるいはごみ問題担当の環境生活とも連携しながら、適切にごみ出し支援の対応を図っていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 高齢者等のごみ出し支援については、今担当課長が言われたように、要望があればいろんな形で対応していききたいと、そういう答弁だったかと思います。先ほどから、いろんな孤独死の問題についていろいろありますけれども、私もこの問題をするに当たりますて、静岡県の御殿場市では今年の6月1日から高齢者等声かけごみ収集支援事業をスタートさせました。同事業は、ごみ集積場までごみを持ち出すことが困難な高齢者及び障がい者世帯に対して、職員いわゆるシルバー人材センターに事業委託、それから玄関先まで訪問してごみを収集し、あわせて安否の確認をするものです。収集するごみは可燃ごみは週1回、資源及び不燃ごみが月1回というふうになっています。町長、菊陽町も障がい者や高齢者支援事業として、また安否確認等を兼ね備えた高齢者等のごみ出し支援事業を実施していただきたい。このことについて、町長のご所見を賜りたいと思いますけれども、今年10月11日に武蔵ヶ丘26棟の1階で社協の縁がわの事業がスタートいたします。そういった武蔵ヶ丘で孤独死が二、三件、起きておりますけれども、こういった事業にも対応するかと思いますけれども、ますます高齢化社会になっていく時代に何とか見守り隊と申しますか、安否確認ができるような事業、いわゆる静岡のごみ出し事業を参考に申し上げましたけども、町長のご所見を賜りたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 高齢者のひとり暮らしあるいは障がい者の方で、今言われるような支援が必要な方につきましては、先ほどの小林議員のほうの質問のときにも、いろんなサービスっていいですか、いろんな形でやっておりますけども、そういうものも一応検証しながら、そして

今度社会福祉協議会、10月から始めますけども、武蔵ヶ丘団地の中で、県の事業ですね、県の縁がわ事業ということで、そういった中でもいろんな聞き取りもしながらどういう、今、梅田議員のほうから言われました、本当にどういう方法が一番そういった面で有効になるかということも含めて、十分検討した上で取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 前向きな答弁をありがとうございます。できるだけ各地域で、民生委員でもいいし、いろんな形でどうやったら見守りができるかということをつくり上げていただきたいと思います。

次に、雇用対策について質問いたします。

その1番に、役場内に雇用相談員を置いて、きめ細かな雇用対策をすべきではないかと通告しておりますけれども、雇用対策についてですが、町長の2期目で取り組みたい重点政策の中の4番、暮らしを快適にするの中には雇用対策のことは見当たりませんでした。私は、スペースが狭いから載せられなかったのかなどいいほうに解釈いたしました。いずれにしても、雇用に関しては議員によく相談がございますが、なかなかままなりません。私は、すぐに大津町に求人情報誌「しごとっち」をとりに行きます。そして、その相談の相手にこの中から好きな仕事、これならできると思う仕事があったらハローワークに電話してごらんと言います。

ところで、大津町の受付に「しごとっち」をもらいに来ましたと、これなんですけれども、この「しごとっち」をもらいに来ましたと言いましたら、受付の人が雇用相談ですねと言って、取り繕う暇もなく電話されました。そしたら、すぐに雇用相談員が見えられて、雇用相談員の徳永秀幸さんという名刺を出されて、私も名刺をもう仕方なく出しまして、いろいろ聞いてきました。私は、ただ単なる「しごとっち」をもらいに来たばかりだったけれども、そのような対応されましたので、名刺交換して、こういつていろいろ相談して、自分は役場職員ではないけれども、こうやってやっていると、緊急雇用対策かなんかで雇われたんでしょう。いずれにしても懇切丁寧にアドバイスされます。よって、菊陽町にも雇用相談員を置いて、きめ細かな雇用対策をすべきじゃないかとお伺いいたします。

大津町には玄関に雇用対策の無料ということで大きい看板を下げてあります。菊陽町も緊急雇用対策と書いてあるけれども、どこにあるのかもはっきりわからないような状態で、その辺をどうかきめ細かな雇用対策のことについてお伺いいたします。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） それでは、今、議員のお尋ねについてお答えしたいと思います。

今、お隣の大津町の件をお話しされました。雇用相談員、これは専門職の意味だと私は理解しておるんですけども、うちのほうでも平成20年12月に緊急雇用対策本部を設置して、相談窓口を同時に開設しております。お隣の大津町では21年度の1月だったと思うんですけども、その中で相談窓口を開設されたというふうに伺っております。うちが相談窓口を開設するに当たりましていろいろ検討をされておるんですけども、相談の状況といたしますか、うちはハローワ

ークではございませんので、基本的にはハローワークのほうで相談というのは出てくるわけですが、先ほど議員も言われましたように緊急雇用対策事業、これによって大津のほうは雇入れをされているというようには伺ったところでございます。

雇用対策につきましては非常に、皆さんご存じのように、今の状況は厳しい状況でございます。実際は、うちのほうで相談があった場合には職員が対応して、今議員が言われましたように「しごとっち」をお見せしながら、この中で自分がつきたい仕事があればハローワークのほうにご相談くださいというようなことで相談に乗ってるような状況でございます。ただ、実際、うちのほうに相談にお見えになったのが、これは21年度で5件、22年度では現在のところ全くございません。そういうこともございまして、専門職という形の相談員を置くのにはどうかということ、今現在では判断しているところでございます。ただ、現在、これも円高とか株安とかいろんな問題で、また第2次の雇用状況の悪化というのが出てくる可能性もあるかと思えます。それはそのときの状況によって判断したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 21年度5件しかその相談がなかったと、受け入れ側の、大津みたいに大きい看板玄関に置いて、「しごとっち」も常に50部ぐらい置いとられますし、これは菊池市のハローワークから来て、その中から大津町関係だけ抜粋して並べてあるわけですね。それと、そのほかに単独で大津町の求人案内を壁に張ってあります。求人案内を10枚ぐらい張ってありましたけども、そのように雇用に対して一生懸命やってるわけですね。菊陽町も何とかできないかと思ひまして、タウンワークというてから毎週発行されてるのがあるんですよ、コンビニとかいろんなところに。これは、印刷会社ももうけるというか、要するに宣伝で雇用のことがほとんどわからんとですよ。一応ハローワークだけでも本当、毎週配られるけれども、これは印刷屋がもうけるだけの品物じゃないだろうかと私は見ておりますけれども、菊陽町は何といかな固定してあるわけ、つづつあるんですね。それを持ってきて見ることはできないんですよ。だから、これを菊陽町だけに分けてもいいから、この求人情報誌をせめてコピーをとって、各町民センターとか役場に、だれでも自由に持って帰って調べてハローワークに電話して、これはどうだろうかと、そういったことができないだろうかと、これはもう担当課長に悪いけど、前一回言うた覚えがあるですよ。それが全然進行せんもんだけん、また今民主党の代表者の菅さんは一に雇用、二に雇用、三に雇用と言っております。雇用が大変厳しいのでこの問題を取り上げたんですけども、この「しごとっち」についてもご答弁をよろしく願います。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 求人情報誌のハローワークが出しております「しごとっち」ですけども、議員からご指摘がございましたけども、今までは商工振興課、それと図書館、それ

とシルバー人材センター、それとうちの総合窓口にしたわけですけども、質問がございましたからどうのこうのじゃないんですが、この「しごとっち」というのが月2回発行されております。早速9月1日号から各センター等にも配置をしたところがございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） ありがとうございます。配置をしたという、コピーして何部か常時だれでもとられるようにしたということですかね。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） とりあえず1部だけ置いとりますので、必要とあれば、その時点でコピーをしてさしあげるとい状況になるかと思ます。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） それを私が言ってるんですよ。前回、役場庁舎は玄関のところにづつあるわけですね、とじてあるわけですよ。持ってこられんわけですよ。とじてあるのを見らんといかん。だから、こっじゃいかんと思って、大津町のようにコピーだけ、知れたもんだから、コピーして各センターに置いていただきたい。図書館とか各町民センターは5部もあればいいんじゃないかと、役場庁舎の玄関は二、三十部要るかと思ますけども、そういったことをやっていただきたい。女性でコピーしたら何分もかからんと思うんですよ、どうか、その辺は。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 確かに随時何部か置いとけば、それにこしたことはないんですけども、これ月2回発行されます。月2回というたらすぐ来るわけですね。その都度、更新されてくるもんですから、必要とあればもうその中でコピーして差し上げたほうが無駄がないかなというふうに判断しとります。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

もう4回目ですよ、今度質問したら。

○15番（梅田清明君） 3回よ。

○議長（吉村豊明君） 今度質問したら4回目になります。

○15番（梅田清明君） 3回でも4回でもよかばってんですよ。

（「そら、いかんて」の声あり）

わざわざ私は毎回大津町にとりに行くんですよ。何で菊陽町にないとねて言われるとです、現場から。だけん、そのくらいは親切にしてやってよかろうじゃなからうか。雇用相談員まで言わんですよ、この「しごとっち」ぐらいはコピーして玄関のそこへ、だれでもぱっととって帰れる。これは、あそこのミカエルからもらってきたけども、いっぱい、100部か置いてあると。だれでも自由にとっていけるの。こういうふうにはいかんけれども、せめて二、三十部ぐらゐ玄関の、だれか女の子が座っとるですね、総合案内で、あのところに置いとってもら

と、宣伝して徐々に広がって、役場にとりに来ると思うとですよ。私は、どがんかしたときは月2回ぐらい大津にとりに行くとです。たまたまこの間女の人に言うたけん、すぐ雇用相談員ば電話かけて呼んで対応されたけども、黙って持ってきてから、就職は自分の希望するのがいろいろあるもんだけん、この中から好きなのを選んで、ハローワークへ電話してくださいって私は言うんですよ。だけん、そのところば、課長がせんでもだれかに言えばよかことだけんが、何とかよろしく願います。もう町長に言わんでよかる。

○議長（吉村豊明君） 次へ進んでください。

○15番（梅田清明君） よろしく願います。

もう最後になってきましたけれども、大分早いかな。

温暖化対策についてお伺いいたします。

役場庁舎耐震補強工事に合わせて太陽光パネルを設置できないかと通告しとります。

今年も35度以上の猛暑日が記録的に伸びています。お年寄りの熱中症による死亡が大幅に増加してるような状況です。また、近年、世界規模で地球温暖化による被害が発生しています。2003年の欧州での熱波では約5万2,000人以上が死亡し、2004年のインド、バングラディッシュの豪雨では2,000人以上が死亡、2005年の米国ハリケーン・カトリーナの被害では1,700人以上が死亡しています。また、今年パキスタンの大洪水、日本からも被災者支援のために陸上自衛隊が派遣されました。アフリカでも洪水が発生、深刻化されております。日本でも北海道がいまだかつてない大雨洪水に見舞われたり、世界中で温暖化の傾向が見られます。地球温暖化は、人類の生存の基盤を揺るがす脅威であります。また、ヒマラヤの氷河がどんどん溶け出して、溶け出した水によって氷河湖がつくられているそうです。1960年代の空中写真ではせいぜい水たまりだったのが、今や東京ドームの30個分まで巨大化して、いつ決壊してもおかしくないような状況だそうです。

そのような中で政府は危機感を募らせ、温室効果ガス削減を2020年までに1990年比で25%削減、2050年には80%削減と意欲的な目標を掲げました。今年も2010年です。政府は目標を達成するためには、各自治体に具体的な目標ガイドラインを押しつけてくるのではないかと危惧されます。温暖化を防止するためには、化石燃料に頼らず太陽光発電ソーラー化や電気自動車に移行することが大事である。私は、平成20年6月18日、地球温暖化防止、脱ガソリン、電気自動車開発研究促進を求める意見書を提出し、菊陽町議会全員賛成、全会一致で可決いたしました。このように温暖化防止にいろいろな提案をしてきました。今年の3月も学校に太陽光ソーラー発電を設置すべきだと提案いたしました。今度は、8月17日、臨時議会が開かれ、役場庁舎耐震補強他改修工事が提案されましたが、太陽光パネルソーラーのことがありませんでした。私は、菊陽町の中心、心臓部ともいう役場庁舎の耐震補強改修工事、このときこそ役場が率先して太陽光パネルを設置すべきだと考えるが、このことについて、町長のご所見を賜りたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） まず、私のほうで現状を申し上げまして、太陽光パネルの設置についての今後の町の方針につきましては、後ほど町長のほうからご答弁いただきますので、ご了承いただきたいと思えます。

ただいまお話にありましたとおり、傍聴の方もいらっしゃいますので、平成22年度当初予算に計上いたしまして、8月17日に契約について議決いただきました菊陽町役場庁舎耐震補強他改修工事、現在施工に入っておりますが、これにつきましては、本館が昭和53年に建設されたものでございまして、また東西方向でのI s値が低うございますので、この部分の耐震性を高めるための耐震補強工事を主として施行するものでございます。また、耐震補強とあわせて外壁面の劣化が進んでおりますので、その部分の補修、また障がい者用駐車場、玄関の横に設置しておりますけども、屋根がなくご不便をおかけしておりますので、その屋根とスロープ等の整備、それから耐震補強に関連いたしますが、屋根テラス等の防水が傷んでおる部分もございまして、雨漏り等がする部分もございまして、その部分の改修を行うこととしてございまして、いわば必要最小限の改修ということで考えたところでございます。

なお、ご質問にありました太陽光パネルの関連でございますけども、実施設計段階におきまして役場庁舎本館の2階及び3階の屋根、これにつきましてはソーラーパネルを設置する場合の過重について配慮しておりまして、例えば50キロワット容量のソーラーパネルを今後設置するということは十分可能としたところでございます。

一方、太陽光パネルの設置につきましては相当額の初期投資が発生しますし、また役場全体の電力を賄うような太陽光パネルの設置になると大規模な施設設備が必要になりますので、今回の耐震補強他改修工事に太陽光パネルの設置は盛り込んでおらないところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 太陽光の利用につきましては、地球温暖化対策の一環として自然エネルギーを活用することによりまして、例えば火力発電所で発電されるときに発生する二酸化炭素、いわゆるCO<sub>2</sub>や、発電のための石油等の消費量を削減することでCO<sub>2</sub>を削減するものでございます。本町の場合は、公共施設のほうにつきまして図書館のほうで取り組んでおりますけども、全体的に取り組むができない状況であります。それに先立ちまして個人向けの住宅のほうの分につきましては、去年から補助制度をつくりまして、太陽光発電そしてまた太陽熱温水器の補助等をやりまして、今年もそういうものを進めているところでありますが、そういうような状況でありますけども、地球温暖化対策としての長期的な視点に立った施策を推進して進めていく必要がありますので、役場や小・中学校初め、町が設置しとりますすべての施設を視野に入れて自然エネルギーの活用を模索する必要があるということでありまして、今後小・中学校の耐震化に大きな事業も抱えてる中でありますけども、そういう中におきましても、この自然エネルギーの活用を模索しながら、必要とするものについて取り組んでいきたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） この間17日に臨時会がありまして、庁舎の耐震工事が行われるというて、太陽光発電パネルがついてなかったんですけれども、今政府が1990年比の2020年度25%削減と、今年は2010年ですけれども、5%か6%削減じゃなくて上積みになっとなつてですね。これ、2020年度、あと10年後に25%削減ということは、30%か31%削減せんと目標達成せんわけですよ。そうなった場合に、地方自治体に目標とかいろんなことが来る可能性が十分あると、それならば前もってどこの町村よりも早く、いろんなことを取り組むべきだと、私は、前回3月だった、学校の太陽光発電ソーラーば言いまして。

これにも、これはもう学校のことですけれども、埼玉県の県立浦和高校は2006年からのモデル事業で校舎のひさしの部分に太陽光発電パネルを取りつけたと、ひさしなんですよ、上じゃなくて。太陽光発電は建物屋上部分への設置が一般的ですが、浦和高校では屋上への設置のほか環境教育の観点から人目に触れる場所がよいとのことで、遮光、遮熱効果を兼ね備えた庇状の太陽光発電パネルを校舎の南面に設置しましたと、これに載っとなります。

今日の熊日新聞も見られたと思いますけれども、肥後銀行が託麻支店に太陽光発電等LED照明の拡充と、今日の新聞ですので皆さん読まれたと思いますけれども、このように先進的に取り組みを始めていると、一刻も地球温暖化を防止するためには、私たちが気をとめて、こういったことに頑張っていかなければならないと思います。

電気自動車の促進開発を求める。これは、普通意見書というのは、政党とかいろんなことで共産党とか民主党とか自民党とか公明党とか、いろいろ政党を通じて来ますけれども、これは私が自分でつくって提案したのでございます。恐らく、日本じゅうには自分と似た人が3人はおると言われますので、こういった電気自動車の意見書も日本全国で3本ぐらいあるかと思えますけれども、やはり厳しい、これはどうしても言っておかなくちゃいかんということで出した意見書でございますので、一つ一つの意見書も無駄にせず、太陽光パネル、自然エネルギーを利用するように頑張ってください。今後も、そういった学校でもいろんな問題でも太陽光パネル、もちろん金がかかりますけれども、そういったことで町長は先ほども言われたけれども、もう一度この取り組みの姿勢を今後長期的、町長選があつておりますけど、自分はこうやるんだという目標を言っていだきたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回の役場の庁舎の耐震の工事の関係の中でも、財政課長が申し上げましたように、実施設計の中で庁舎の本館の2階及び3階の屋根にソーラーパネルを設置する場合の過重について配慮したということでありまして、例えば50キロワット容量のソーラーパネルを設置することは十分可能な設計になつておりますので、そういうことでもありますので、この耐震のほうの工事が終われば設置できる状態になりますので、この厳しい財政状況とはいいいながらも、積極的にそういうところに取り組んでいく考えは持っております。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 50キロと言われたけれども、かなり50キロは厳しい、普通小学校に太陽光パネルは20キロで大体どこでも対応しています。合志市が40キロだったかな。50キロと言われましたけれども、それが可能があればそれでも構わないけども、普通20キロとか、そういう状況ですので、できるだけつけやすいように、またここだけじゃなくて、いろんな方面にできるように今後設計を組んでいただきたい、そのようによろしく思います。

最後になりましたけれども、発光ダイオードLEDの推進の現状と今後の町の方針を問うということで、私も余りわからないので、電気屋や図書館、図書館から3冊本を借りてきて読みましたけれども、あちこち資料を集めまして、これがすごい効果があるとですね、びっくりしましたけども、よろしくお願ひします。

発光ダイオードLEDは照明革命とも言われ、これから爆発的に普及するものと思われまふ。現在の蛍光灯には水銀が封入されていて、40ワットの蛍光灯1本に約10ミリグラム、この量が私たちの生活環境を大きく脅かすことにつながっています。蛍光灯は、国内で年間3億8,000万本生産、廃棄されています。回収率はわずか15%とされています。蛍光灯だけで毎年3トン以上の水銀が空气中に放出されています。ヨーロッパにおいては、既に水銀、鉛、カドミウムなどの有害物質の使用ができない状態になっています。適切な代替手段がない場合は、例えば蛍光灯中の水銀は認められています、今後LED照明の普及により完全規制の対象になっていくものと考えられ、日本も同様になるものと思われまふ。そのような状況、LED照明の特徴を紹介しまふ。1つ、省エネ、消費電力が約2分の1になるため、CO<sub>2</sub>の削減につながります。1つ、長寿命、約3万時間となっており、コスト削減と交換費用の軽減につながります。1つ、光熱率、従来の蛍光灯に比べ発熱量が低下するため、夏場の空調負荷が軽減できます。1つ、省資源、水銀、ガラス管未使用でリサイクル可能、アルミ、ポリカーボネートなどを使用。1つ、特性として紫外線を出さないので虫を寄せにくく、壁焼けもありません。現行器具をそのまま使用可能、配線変更工事、追加部品は必要ありません。

以上、発光ダイオードLEDについて説明、紹介いたしましたけど、町の推進の現状と今後の町の方針をお伺ひいたします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいま発光ダイオードLEDのいい点については申し述べられましたし、環境生活課を通じまして、私どものほうでもLED照明の効果につきましては勉強させていただいておりますし、最近では業者のほうからもLEDあるいはエコ商品といったもの、今までの、先ほど話がありましたように、水銀を使わない照明器具というのも幾つか出てきておりますし、LEDだけがすべての部分で満足できるというふうには理解していない部分が若干ございまして、今申し上げられましたものに若干補足をさせていただければと思ひまふ。

ある意味では、デメリットということではありませんけども、こういう点があるということもご理解いただきたいということで申し上げます。

LEDにつきましては、店舗に行きますと売ってありますので皆さんご存じと思ひまふけど



も、製造には高価な半導体製造装置と高度な技術が必要とされておりますので、またLED照明そのものの生産販売数が少ないことや附属器具の設置、これは場合によると、今おっしゃった部分で、そのまま設置できる場合と器具をかえたほうがより効果的にLEDが発揮されるという場合がございますので、そういった部分も含めて高価格になるという、マイナス面ではございませんけれども、トータル的には省エネ等でプラスになる場合があるかと思っておりますけれども、初期投資としては高くなるという点でございます。

また、従来の蛍光灯が全方位に光を放射するのに対しまして、私も家で廊下の上にLED照明をつけてみたり、夜の散歩のときのライトにLEDのものを使ったり、自分で体験しながら勉強しておりますけれども、LEDの廊下の照明をつけましたところ暗いと言われてまして、何日かしてかえられてしまいました。それは照明自体がいろいろございますので、またこれは日々よい製品が出てきておりますので、場所場所に応じた照明のつけ方をすれば、より効果が発揮されるものと思います。いずれにいたしましても、LED照明が一方に光を放射するというのが強くありますので、逆に周りは照明が届かないという特性を持つてる中で、いかに活用を図るかということであろうかと思っております。そういった部分のLEDというものがございまして、ほかにもエコ製品の商品が出てきてるということも一つ申し上げておきたいと思っております。

その上で、役場の状況はということでございましたので、代表させていただきます、役場庁舎におきます現状と取り組み状況ということで、お話をさせていただきます。

役場庁舎の照明でございますが、これは本館、別館合わせて事務室や廊下の蛍光灯があり、また階段灯、丸形の埋め込み、ダウン式、議場のほうにも蛍光灯とダウン式の照明をつけてさせていただいております。合計で本館で412台程度でございます、別館では105台、合計で512台程度となっております。

なお、これらの蛍光灯をLED照明に切りかえるとした場合の工事費の試算を一遍やったことがございますけれども、そのときの概算費用で約2,500万円という金額が見込まれました。したがって、耐震補強とあわせて太陽光パネル、それとこのLED照明への切りかえ等についても一応検討を加えましたけれども、今回の耐震補強等については必要最小限に抑えたいという部分もありまして、見送ったところでございます。

また、先ほど申し上げましたLEDの特性等を踏まえましたとき、例えば役場庁舎でございますと、特にダウン式の照明、議場の場合もダウン式でございますけれども、下から上までの高さかなりございますので、そういう部分でというよりも玄関ロビーのダウン式の照明灯を想定しておりますが、そんなものや共用部分の廊下あるいは階段等の照明にLEDを活用することが有効というふうに思っております。

そこで、現在実施しております役場庁舎耐震補強他改修工事の中では、今回工事を行います玄関ひさしのダウン式の照明、玄関ひさしにつきましてはかなり傷みが進んでおりますので、屋根の裏部分を今回改修しますので、そこについておりますダウン式の照明についてはLEDに切りかえることとしております。また、新たに設置を予定しております障がい者用の駐車場

屋根のダウン式の照明、これにもLEDを設置することというふうに行っている状況でございます。

以上、代表的な例として役場の例を申し上げました。以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 約束を守るために、できるだけ早く終わりたいと思います。

今課長がいろいろ説明ございました。確かにLED、太陽光ソーラーといろんな、今からのことでございます。私もいろいろ調べましたけれども、LVDという、LEDじゃなくてもう一つ違うと思うんですが、LVDというのがあるとですよ。いわゆる照明革命、いろんなことができます。

それから、これはいつの新聞かな、屋外LED電球重さ300グラムに最軽量ということで、メーカーが開発しとるわけですね。今からはいろんなことができてきますので、一番最善の方法で執行部も気づけて頑張っていたらいいと、このように思うわけでございます。

太陽光発電とLEDを照明としたところを、二、三、紹介したいと思います。

これは、群馬県のみどり市です。同庁舎の太陽光発電システムは112万円の太陽電池パネルが屋上に設置され、発電容量20キロワットで国の地方公共団体対策技術率先導入補助事業により50%の補助事業を受けてると、そういったことで、1、2階の蛍光灯照明285台をLED照明につけかえたと載っております。それから、これは東京の八王子市で、LED蛍光灯の約半分の消費電力で済み、セラミックは水銀灯に比べて約30%の省エネ効果があるとされている。同市は今年度新たにLEDを230基、セラミックを400基設置する予定であると。それから、群馬県の館林、昼間は太陽光パネルで発電した電気を蓄電池に蓄えて、夜間にLED点灯、外部電源を必要としない仕組み、市の都市整備課によると、従来の街灯は蛍光管を一、二年で交換するが、LEDの寿命は10年、電源は太陽なので維持管理費が当面ゼロで財政にも優しいと。幾つかありますけれども、執行部もインターネットで取り寄せればいろんな資料がございますので、頑張ってもらいたいと思います。

今回は、高齢化社会、いろんな面で高齢者が手足が不自由になってきて、みんなが知らない間に孤独死を防ぐためにはどうしたらよいかなどの質問。2番目に、大学卒でも就職がないような状況で、きめ細かな雇用対策を立ち上げるべきだと迫りました。3番目に、異常気象とも言うべき温暖化に対して、エネルギー革命、CO<sub>2</sub>を出さない自然エネルギー太陽光発電やLEDについて質問いたしましたが、どれも一番大事な問題でございます。町執行部も単なる一般質問と思わずに、真剣に取り組んでいただきたいと思います。私の一般質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君の一般質問を終わります。

これで一般質問は全部終了しました。

明日は休会となっております。

あさっては各常任委員会を行います。

なお、委員会はクールビズで行います。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後 3 時55分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成22年9月9日（木）

（ 第 3 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成22年9月10日（金）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成22年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成22年9月10日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 議案第32号 平成22年度菊陽町一般会計補正予算(第3号)について  
日程第2 議案第33号 平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について  
日程第3 議案第34号 平成22年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第1号)について  
日程第4 議案第35号 平成22年度菊陽町下水道特別会計補正予算(第1号)について  
日程第5 議案第36号 平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について  
日程第6 議案第37号 訴えの提起について  
日程第7 議案第38号 町道路線の認定について  
日程第8 報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した健全化判断比率及び資金不足比率について  
日程第9 認定第1号 熊本中央広域市町村圏協議会に係る平成21年度歳入歳出決算の認定について  
日程第10 議員派遣について  
日程第11 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について  
日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

2. 出席議員は次のとおりである。

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 坂本秀則君  | 2番 北山正樹君   |
| 3番 石原武義君  | 4番 甲斐榮治君   |
| 5番 芝和長君   | 6番 岩下和高君   |
| 7番 佐藤竜巳君  | 8番 大塚昇君    |
| 9番 福島知雄君  | 10番 川俣鐵也君  |
| 11番 吉本堅君  | 12番 小林久美子君 |
| 13番 酒井良一君 | 14番 上田茂政君  |
| 15番 梅田清明君 | 16番 鍋島有志男君 |
| 17番 永野輝全君 | 18番 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

- |         |          |
|---------|----------|
| 8番 大塚昇君 | 9番 福島知雄君 |
|---------|----------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- |           |             |
|-----------|-------------|
| 町 長 後藤三雄君 | 教育委員長 三島誠一君 |
|-----------|-------------|

教 育 長 赤 峰 洋 次 君  
 総 務 部 長 大 川 育 男 君  
 産 業 建 設 部 長 服 部 貞 夫 君  
 総 務 課 長 阪 本 修 一 君  
 財 政 課 長 實 取 初 雄 君  
 人 権 教 育 ・ 堀 川 俊 幸 君  
 啓 発 課 長  
 健 康 ・ 保 険 課 長 宮 本 義 雄 君  
 町 民 課 長 堀 川 正 信 君  
 農 政 課 長 荒 木 一 雄 君  
 都 市 計 画 課 長 坂 本 恭 一 君  
 商 工 振 興 課 長 平 野 誠 也 君  
 図 書 館 長 堀 行 徳 君  
 生 涯 学 習 課 長 佐 藤 清 孝 君

教 育 次 長 水 上 孝 親 君  
 福 祉 生 活 部 長 眞 鍋 清 也 君  
 会 計 管 理 者 兼 吉 岡 典 次 君  
 会 計 課 長  
 総 合 政 策 課 長 松 本 東 亞 君  
 税 務 課 長 廣 野 豊 徳 君  
 福 祉 課 長 渡 邊 幸 伸 君  
 環 境 生 活 課 長 吉 野 邦 宏 君  
 武 蔵 ヶ 丘 支 所 長 村 田 保 孝 君  
 建 設 課 長 松 村 孝 雄 君  
 下 水 道 課 長 山 崎 謙 三 君  
 総 務 課 長 補 佐 服 部 誠 也 君  
 兼 庶 務 法 制 係 長  
 学 務 課 長 松 本 洋 昭 君  
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 志 垣 敏 夫 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 阪 本 健 治 君  
 書 記 山 川 真 喜 子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第32号 平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、議案第32号平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） おはようございます。それでは、議案第32号の平成22年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

この件につきましては、歳入の区分ごとの増額や減額などがあり、また既定の歳出予算に不足額が生じたもの、または不用額が見込まれるものがございます、さらに状況の変化等により支出すべき事案が発生しましたことから、既定の予算に追加または変更を加える必要が生じたので、今回補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、主なものについてご説明申し上げ、詳細につきましてはご質問に応じ担当課長等がお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、表紙をめくっていただき、1ページでございますが、町長の提案理由にありましたように、歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,028万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を111億30万3,000円と定めるものでございます。

また、第2条で債務負担行為の追加を第2表の債務負担行為補正で、第3条で地方債の変更を第3表の地方債補正で計上しているところでございます。

2ページをお開きいただき、まず歳入でございますが、款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

12の地方交付税は3億3,952万1,000円の増額、16の国庫支出金1,027万1,000円の減額は、国庫補助金の減額、17の県支出金5,364万円の増額は、県補助金の増額、18の財産収入3,000万円の増額は、財産売払収入の減額、20の繰入金3億円の減額は、基金繰入金の減額、21の繰越金は3億6,827万3,000円増額しております。

下のページで、歳入合計といたしましては、補正として4億8,028万3,000円を増額し、歳入総額を111億30万3,000円としております。

4ページをお開きいただき、歳出でございますが、これも款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

2の総務費2億5,790万8,000円の増額は、主に総務管理費の増額、3の民生費8,187万



9,000円の増額は、主に社会福祉費の増額、6の農林水産業費2,528万8,000円の増額は、下のページで、農業費の増額、8の土木費6,851万5,000円の増額は、主に道路橋梁費及び都市計画費の増額、10の教育費2,565万7,000円の増額は、主に小学校費の増額によるものでございます。

6ページをお開きいただき、14の予備費を432万9,000円増額しておりますが、これは歳入補正額が歳出補正額を上回ったものについて調整しているものでございます。歳出合計といたしましては、補正として4億8,028万3,000円を増額し、歳出総額を111億30万3,000円としております。

下のページは、第2表の債務負担行為の補正で、追加を行っております。

武蔵ヶ丘小学校では、平成23年度及び24年度において教室の不足が見込まれますことから、2学級分のプレハブ教室を借り上げるもので限度額を690万円とし、なお平成22年度の必要経費につきましては、歳出予算の中で計上しております。

8ページをお開きいただき、第3表の地方債の補正で、3事業の変更につきましては、限度額のみ調整を行っております。

横道合志2号線道路改良事業分は130万円を減額し3,650万円に、北小学校原水駅線道路改良事業分は100万円を減額し1,030万円に、土地区画整理事業分は570万円を減額し4,690万円としております。したがって、地方債の総額といたしましては、今回800万円を減額し8億3,730万円とするものでございます。

9ページ以降は、補正予算に関する説明書としております。補正額の大きなものを、あるいは新たに計上したものを中心に主なものの補正額についてご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の12地方交付税、項の1地方交付税、目の1地方交付税は3億3,952万1,000円を増額し、5億7,942万1,000円としておりますが、普通交付税の額は算定の結果、5億4,942万1,000円となり、平成21年度の2億5,488万9,000円と比較いたしますと、2億9,453万2,000円の増加で115.6%の増となりました。

次に、款の16国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金、節区分の2老人福祉費補助金で、説明欄の補助金160万5,000円は、この範囲で事業を行うこととし、また交付金250万2,000円は同額を歳出の補助金として交付するものでございます。

14ページをお開きいただき、款の17県支出金、項の2県補助金、目の2民生費県補助金、節区分の2老人福祉費補助金で、説明欄の補助金5,250万円は、これも同額を歳出の補助金として交付するものでございます。

次に、目の4農林水産業費県補助金、節区分の3農業振興費補助金で、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金85万9,000円及び水田地域営農体制整備支援事業補助金27万9,000円は、これも同額を補助金として交付するものでございます。

次に、下のページで款の18財産収入、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入、節区分

の1 土地売払収入3,000万円は、第2 地区保留地処分金を増額し、3億1,750万1,000円とするものでございます。

次に、款の20繰入金、項の2 基金繰入金につきましては、歳入が確保できました範囲で減額による調整を行っておりまして、財政調整基金繰入金は2億円減額し3億3,000万円に、減債基金繰入金は1億円減額し0円としております。基金繰入金総額としては、今回3億円を減額し3億5,145万円としております。

16ページをお開きいただき、款の21繰越金、項の1 繰越金、目の1 繰越金を3億6,827万3,000円増額し、5億1,827万3,000円としておりますが、平成21年度からの繰越金が決定しましたものを補正するものでございます。

次に、款の22諸収入、項の5 雑入、目の4 雑入で、節区分の4 その他の雑入10万3,000円は、認定第1号として後で審議いただきます、熊本中央広域市町村圏協議会の廃止に伴う余剰金の清算還付額でございます。

次に、款の23町債につきましては、先ほど地方債の補正で説明したとおりでございます。

下のページからは、歳出でございますが、人件費の給料、職員手当等及び共済費につきましては、職員の人事異動による組み替え等でありますことから、説明を省略させていただきますが、今回から52ページ以降に、めくっていただかなくても後で見ていただきたいと思っておりますが、52ページ以降に補正予算についての給与費明細をおつけしたところでございます。

18ページをお開きいただき、款の2 総務費、項の1 総務管理費では、目の1 一般管理費で、節区分の19負担金補助及び交付金200万円は、津久礼ヶ丘区及び境ノ松区に対します行政区新設補助金を計上いたしました。

次に、下のページで、目の3 財政管理費で、節区分の13委託料231万円は新地方公会計制度導入の推進に合わせまして、地番図データの作成業務を委託するものでございます。

次に、目の8 財政調整基金等費で、節区分の25積立金2億6,000万円は地方財政法第7条第1項の規定により平成21年度歳計剰余金5億1,827万3,000円の2分の1を下らない額を積み立てるものでございます。

次に、目の14武蔵ヶ丘支所費で20ページをお開きいただき、節区分の15工事請負費54万1,000円は、玄関の手すり設置及びトイレ改修工事を予定しております。

22ページをお開きいただき、項の2 徴税费、目の2 賦課徴収費で、節区分の13委託料79万2,000円は、議案第37号の差し押さえ債権取り立ての訴えに必要な弁護士委託料を予定しております。

25ページをお開きいただき、下のページでございますけれども、款の3 民生費、項の1 社会福祉費、目の2 老人福祉費で、節区分の13委託料134万円は、26ページをお開きいただき、説明欄の委託料は昨年度に引き続き実施するもので、国庫補助金を受けて実施いたします50名の生活介護支援サポーター養成のための委託料でございます。

また、節区分の19負担金補助及び交付金で、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金

250万2,000円は、国庫補助金を受けてグループホームげんきの家の施設整備に対し補助金を交付するもの。介護基盤緊急整備特別対策事業補助金5,250万円は、県補助金を受けて認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所に補助するものでございます。

28ページをお開きいただき、項の2児童福祉費では、目の4保育園費で節区分の7賃金2,267万8,000円は不足額等を増額または減額により調整するものでございます。

また、下のページで、節区分の15工事請負費128万円は、武蔵ヶ丘第1園の南側の入り口のところでございますけれども、塀を防犯対策の面でかさ上げするための施設改修工事費、節区分の19負担金補助及び交付金で特別保育事業補助金490万円は、新設の私立保育所2園の延長保育事業に対する補助金を計上しております。

31ページをお開きいただき、下のページでございますけれども、款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の3環境衛生費で、32ページをお開きいただき、節区分の19負担金補助及び交付金で、太陽光発電システム設置費補助金480万円は、昨年度の実績を踏まえ、80世帯分をふやし130世帯分として合計で780万円の補助金を見込むものでございます。

36ページをお開きいただき、款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費、節区分の19負担金補助及び交付金で、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金85万9,000円は、県補助金を受けて生産組合に対し、エンジン掘り取り機の購入に対する補助金を、水田地域営農体制整備支援事業補助金27万9,000円は、これも県補助金を受けて農地利用改善組合に対し、あぜ塗り機の購入に対する補助金を交付するものでございます。

次に、目の4畜産振興費、節区分の19負担金補助及び交付金で、口蹄疫対策支援金200万円は子牛等の出荷おくれに対しまして、1頭当たり1万円を補助しようとするものでございます。

次に、目の8土地改良費で、節区分の15工事請負費の農道舗装工事970万円は、舗装工事及び井出のり面崩壊復旧工事を予定しております。

また、下のページの節区分の19負担金補助及び交付金202万1,000円は、県営大津南部2期農道整備事業への負担金等を計上しております。

また、目の15農業集落排水事業費で、節区分の28繰出金838万6,000円は、農業集落排水特別会計の運営に必要な額を増額し、3,920万8,000円としております。

38ページをお開きいただき、款の7商工費、項の1商工費、目の1商工振興費、節区分の19負担金補助及び交付金で、特産品製造販売推進補助金65万円はエンジンしょうちゅう「酔紅」贈答用の化粧箱及びオリジナルグラスを製作する経費を補助するもの、また全国展開プロジェクト実施支援補助金150万円は、国の補助事業を受けて、菊陽町商工会が実施しております空港やショッピングセンターでの町特産品の展示即売、ボランティアガイドの育成などの全国展開プロジェクト事業を支援するための補助金でございます。

次に、目の2企業誘致費で、節区分の13委託料341万4,000円は南方大人足線及び富士フィルム工場用地の拡張関係の調査委託料を、節区分の17公有財産購入費150万円の減額は南方大人

足線改良事業における用地取得費を減額するものでございます。

次に、下のページで、款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費で、節区分の11需用費は町全域に及ぶ道路舗装の補修、誘導ブロック等の修繕・改修に必要な経費の不足額1,622万9,000円を、節区分の12役務費では、軽作業による道路清掃等手数料不足額377万4,000円及び桜の木のシロアリ駆除手数料55万9,000円を予定しております。

次に、40ページをお開きいただき、節区分の13委託料で、工事委託料600万円は、工事請負費に計上しておりました三里木歩道橋塗装をJRへの工事委託に組み替えるもの、また設計委託料138万6,000円は、三里木歩道橋補修のための設計委託料でございます。

また、節区分の15工事請負費は、委託料に組み替えました三里木歩道橋塗装工事費600万円を減額し、道路の舗装、修繕工事、雨水対策工事、配水管布設工事、歩道の舗装、修繕工事などで1,937万4,000円の道路維持工事費を増額するものでございます。

次に、目の3道路新設改良費は下のページで、節区分の15工事請負費596万円は、花立地区のユニパーク線及び菊陽北小学校前の交差点改良工事の不足分を計上しております。

また、節区分の17公有財産購入費1,100万円は、新山2号線及び花立地区のユニパーク線関係の土地購入を予定しております。

次に、款の3都市計画費、目の2土地地区画整理費では、補助対象経費の減額に伴う調整を行いますとともに、保留地処分金を財源として工事費等の増額を行っております。42ページでございます。

次に、目の3公共下水道費で、節区分の28繰出金1,355万1,000円の減額は、下水道特別会計繰出金の額を調整しております。

次に、目の4公園管理費の節区分の11需用費で、修繕費270万円は公園の長寿命化計画に基づきますあずまや、ベンチ、外灯、滑り台、ブランコの修繕などを予定しております。

また、節区分の18備品購入費で、救急用備品35万円は、杉並木公園管理センターにAEDを設置することとしております。

次に、下のページで、項の4住宅費、目の1住宅管理費、節区分の11需用費は、町営住宅の修繕費として448万8,000円を増額し、トータルで748万8,000円としております。

45ページ、下のページでございますけれども、をお開きいただき、款の10教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費では、46ページをお開きいただき、節区分の14使用料及び賃借料1,170万円は債務負担行為の際にご説明申し上げましたように、武蔵ヶ丘小学校のプレハブ教室の平成22年度分の借り上げ料でございます。

次に、目の学校建設費17万1,000円を増額は、菊陽中部小学校建設検討委員会を10回開催いたしますための不足分を増額するものでございます。

48ページをお開きいただき、項の5社会教育費では、目の3学区公民館費で、節区分の19負担金補助及び交付金600万円は、境ノ松公民館の改築に対する補助を予定しております。

次に、目の8コミュニティー施設運営費で、下のページの節区分の15工事請負費157万円

は、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの研修室、空調機の取りかえ工事を予定しております。

次に、目の10図書館運営費で、節区分の15工事請負費234万2,000円は、図書館ホール平土間部分の床材の劣化が著しい箇所があり、張りかえ工事を予定しております。

50ページをお開きいただき、項の6保健体育費では、目の2体育施設費で、節区分の15工事請負費220万5,000円は、町民グラウンドA Bコートに分電盤が老朽化し、ふぐあいも多くありますことから、コイン投入タイマー方式に切りかえるための経費でございます。

次に、目の3スポーツ振興費で、節区分の19負担金及び交付金70万円は、下津久礼地区グラウンドのブロックフェンス設置の整備に対する補助金を予定しております。

下のページで、最後に款の14予備費を432万9,000円増額しておりますが、これは歳入補正額が歳出補正額を上回ったものについて計上しているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） ページの38ページです。目の2の富士フィルムの拡張というふうな説明があったと思いますが、どのように、どっち側に拡張になるのか、町の考えがどうなのか、民間誘致企業といえども民間の企業のようなので、どうして町のほうでそういう作業をすべき理由があるのかということが1点。

それから、ページの40ページです。目の2の道路橋梁維持費、工事委託料600万円は三里木のJ R歩道橋塗装塗りかえということで、今の財政課長の説明では、J R委託とかという話もあったんですが、もうちょっと詳しくお願いしたいと。丸々J Rのほうに発注をされるのかどうか。

それから、ページ48ページの目3の公民館費600万円ということで、境ノ松の公民館の建設費ほかというふうな話もあったかと思うんですが、境ノ松の公民館といいますと、以前の議会で請願が上がって、公民館と一緒に公園をというふうな請願が上がったと思うんですが、そのところをもうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。一応、その3点です。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） それでは、第1点目のページ38ページ、企業誘致の中の調査委託料でございますが、その中で、富士フィルム拡張に関する調査ということでございますが、ご存じのように富士フィルムが平成17年に菊陽に進出してきて、現在、ご存じのように4期工場が建設に入ったところでございます。今後、想定されることとしましては、第5期の工場を私ども所管課としては、増設をお願いしたいというふうな形で、いろいろお話を進めてるところでございます。

場所につきましては、今4号棟と並んで5期工場ができればなということで考えておるんで

すけども、敷地の一部がどうしても仮に5期工場をつくるとしても支障を来すということで、現在、杉並木公園の西側になります管理道路等もございますけれども、それと富士フィルムの用地とを同面積交換というふうにできればということで考えておるところでございます。

その中で、当然調査等をやって、どういう形状になるかというのは、事前に調査をやっとかないと先に進めない話でございます。今議員ご指摘のように、誘致企業といえども町が何であるのかというようなお話でございますが、誘致企業に関しましては、なかなかシークレットの部分もございまして、仮に現時点でその確定した話じゃございませんが、大分大きい工場が決定されたとなれば、企業としてはすぐ動く形になります。私どもとしましては、その前に事前調査をして、どれぐらいの面積になるのか、それと公園側に入った場合にどのような支障が出るのか、そういうのを調査したいということで考えておるところでございます。確かにこのかかった経費について、仮に第5期工場の決定がなされれば、町としてはその分の負担は当然求めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） では、三里木歩道橋の工事委託料のことについてご説明申し上げます。

場所は、三里木駅の西側に歩道橋がありますけども、県道熊本菊陽線とJRの上にかかっておりますけども、延長が33.8メートルありまして、そのうち県道部にかかる分が14.3メートル、JRにかかる分が17.7メートルございますけども、県道にかかる部分はもちろん県の管理で行っております。JR分につきましては、町管理となっております関係で、県と協議としまして今年度塗りかえをするということを決めまして、これが昭和59年3月に完成しております、それ以来ずっと定例というか、塗りかえ等ができておりませんでしたので、今年度当初、JR分の上については、町管理ということで工事請負費として計上しておりましたけども、JRと協議した結果、JRでないとできないということで、JRに委託するということになったんですけども、ご存じのとおり電化されておまして、電化の架線と歩道橋の離隔が40センチから50センチ程度しかありません。事故のもとにもなります関係から、JRに委託ということになったわけで、工事請負費から委託料に切りかえといいますか、予算の移動をしているところでございます。

以上です。

(11番吉本 堅君「全部JRに委託なのか、県道部分は町のほうで入札をするのか」の声あり)

県道部分については、県の管理ですので県が施工します。費用についても県の費用でございます。町はあくまでもJR分にかかります17.7メートル分でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） それでは、公民館費の地区公民館建設補助金600万円について説明をさせていただきますと思います。

ただいま吉本議員が言われましたとおり、境ノ松公民館に隣接する土地の購入に関する請願ということで、これ平成21年11月24日に議長あてに提出されております。これを受けまして、平成22年度の当初予算のほうに公民館用地ということで予算化を図っております。公民館用地ということで、300平米が基準なんですけども、現在そこに建っている町の所有している面積が225平米ぐらいありますので、その差額分の85平米について予算化をしたところでございます。そういった中で、地区からの要請では、公民館の用地が狭いとか、建物が老朽化しているということで、早目に建設のほうをお願いしたいということがございました。そういった中で、当初は平成22年度において、まず土地を確保しまして、23年度に公民館の建設に入るところでございましたけども、地元のほうからの要望で、早急につくってくれないかということがございまして、今回600万円の補正をお願いしたところでございます。これは補助金の要綱がございまして、新築の場合は一応3分の1ということで、限度額が500万円になっております。それから、これに加えて追加でバリアフリー化も一緒にするというところでございますので、100万円のプラスの計の600万円を今回補正で行っておるところでございます。その請願書の中には、広場の件も一緒にということで要望が上がってございましたけども、役場としましては、広場の用地についての購入というのは現在考えておりません。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） ページ40ページの歩道橋の件なんですけど、松村課長のほうから今説明いただいたんですが、今回はJRの用地の上だけをJRに委託をして、県道部分に関しては県のほうの予算を使うという話ですよね。ということは、図書館横の橋梁のときにも、私なりに大分検討協議をしながら五十何メートルばかりの総延長の橋梁の中で、JR部分だけをJRに任せたいかがですかと、前はそういうふうにやっておりますという話を私は聞いておりました。松村課長は松村課長で、また別な担当者の方なのか当人だったかわかりませんが、調査をされた結果は、全部一括してというふうな当時の農免道路の話ですか、調査をされたという話があったんですが、こういうふうに県が受け持つ部分、県道部分に関しては県が受け持つ、JRの上に関してはJRが受け持つと全く私が言っただけのと同じ状況ではないかなと、やっぱその辺のところを町長もうちょっと詳しく調べていただいて、できるだけ地元が発注できるところは地元というふうな、何社そういう塗装業の関係者がおられるかわかりませんが、塗装業にかかわらず、やっぱり私に言わせればJRというのが本当に強過ぎるなというところで、できるだけ地方でできるところは地方でというふうな思いで前町長の時期から大分言い続けておるんですが、一向に変わらないなと、この辺今回のJR協議によっては、こういうふうにJRの用地部分だけをJRに委託をして、県道部分に関しては町の意向、県の意向ということで十分通る話ですから、内容によっては、そういうことを十分検討していただく必要がありはしな

いかと、そこをもう一度町長に、その点はお尋ねをいたします。

それから、48ページの公民館費600万円ということで、あくまでも用地の話もちよこつとばかり言われましたが、バリアフリーが100万円と建物500万円ということですね。町は今の説明では、ただできませんというふうな説明だったんですが、どのような理由でできないのかと、地域の方々、私たちが請願ということで上がってきておりますので、今度は私たちがどうという理由で、あれは後藤町長が通してやんならんだったのでしょうかと言われたとき、それなりの説明をしなければなりません。そのところも後藤町長のほうに、どのような理由で用地購入ということでは認められなかったのかと、私も前回の請願が上がったとき、賛成討論と言いつながりながら、今回が初めてのケースだから後を引かんように十分検討していただきたいというふうな賛成討論はしたつもりではおりましたが、再度町長にその理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず三里木駅の歩道橋の件であります、JRのほうへの委託にかえた分につきましては、JRとの協議の中で、さっき建設課長が申し上げたとおりの内容でありまして、それから県道の分につきましては、県道にかかる分につきましては県のほうが発注するという形になりますので、町のほうが発注するというものではありません。それで、JRにかかる分につきましては、下のほうをJRの列車、電車等が通っておりますので、そういう面での安全性からJRとの協議の中で、そういう取り扱いをしたところでありまして、言われるように、地元でできることは地元でということで、その辺は十分守っていく中での判断であります。

それから、境ノ松の公民館の広場のほうの件ですけれども、これにつきましては、広場的なものを必要なところについてはつくっていく必要があるということでもありますけれども、この辺につきましては、今いろいろほかの会社もありますので、そういったところを制度化するようなところで検討しておりまして、境ノ松におかれましては、この公民館の広場のほうにつきましては、地元の地権者の方から地元のほうが借りて、そういう使い方をするということで聞いておりますので、今回の中ではそこまで参加してないということでもあります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑はありませんか。

（11番吉本 堅君「もう一回」の声あり）

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 境ノ松の公民館の用地確保に関しては、地元のほうから借りてという話を町長が今されましたけれども、それは町のほうで、そういう対応はとれませんという結論が出たから、仕方なく地域のほうでそういう対応をとられたのか、地域のほうから、いやもう町で買ってもらわんでいいですよと、自分たちで借りますからと、どちらからの話なのか、そこを地元が本当に納得されたのかどうか、その辺を再度町長にお尋ねいたします。



それから、JRの塗装の件に関しましては、今後はこれが一つの引き金となって、JRの用地の中であればJRのほうに危険度とか何やかんやを考えて、そういうふうな発注もいたし方ないかもしれませんが、JRの用地から外れる部分においては、町の考えをある程度通していただくと、そういう姿勢が必要ではないかと思います。町長の考えを再度お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この境ノ松の広場の使い方につきましては、地域、いわゆる境ノ松区のほうからの提案でことで、地元の地権者の方から貸していただくからということで、そういうところになっているところでもあります。

それから、JRの件につきましては、JRとの協議の中で、今言われるようにJRとの協議の中で、当然地元のほうで、協議の中でできるということがあれば、そちらは地元のほうで進めるところでありますけども、今回の橋梁の件につきましては、先ほど建設課長が申し上げたとおり、協議する中で、JRのほうで取り扱いのほうをさせていただきたい、いわゆる安全性の確保から、そういう中で決めたものでありまして、当然地元でできるようなところ、JRとの協議の中で、町のほうの発注でできる分については、そういう形でできるだけ、そして地元のほうの業者の方々にできるようなところは配慮していきたいというように思っております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） ページ38ページの吉本議員の企業誘致費の中の調査委託料ですけど、今吉本議員の説明の中で、同面積交換の調査をするということだと思んですが、杉並木公園の管理棟が入るとかおっしゃったような気がするので、その点ちょっともう一度、ちょっとどういう状況なのかをお願いします。

それから、ページ26ページの19の負担金、民生費の中の社会福祉費の中の負担金補助及び交付金で、1つは国庫でグループホームげんきの家に地域介護・福祉空間整備のほうが入ると思います。もう一つは、県の補助金ということですけども、介護基盤の緊急整備特別対策事業補助金の5,250万円で、認知症介護事業所とあったんですけど、もう少し内容についてお聞きしたいと思います。

それから最後、ページ36ページの農林水産業費の中の目の土地改良費の中で、節の15の工事請負費970万円で、農道舗装工事で井手ののり面とかという説明があったんですけども、すいませんけど、その点をもう少し詳しくお願いします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 今議員のほうから管理棟というお話があったんですけど、先ほど私が申ししたのは、位置的に説明した中で、管理道路という表現で説明したかと思います。

（12番小林久美子君「管理」の声あり）

道路。要するに、富士フィルムと公園との間に管理道路が入ってきます。位置的にそこをお

話ししたところでございます。

(12番小林久美子君「管理棟じゃないんですね」の声あり)

はい。

○議長(吉村豊明君) 健康・保険課長。

○健康・保険課長(宮本義雄君) 款3民生費、項1社会福祉費の分の節の19負担金補助及び交付金の中の介護基盤整備特別対策事業補助金の件ですが、平成21年から平成23年までの緊急経済対策事業の一環として、いわゆる地域密着型サービスの分の新設の分の国庫補助金としてしとります。今、議員お尋ねの分ですが、認知症高齢者グループホームが今年度、平成22年度に新設されますので、その分の国庫補助金として2,625万円です。それともう一つですが、小規模多機能型居宅介護事業所というのも、また同じく地域密着型サービスの拠点となりますので、これも同額で2,625万円補助金が出るということでございます。

以上でございます。

○議長(吉村豊明君) 農政課長。

○農政課長(荒木一雄君) 工事請負費の970万円ですけど、まず農道井口3号線、これが農道井口3号線ほかの舗装工事であります。幅が4メートルで、長さ約500メートルです。それから、もう一つが馬場地区を通っております枯木井手のり面崩壊復旧工事で、これが長さが12メートルの工事になります。

以上です。

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑はありませんか。

福島知雄君。

○9番(福島知雄君) ページ48ページの公民館費ですが、吉本議員の質問の関連になりますけども、先ほど町長の答弁では、地元のほうで民地を借り上げるからということで、今回購入の予定をしてないということなんですけど、これは町の対応が見えないからいたし方なく地元で借り上げをしましょうかねという話なんです。それも地権者の方が非常にいい人で協力的でそういった話になったんですよ。それもまだ賃貸の話も全然進んでおりません。私はそこに住んでおまして、私もその建設検討委員会の中に入ってますけども、賃貸契約も全然できてない状態なんです。見通しとしてはできる予定なんですけども、おかげで公民館の補助金600万円、今回組んでいただきまして、今公民館建設に取り組んでおりますけども、非常に財政的にも厳しいし、1戸当たり6万円の建設協力金をいただいているんですけども、それでも果たしてできるかどうか分かりません。だから、最終的に追徴として、またお願いするというような事態になりますけども、今後その土地を借りても、果たして賃料を払えるかどうか分からない状態なんです。町として、分区の要請が上がったときには、そういった面もヒアリングをして分区を認めるとかというふうにしないと、こういった問題は今後どんどん出てくることも当然考えられるわけですよ。分区は認めたわ後は知りませんよじゃ、その区の町民サービス全然できませんよ。清掃の奉仕活動あるいは子ども会、老人会の廃品回収、そういうときもそういっ

た広場が必要なんです。そういった夏祭りも境ノ松は今年は中止しました。なぜかという  
と、そういった行事をするスペースがないんです、何をするにしても。その辺は行政は当然考  
えていくべきと思うんです。それができなかつたらちょっと待ってくれと、分区はあと何年  
くらい待ったほうがいいんじゃないかと、町としては対応できないですよと、そういったこと  
もヒアリングして助言していく必要があるんじゃないですか。その地区から分区の要請が上が  
りました。はい、じゃあいいですよ、どうぞと分区を認める。しかし、公民館をつくる、まあ  
公民館は300平米までは町のほうで購入するようになってますからね。それと、3分の1最高  
500万円、これでバリアフリーで100万円、600万円というふうになってますけど、そこに多少  
のスペースは必要なんです。この車時代に駐車場のスペースも必要でしょうし、それと多少  
の広場というのは当然必要になってくるわけですよ。その辺を当然、分区を認めるときには、  
そういうことも検討していくべきじゃないんですか。その辺どうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 公民館の用地につきましては、この町はかつて300平方メートルまでの制  
度をつくっておりますけども、広場のほうの件が、まだ町のほうでのいろんな境ノ松に限らず  
他のところにも同じような状況がありますので、そういう面を含めたところで、制度化する  
というのが、まだ現時点でまとめるような指示はしとるところですけども、そういうのがまとま  
ってないような状況であります。それで今回は、福島議員さんも言われるように、地権者の方  
が地元の方で協力的なところがあって、地元からの提案の方式で借り上げて、広場の分につい  
ては使われるということで、今回の予算のところには載ってないわけであります。

それと、そういうできるだけ地元の負担が出ないようなところにつきましては、十分協議を  
しながら進めていきまして、用地購入関係につきましても、地権者の方といろいろ交換する形  
で持っていくということで、そういった負担のほうもされなくて済むような方法で、担当のほ  
うでは進めているということでありますので、全体的な広場的なものにつきましては、その制  
度をきちんと制度化しまして、その中で、当然町として整備するものについては整備していく  
という形に変えていきたいというふうに思っております。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 町長の制度化していく、それは非常に評価したいと思います。ただ先ほ  
ど、総務課長の吉本議員の質問に対する答弁で、考えてないという答弁が出たものですから、  
それちょっと余り断言されたような答弁だったもので質問したわけですけども、当然境ノ松地  
区というのは、既存と新興が入りまざった地区なんです。最近非常に開発が進んでまして、  
車両等は道路上、当然全域駐車禁止になってます。また違法してとめてると、非常に道等狭い  
ものですから公民館関係の車がとめられない状態なんです。公民館ですから、想定として  
歩いてくるだろうというのが想定かと思っておりますけども、やはりいろんな場合、車を使用する  
ことが頻繁にあるわけですよ。どうしても車の駐車台数では四、五台のスペースは必要と、そう  
なってくれば、民地を借地しないと当然何もできないという状態ですから、その辺は例えば民

地を借地するときです、町長。そういうのに補助とかそういうのは考えてらっしゃらないですか。どうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 民地を借り上げられる場合に対しての町の補助ということだと思いますけども、そういうものにつきましては、またその辺もきちんと整理する必要があると思います。町が借り上げてするものと、地元で借りられた場合というのは、当然町の購入を伴ってない部分がありますので、その辺は十分検討させていただいて、できるだけ地元の負担がない形で、そしてまたこの境ノ松、まだ区ができ上がってまだ長くたっていないような状況の中で、活動される場合に非常に老朽化してしまって、今の公民館が床も抜けた、落ちたという話も聞いておりますし、そういう面で地元のいろんな自治会活動あたりがうまくいくようなところについては、十分町のほうでも応援できる体制はとらなきゃなりませんので、そういった意味についても、あわせて検討させた上で、地元の活動しやすい方向に持っていく考えでありますので、きちんと実際借り上げて活動されるまでには、その辺の整備をしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 最後の質問になります。借り上げの方向で今いってますけども、賃借料が幾らになるかというのは、まだ全然そういう交渉もやってない状態なんですよ。ですから、地権者の方に甘えて賃借料というのを物すごく安く抑えていただくという気持ちは持ってます。区民みんなですね、区長初め。そういうことでぜひ借り上げなり決定しましたら、また区のほうから相談があるかと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） すいません。私の不注意だったかもしれませんが、7ページですね、武蔵ヶ丘小学校プレハブ教室借り上げ料債務負担行為の補正の件と、それからもう一つ、46ページの款の10の教育費、項の2の小学校費、節区分の14の使用料及び賃借料の1,170万円、プレハブ教室借り上げ料という点がありますけれども、私の不注意でちょっと聞き落としたのかもしれない。よく理解できてませんので、もう一回説明をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 担当課であります学務課のほうから説明したいと思います。

まず、7ページでございます。債務負担行為の補正ということで、武蔵ヶ丘小学校プレハブ教室の借り上げ料、これにつきましては、平成23年と24年につきまして、2クラスの不足が生じます。ということで、本年度のうちにプレハブを設置したいということで、本年度建て方に入りまして、使用してまいりますのが23、24という形で使用してまいります。そういう中で、当該年度の支出は、先ほどの支出のほうでまたご説明しますけども、債務負担行為として、23年度分の借り上げ料、24年度分の借り上げをとということで、限度額を690万円というこ

とで出しとるところです。

それからもう一点、支出のほうで46ページでございます。教育費の小学校費で学校管理費の節の14使用料のほうでございますが、これにつきましては、今申しました23年度、24年度で借り上げをいたしますところで、本年度中に来年の入学式までにはプレハブを建設しとく必要がございます。そういうことで、本年度に契約をしまして、建て方という形で完成させて、その一部、本年度支出分として建て方分が入ってまいりますと、賃借料という形になりますので、その分について本年度予算として1,170万円ということで歳出を上げさせていただいてるところでございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 2クラス不足ということですが、これいつまで続くのか。それから、いつは解消するのか、このプレハブの借り上げがどこで終わるのか、その辺をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今のお尋ねの件なんです、現在見込んでおりますのが、28年度までが今の住民基本台帳で確認ができます。そういう中で、試算しまして、今現在見込んでおりますのが23、24年が2クラス不足しまして、それ以降は減少してくるということでございますので、この2カ年の対応だけで済むだろうということで今想定しております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） それでは、その分について、特に校舎を新設するとかそういうことはないわけですね。すべてプレハブで対応するということですね。はい、わかりました。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時59分

再開 午前11時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第33号 平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、議案第33号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（宮本義雄君） おはようございます。議案第33号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

予算書の1ページを開いてください。

歳入歳出予算の補正は、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,741万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を31億541万2,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容は、歳入では平成21年度国民健康保険特別会計の決算に基づく繰越金、歳出につきましては、社会保険診療報酬支払基金への過年度分返還金の増額、そして老人保健拠出金の減額であります。

次に、6ページを開いてください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1総括、歳入の欄のところでございますが、その欄の右上に単位千円がちょっと漏れておりますので、まことにすみませんけどもご記入をお願いいたします。

次に、8ページをお願いいたします。

まず、歳入の主な内容についてご説明を申し上げます。

款の14繰越金、項の1繰越金、目の2その他繰越金は平成21年度からの繰越金として1,684万1,000円の補正増をしております。

次に、9ページでございます。

歳出についても、主なものについてご説明を申し上げます。

款の2の保険給付費、項の1療養諸費、目の1の一般被保険者療養給付費は補正額は0でございますけども、財源の入れかえをしております。

次に、10ページお願いいたします。

款の5老人保健拠出金、項の1老人保健拠出金、目の1老人保健医療費拠出金は、拠出金の納付決定通知により271万5,000円の補正減をしております。

次に、11ページでございます。

款の11諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の3償還金は平成21年度退職者医療の療養給付分が確定しましたので、社会保険診療報酬支払基金への返還金として2,334万4,000円の補正増をしております。

款の12予備費、項の1予備費、目の1予備費は357万9,000円の補正減をしております。これは今回歳出に補正増が生じたので、予備費により調整を行っているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第34号 平成22年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第3、議案第34号平成22年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（宮本義雄君） 議案第34号平成22年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

予算書の1ページを開いてください。

歳入歳出予算の補正は、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,482万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を18億1,584万3,000円とするものであります。今回の補正の主な内容は、歳入では平成21年度介護保険特別会計の決算に基づく繰越金、国、県、社会保険診療報酬支払基金の補助金と清算による過年度分の交付金の増額、歳出につきましては、国、県に対する過年度分返還金、介護給付費準備基金積立金の増額であります。

6ページを開いてください。

ここの6ページも先ほどと同じように、歳入歳出補正予算事項別明細書の1総括、歳入の欄の右上でございますが、これも単位千円が漏れておりますので、すみませんけどもご記入お願いいたします。

次に、8ページを開いてください。

まず、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。款の4国庫支出金、項の2国庫補助

金、目の2と3の地域支援事業交付金、これは介護予防事業と包括的支援事業、2事業がございます。過年度分として、合計で81万円の補正増をしております。款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金、目の1介護給付費交付金と目の2地域支援事業支援交付金は、過年度分として、合計で328万1,000円の補正増をしております。

次に、9ページをごらんください。

款の10繰越金、項の1繰越金は平成21年度からの繰越金として3,099万4,000円の補正増をしております。

次に、10ページでございます。

歳出についてご説明申し上げます。款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、国県支出金の過年度分返還金として、1,137万6,000円の補正増をしております。

款の5基金積立金、項の1基金積立金、目の1介護給付費準備基金積立金は2,252万2,000円の補正増をしております。これは、介護保険料を財源としまして、今後の介護給付費のために基金に積み立てるものであります。

款の8諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の1第1号被保険者保険料還付金は、還付金としまして92万3,000円の補正増をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第35号 平成22年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第1号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第4、議案第35号平成22年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） おはようございます。



議案第35号平成22年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、歳入歳出予算についてでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,292万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を15億2,760万9,000円と定めております。また第2条で、地方債の変更を第2表の地方債補正で計上しているところでございます。

4ページをお開き願います。

第2表地方債の補正で、限度額のみ調整を行っております。流域下水道事業負担金につきましては、負担金が増額になりましたことから140万円を増額し、流域関連公共下水道事業部につきましては、事業の減少により1,090万円を減額し、地方債合計の限度額を950万円減額し2億5,330万円としております。

8ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の1使用料及び手数料、目の1下水道使用料、節の1現年度分を1,797万3,000円増額しておりますが、これは委託徴収分につきましては、処理人口の増加、直接徴収分につきましては、企業の景気回復に伴います排出量の増で増額としております。

次に、款の2分担金及び負担金、目の2下水道事業費負担金、節の1下水道事業費負担金を319万2,000円増額しておりますが、免許センター関連工事の負担金でございまして、切りかえに伴いまして既設管の埋め戻し工事分の工事費を県警に負担していただくものでございます。

次に、款の3国庫支出金、目の1土木費補助金、節の1公共下水道補助金を2,042万6,000円減額しておりますが、国の事業仕分けにより補助金制度が社会資本整備総合交付金制度にかわり、当初要望よりも町への配分が減少したため減額しております。

次に、款の5繰入金、目の1一般会計繰入金、節の1一般会計繰入金を1,355万1,000円減額しておりますが、これは使用料の増額と繰入金の確定により、一般会計からの繰入金を減額したものでございます。

次に、款の6繰越金、目の1繰越金、節の1繰越金を614万5,000円増額しておりますが、平成21年度からの繰越金が確定しましたので補正するものでございます。

次に、款の7諸収入、目の1雑入、節の1雑入の324万1,000円の増額でございますが、これは消費税の還付金でございます。

次に、款の8町債、目の1土木債、節の1土木債の950万円の減額でございますが、流域下水道事業負担金の増と、関連公共下水道事業分の減額により補正でございます。

10ページをごらんください。

歳出でございますが、款の2維持費、目の1公共下水道維持管理費、節の11需用費の126万円の増額は、管路舗装の修繕費でございます。

次に、節の19負担金補助及び交付金の700万6,000円の増額でございますが、熊本北部流域下水道維持管理負担金でございます。歳入の内訳でもご説明しましたが、北部流域下水道への流入量が当初の予想よりも多くなりましたので増額になっております。

次に、目の3セミコンテクノパーク下水道維持管理費、節の19負担金補助及び交付金の500万2,000円の増額でございますが、これも熊本北部流域下水道維持管理負担金でございます。北部流域下水道への流入量が当初の予想よりも多くなりましたので増額となっております。

節の23償還金利子及び割引料の309万1,000円の減でございますが、合志市への還付金でございます。

次に、款の3事業費、目の1流域下水道事業費、節の19負担金補助及び交付金の140万7,000円の増でございますが、流域下水道処理場建設負担金の今年度の負担分の確定による増でございます。

次の目の2流域関連公共下水道事業費でございますが、人件費につきましては、職員の人事異動による組み替えでございますので説明を省略させていただきます。

節の13の委託料、実施設計等委託料547万2,000円の減額でございますが、交付金の減額により事業の縮小でございます。来年度以降に回す分を減額しております。

節の15の工事費1,836万8,000円の減額についても同様でございます。

節の22補償補填及び賠償金の100万円の減額でございますが、上水道の移設補償費を予定しておりましたが、今年度はないというところで減額しております。

次の款の4公債費、目の2利子でございます。補正は0でございますが、一般財源からその他の特定財源を入れかえております。その他の324万1,000円につきましては、消費税の還付金でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第36号 平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第5、議案第36号平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） 議案第36号平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、歳入歳出予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ867万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を4,854万4,000円と定めております。

8ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の5繰入金、目の1一般会計繰入金、節の1一般会計繰入金を838万6,000円増額し3,920万8,000円とし、款の6繰越金、目の1繰越金、節の1繰越金を前年度繰越額が確定しましたことから29万1,000円を増額し、129万1,000円としております。

9ページをごらんください。

歳出でございますが、款の2維持費、目の1維持管理費、節の11需用費を101万2,000円増額しております。これは白水浄化センター内の一部機械の修繕及びマンホールポンプ場の修繕費を増額したものでございます。

節の13委託料の766万5,000円の増額につきましては、実施設計と地質調査の委託料でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） ページ9ページの款の3の事業費、目の1の農業集落排水事業費ですか。節区分の13委託料、実施設計委託料で766万5,000円ということで上がっておりますが、場所的に南台地とは思いますが、大体どのあたりのどういう感じの集落内排水下水道のことなのか、もう少し説明をお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 下水道課長。

○下水道課長（山崎謙三君） 場所は、曲手のJA菊池給油所から南に大体400メートルほどを計画しております。ゆうゆうフーズ、雪印種苗、菊陽学園作業所などがありますが、合併浄化槽を使用するため、農業集落排水に延長するものでございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

（11番吉本 堅君「ちょっともう一回いいですか」の声あり）

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 曲手の農協のスタンドの近辺と言われたんですかね、あの辺に何かあるのかなど、どこをカバーするための事業なのか、もうちょっと詳しくよかですか。

○議長（吉村豊明君） 下水道課長。

○下水道課長（山崎謙三君） 曲手のJAのガソリンスタンドがありますですね。そこから空港のほうに向かう道路沿いでございますけども、県が誘致しました運送会社、それから雪印種苗、それから、ゆうゆうフーズ、それと菊陽学園の作業場などがあります。そのところの整備になります。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第37号 訴えの提起について

○議長（吉村豊明君） 日程第6、議案第37号訴えの提起についてを議題といたします。

税務課長、内容の説明を求めます。

○税務課長（廣野豊徳君） おはようございます。

議案第37号は訴えの提起についてであります。差し押さえ債権取り立ての訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

訴えの提起の内容につきましてご説明したいと思います。

1、相手方、福岡県福岡市中央区天神4丁目4番25、株式会社しんわ代表取締役日下部豊、  
2、請求の趣旨、次に記載の金額の支払いを求めるものであります。(1)262万9,590円、(2)上記金額に対する年5分の割合による利息です。(3)訴えの提起の理由としましては、滞納町税を徴収するため、滞納者が第三債務者である相手方、株式会社しんわに対して有する不当利得返還請求権及び年5分の割合による利息の支払請求権を差し押さえ、相手方にその支払いを求

めたところではありますが、期限までに納付がないため訴えにより支払いを求めるものであります。

補足説明といたしまして、町内に在住の町税滞納者が、今回の訴えの相手方でありまして、しんわから融資を受けておりました、しかしこの融資契約というものは、利息制限法で定めている利息を超えており、本来であれば借入金の返済は終わっているはずなのですが、そのまま返済を続けたために、利息制限法の金利で引き直し計算した場合、過払いの状態となっております。そこで、この利息制限法を超えて支払った利息、いわゆる過払い金を町税滞納分に充てるため、過払い金返還請求権をさせたもので、今回しんわに対し過払い金などの支払いを求める訴えを提起するものであります。

これまでの経過を報告しますと、昨年7月から本年2月までの間に5回の納税相談を受けまして、その中でしんわからの借入れがあることがわかりましたので、本年3月1日にしんわに対しまして金銭諸費貸借契約取引履歴照会を行い、3月15日に取引履歴の回答を受けました。その取引履歴をもとに利息制限法の金利で引き直し計算をしたところ、過払い金があることがわかりましたので、3月23日に不当利得返還請求権の差し押さえを行ったところでありまして、これに対しまして、しんわから4月15日付で異議申し立てがありました。5月10日付で異議申し立てを棄却しております。その後、6月21日付で6月30日を期限とする差し押さえ債権支払催告を出したところではありますが、これまで支払いがなく現在に至っております。今回の取り組みは滞納者に差し押さえるべく財産があれば、税の公平性の実現を図るため、滞納処分を行わなければならない、過払い金も財産であり、差し押さえたかわり第三債務者からの支払いを求めるものであります。この過払い金差し押さえは、滞納町税の解消のみならず、滞納者の生活改善や再建につながるものと考えております。なお、町が滞納者にかわり町から相手方の株式会社しんわに請求することは、滞納者の意向に沿った形で処理をしているところであります。4、事件に関する取り扱い、勝訴和解その他本件処理に関する事項は、町長に一任するというものであります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 今説明を聞いてわかったんですけども、これは滞納町税っていうのは大体幾らくらいなのかっていうことと、それからほかにもやっぱりこういう過払いのために町税を納めてないとか、そういうことはあるんでしょうか。2点についてお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） 滞納町税の額については個人情報になりますので、お答えすることができませんが、引き直し計算でこれまで滞納者がしんわに対して返還した分をやりますと、

262万9,590円をそのまま本税に充てるという形になります。そういうことでよろしいでしょうか。

それと2点目については、今のところそういった相談はあつとりませんが、あればまたこういう対応をとりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 恐らくたいまの件だろうと思いますが、弁護士費用79万円というのがどこかにありましたですね。これに関連してですね。

（税務課長廣野豊徳君「そうです」の声あり）

その弁護士費用は、結局町の負担になってしまうのでしょうか。その辺お聞きします。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） 弁護士費用につきましては、滞納処分費になりませんので、それにつきましては、町の一般財源からの支払いということになります。ただし、今のところ先ほどの補正で弁護士費用は計上しておりますが、それにつきましては、今のところ町としては、町の職員で対応すると、ただ相手方が裁判で戦いまいしょうとなった場合、2回目、3回目になりますと、どうしても職員ではそういう処理ができませんので、その際のための弁護士費用ということで予算計上させていただきました。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 基本的なことをお尋ねをしますけれども、しんわからお金を借りて滞納してしまった、町税を滞納してしまったっていう方はほかにいらっしゃるわけですね。その方の滞納してる町税を町が取るといことで、その相手方のしんわを訴える。本来ならば、その方が過払いをされてるので、AさんならAさんが過払い請求をして返してもらったのを町が税金として受けるということ、町が代理で裁判まで起こして取り立てるといのが、ちょっと一足飛びにやり過ぎてるような気がするんですけど、今までのやり方としてはこれが普通だったんですか。ちょっとその辺のところをお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） こういう形で行政が過払い金の裁判への訴えについては、平成20年に兵庫県の芦屋市のほうが裁判で勝訴しておりますので、そういったのを受けて、全国の自治体でもこういう取り組みをやっているところがあります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第7 議案第38号 町道路線の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第7、議案第38号町道路線の認定についてを議題といたします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） それでは、議案第38号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

道路法第8条第1項の規定によりまして町道路線を認定するため、同法8条第2項の規定により議会の議決を求めます。

今回ご承認をいただきたいのは、花立11号線、12号線、13号線、14号線、新山24号線、下沖の8号線、新町5号線の7路線でございます。

内容につきましては、参考資料の位置図によってご説明申し上げます。花立11号線は、花立のはなや酒店でありますけれども、はなや酒店の西側から南に入った道路で、通称ユニパーク道路でございます。この道路は里道沿いに住宅が建ち並び、中心後退等により拡幅された道路で、今回住宅が建っていない山林の区間の拡幅の見通しが立ちましたものですから、町道としての要件を満たすこととなることから、今回認定するものでございます。延長幅員につきましては、図面の左上に記載してありますように、延長が354.5メートル、幅員が1.53メートルから6.05メートルで、今回1.53メートルの狭い区間を6メートルに拡幅するものでございます。花立12号線は、平成13年2月に開発でできた道路でございます。花立11号線の町道認定に伴いまして、町道と接する道路となり、町道認定の要件を満たすこととなったためでございます。延長につきましては、51.8メートルで、幅員が6メートルでございます。

また、花立13号線につきましても同様でございます。平成13年6月に位置指定道路として築造された道路でございます。延長が46.8メートル、幅員が5メートルでございます。

次の花立14号線も同様でございます。平成2年2月に開発でできた道路で延長81メートル、幅員が4メートルから5.1メートルでございます。

次のページをお願いします。新山24号線でございます。場所は白鈴保育園の南側に位置し、集落内開発制度によりまして設置されたものでございます。延長が43.8メートル、幅員が6メートル。

次のページをお開きください。

下沖の8号線でございます。場所は三里木町民センターの西の三里木北公園の西側に位置し、以前から菊陽町所有として町で管理しておりましたが、町道認定の要件を満たしておりましたが、町道認定がされておりましたので、今回、認定の承認をお願いするものでございます。延長が101.5メートル、幅員が4メートルでございます。

次のページをお願いします。新町5号線でございます。場所は菊陽第2土地区画整理地区内の日本こん包運輸の東側のタイハウ工業跡地の開発でできた道路でございます。延長が78.86メートルで、幅員が6メートルでございます。

以上、7路線の町道認定について議会の議決をお願いするものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（吉村豊明君） 日程第8、報告第5号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、報告第5号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定しました平成21年度の決算に係ります健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定によりましてご報告申し上げます。

本件につきましては、本定例会初日に代表監査委員から監査審査結果の報告がなされたところでもございます。

表紙をめくっていただき、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比



率、実質公債費比率、将来負担比率があり、下段の括弧書きで記載しております早期健全化基準に対しまして、上段に実際の比率を計算し、各比率が下回っておれば健全であるということになります。

まず、実質赤字比率は、これは一般会計及び土地取得特別会計を合わせた普通会計の実質収支額について分析するもので、5億1,855万4,000円の黒字になりましたことから、赤字比率として数値にあらわすことができないということでございます。

また、連結実質赤字比率は、先ほど申しました普通会計に国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道特別会計及び農業集落排水特別会計を加えた実質収支額で、これは6億3,448万7,000円の黒字になりましたことから、赤字比率として数値にあらわすことができないということでございます。

実質公債費比率は、これは公債費充当の一般財源等、公営企業債充当の繰入金、一部事務組合等債（地方債です）の負担金等、公債費に準ずる債務負担行為の合計を分子といたしまして、分母には標準財政規模に臨時財政対策債発行可能額を加えた額を分母として、割った比率の3カ年平均で、なお分子、分母ともに普通交付税の基準財政需要額算入分を除いて計算しております。早期健全化基準25%に対し14.6%という結果となりました。

将来負担比率は、地方債残高、公営企業債等繰入見込み額、一部組合等負担等見込み額、退職手当負担見込み額等の将来負担額から、基金等の特別財源基準財政需要額算入見込み額を差し引いた額を分子といたしまして、分母には標準財政規模から基準財政需要額算入公債費等の額を差し引いた額を分母といたしまして、割った比率でございます。早期健全化基準350%に対し32.5%という結果となりました。

なお、代表監査委員の報告にありましたように、分子から差し引くことのできる基金につきましては、昨年度まで財政調整基金及び減債基金のみとしておりましたが、今回の積算では、その他特定目的基金等を加算いたしましたことから、将来負担比率は昨年度に比べて低いものとなっております。

以上、すべての指標が早期健全化基準の範囲でありますことから、菊陽町の財政状況は健全段階にあるということになります。

次に、1枚めくっていただき、資金不足比率でございますが、公営企業法非適用企業といたしまして事業を推進している下水道特別会計及び農業集落排水特別会計におきます資金不足比率でございます。平成21年度下水道特別会計決算における歳出総額18億1,705万8,000円に対しまして、歳入総額が18億4,390万3,000円でありまして、歳入歳出差し引き残額が2,684万5,000円となり、さらに繰越明許費に係ります翌年度へ繰り越すべき財源403万4,000円を除き、2,281万1,000円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値にあらわすことができないということでございます。

また、平成21年度農業集落排水特別会計におきます歳出総額が3,007万8,000円に対しまして、歳入総額が3,136万9,000円であり、歳入歳出差し引き残額が129万1,000円となっております。

黒字でありますことから資金不足比率として数値にあらわすことができないということでございます。したがって、両特別会計ともに経営状況は安定しているということができます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号財政の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第9 認定第1号 熊本中央広域市町村圏協議会に係る平成21年度歳入歳出決算の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第9、認定第1号熊本中央広域市町村圏協議会に係る平成21年度歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

総合政策課長、内容の説明を求めます。

○総合政策課長（松本東亞君） 認定第1号熊本中央広域市町村圏協議会に係る平成21年度歳入歳出決算の認定についてでございます。

その提案理由は、熊本中央広域市町村圏協議会が平成22年3月31日限りで廃止されたため、熊本中央広域市町村圏協議会規約第27条第2項の規定により、平成21年度歳入歳出決算について議会の認定に付さなければならないことになっているためでございます。

次をお開きください。次が、決算書になっておりますが、さらにもう1ページお開きいただきたいと思っております。

歳入歳出の款項について予算現額などが書かれてあります。歳入につきまして、款1、項1、これは負担金でございますが、予算現額、調定額、収入額ともそれぞれ218万6,000円でございます。それから、これは協議会を構成する2市7町からの負担金でございます。

それから、款2、項1預金利子でございます。調定額、収入額とも685円でございます。

それから、款3、項1繰越金、これは予算現額、調定、収入済額とも59万6,000円でございます。歳入合計額、予算現額、調定額、収入済額それぞれ同額の278万2,703円でございます。

下の段の歳出でございます。項1協議会費、予算現額278万2,000円、支出済額48万3,883円、不用額229万8,117円でございます。

この支出済額につきまして、事項別明細書の12、13ページをお開きください。

13ページの旅費でございます。4万2,560円、これは監査委員2名、それから2回の費用弁償2万円、それから職員の会議研修の普通旅費が含まれております。

11の需用費6万6,424円、これは子ども交流促進事業等に係ります消耗品に使用しております。

それから、不用額が131万8,576円でございますが、子どもたちが協議会内の、例えば熊本市立博物館なんかに行きますと、そのパスポートを持っていけば無料になるっていう事業でございますが、この事業を中止しておりますので、それに係る費用が要らなくなったというようなことでございます。

12番の役務費でございます。支出済額6,315円でございます。これは郵送料などでございます。

13の委託料10万3,873円使っております。これは子ども交流事業の委託費で、まちづくり合志隊へ事務の委託をやっております。

14番使用料及び賃借料でございます。支出済額20万9,711円、これは子ども交流促進事業のバス借り上げ料及び協議会の総会会場の借り上げ料でございます。

それから、19の負担金補助及び交付金5万5,000円でございますが、熊本県の広域連絡協議会への負担金でございます。

17ページをお開きいただきたいと思っております。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額278万2,703円、支出総額48万3,883円、歳入歳出差し引き額229万8,820円、実質収支額は229万8,820円で、この金額が市町村の21年度の負担金の負担割合に基づきまして返還される金額となります。先ほど補正のほうに上げておりました金額で、菊陽町には10万3,784円が返還される予定でございます。

19ページにつきましては、財産に関する調書でございますが、該当ありませんので省略させていただきます。

それから、その一番後ろの監査委員からの監査の意見書が添付されておりますが、これにつきましては、議会への報告がっておりますので省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

た。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議員派遣について

○議長（吉村豊明君） 日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に別紙のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（吉村豊明君） 日程第11、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定によってお手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（吉村豊明君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成22年第3回菊陽町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時58分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 吉 村 豊 明

菊陽町議会議員 大 塚 昇

菊陽町議会議員 福 島 知 雄

菊陽町議会会議録  
平成22年第3回9月定例会

平成22年9月発行

発行人 菊陽町議会議長 吉村 豊明  
編集人 菊陽町議会事務局長 阪本 健治  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 432-0781 (代表)

~~~~~  
菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話 (代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919